

令和3年3月定例会（
3月 1日 開会
3月19日 閉会

飯網町議会 会議録

令和3年3月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（3月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	14
○諸般の報告	15
○議案第1号の上程、説明、質疑、付託	16
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第5号から議案第15号の一括上程、説明、質疑、付託	22
○議案第16号の上程、説明、付託	36
○議案第17号から議案第21号の一括上程、説明	38
○議案第22号から議案第31号の一括上程、説明	41

○議案第32号の上程、説明、質疑、付託	53
○議案第33号の上程、説明、質疑、付託	54
○諮問第1号及び諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○陳情の付託	58
○散会の宣告	58

第2号（3月3日）

○議事日程	60
○本日の会議に付した事件	60
○出席議員	60
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61
○事務局職員出席者	61
○開議の宣告	62
○議案第22号の質疑、付託	62
○議案第23号の質疑、付託	113
○議案第24号の質疑、付託	114
○議案第25号の質疑、付託	114
○議案第26号の質疑、付託	115
○議案第27号の質疑、付託	115
○議案第28号の質疑、付託	116
○議案第29号の質疑、付託	116
○議案第30号の質疑、付託	117
○議案第31号の質疑、付託	117
○散会の宣告	118

第3号（3月4日）

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	119
○出席議員	119
○欠席議員	119
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	119
○事務局職員出席者	120
○一般質問一覧表	121
○開議の宣告	122
○一般質問	
荒川 詔 夫	122
原 田 幸 長	136
中 島 和 子	146
青 山 弘	156
風 間 行 男	169
○散会の宣告	178

第4号（3月5日）

○議事日程	179
○本日の会議に付した事件	179
○出席議員	179
○欠席議員	179
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	179
○事務局職員出席者	180
○一般質問一覧表	181

○開議の宣告	182
○一般質問	
石川 信雄	182
清水 満	193
渡邊 千賀雄	206
伊藤 まゆみ	218
樋口 功	226
○散会の宣告	239

第5号（3月19日）

○議事日程	240
○本日の会議に付した事件	241
○出席議員	241
○欠席議員	241
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	242
○事務局職員出席者	242
○開議の宣告	243
○諸般の報告	243
○常任委員会審査報告、質疑	243
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	253
○議案第17号の質疑、討論、採決	275
○議案第18号の質疑、討論、採決	276
○議案第19号の質疑、討論、採決	277
○議案第20号の質疑、討論、採決	277
○議案第21号の質疑、討論、採決	278

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	279
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	280
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	282
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	284
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	285
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	287
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	288
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	289
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	291
○議員派遣の件	294
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	294
○町長あいさつ	294
○閉議及び閉会の宣告	296
○予算決算常任委員会 審査報告書	297
○総務産業常任委員会 審査報告書	299
○福祉文教常任委員会 審査報告書	306
○会議録署名	313

飯綱町告示第23号

令和3年3月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3年 2月22日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 3年 3月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和3年3月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和3年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月1日（月曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 1号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について

報告第 2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 議案第 1号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

日程第 5 議案第 2号 長野広域連合規約の変更について

日程第 6 議案第 3号 特別養護老人ホーム須坂荘の移管に伴う財産処分の協議について

日程第 7 議案第 4号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

日程第 8 議案第 5号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

日程第 9 議案第 6号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 7号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第 9号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第10号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第11号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 3 年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【多目的交流施設】
- 日程第 3 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第39 陳情

陳情第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を
求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	教 育 長	馬 島 敦 子
監 査 委 員	山 本 孝 利	農 業 委 員 会 長	高 橋 明 彦
選 挙 管 理 委 員 長	三 ツ 井 吉 次	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭
住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕	保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦
産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗	建 設 水 道 課 長	土 倉 正 和

教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一	総務課課長補佐	藤 沢 茂 行

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんおはようございます。

今定例会もコロナ禍の中で、対応をしながら進めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和3年3月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和3年飯綱町議会3月定例会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

議員各位には、3月定例議会を招集いたしましたところ、年度末ご多用の中、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。

いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、いよいよワクチンの接種を開始する段階となりました。医療関係者が最初に接種を受け、その後65歳以上の高齢者を対象とした接種が予定されております。町としては、2月15日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を創設し、体制を整えると共に、令和2年度分の関係予算、736万円余を同日付で専決処分致しました。65歳以上の皆さんへの接種は4月以降になります。接種券の配布や接種の日程調整、予約また相談等に対応する体制の整備、関係スタッフの確保など、取り組むべき課題が山積しておりますが、住民の皆さんへの丁寧な説明や親切な対応に心掛け、納得して頂いた上で、ワクチン接種を進めていきたいと思っております。町としても大規模な集団接種は初めての経験であり、国の動向によっては計画が大きく変更されるなど、不確定な点は数多くあ

ります。情報などの確に把握するとともに、医療関係者の絶大なるご協力を頂く中で万全を期していきたく思っております。新年度に入りまして、ワクチン接種が本格化していきますが、関係予算につきましては、専決処分を含め補正予算を組んで対応していきますので、ご理解を頂きたいと存じます。

次に令和3年度一般会計予算案につきまして、その編成方針について申し上げます。本年10月に町長の任期を迎えることから、新たな事業は改選後に提案していくのが一般的であると思っておりますが、新しい任期が実質的に11月から始まることを考えますと、取り組むべき重要な事業は当初予算に計上すべきと判断いたしました。

庁舎建設は第2庁舎の改装等を含め引き続き行っていますが、地方創生関連事業におけるハード的な事業が完了してきていることから、予算規模の縮小を目指したものとなっております。

特別会計や企業会計への支援、繰出金については、各会計において、収支のバランスを取り独立採算を目指すことを基本としておりますが、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計においては、それぞれの基金の運用により保険料の現状維持を指示し、それを踏まえた内容となっております。減額を望む声があることは承知しておりますが、国保保険料については県下統一の方向で進んでいる点、介護保険についても、いよいよ団塊の世代が後期高齢者となり給付費の増額が予想される点などから、現状維持と致しました。

下水道事業会計につきましては、例年通り起債の償還額を支援する形での繰り出し金を計上しております。

水道事業会計では、飯綱町全体の水道事業について、向こう10年を見据えた基本計画を策定することと致しました。水道事業会計の健全化は合併以来の懸案事項であります。解決すべき重要課題として捉える中で、令和3年度に基本計画を策定し、それに基づき浄水場、給水管、配水池など一連の工事を5年計画で実施し、令和8年度の運用開始を目指すものであります。12億円前後の事業費が予想されますが、これを水道事業会計だけで対応することは、住民への負担が極めて大きいことから、一般会計からの繰り出しが必要と判断し、基金を造成すること

と致しました。当面 10 年で 8 億円程度を目標として、飯綱町水道施設整備基金を設置することとし、関係条例を提案致しました。

飯綱病院事業会計においても、コロナ対策の一環として繰り出し金を昨年対比で 5,000 万円の増額と致しました。飯綱病院の安定した経営、コロナワクチン接種や抗原検査など一層の取り組み、協力を願うものであります。

その他予算編成におきまして、重点事項として指示しましたのは人口増対策であります。今年度から人口増推進室を設置し取り組んでおります。空き家登録や関連情報の発信、改築支援、移住に関する支援や相談など精力的に取り組んできておりますが、成果という面では満足はいく状況ではありません。コロナ過にあって長野県内に移住してくる人が転出を上回っているとの記事がありました。残念ながら飯綱町は転出者が多い状況が続いております。子育て支援策の充実や若い人はどんな魅力を求めているのかなど、総合的に人口増対策に取り組む必要があると強く認識しております。

コロナ対策であります。当初予算には今年度対応しました、飲食業や宿泊業に対する支援や個人への給付金などの計上はありません。しかしコロナ関係予算（地方創生臨時交付金）第 3 次補正で国が繰越すという形で、飯綱町に 1 億 1,378 万 3 千円の内示がありました。この用途については、新年度 4 月以降にどのようにしていくか検討しているところであります。新年度予算に計上している関連予算の財源に充当するとか、補正予算を編成し、新たにコロナ対策事業を実施するなど議会とも、協議して進めていきたいと考えております。

一般会計における基本的な方針を申し上げましたが、総体的に予算内容について申し上げます。一般会計の総額は 81 億 8,000 万円と致しました。昨年対比で 3 億 2,000 万円の減額であります。総合戦略に伴う各種の公共施設の建設が一段落致しました。役場庁舎の建設は令和 3 年度も継続しますが、それが終わる令和 4 年度以降の一般会計予算は、72～3 億円程度に抑えていけると考えております。

水道施設整備基金への積立ては、当初予算で 2,500 万円計上しておりますが、令和 2 年度の決算剰余金、又はふるさと応援寄付金などの状況を見ながら、今後補正対応により積み立てを

増額していく計画であります。

衛生費におきまして、汲み取りによる「し尿の処理」の対応について具体的な方針を出すため、基本及び詳細設計委託料 2,300 万円を計上いたしました。現在は北部衛生施設組合で処理をしていますが、扱ひ量の減少や施設の老朽化等に伴い下水道への流入による処理を目指すものであります。令和 5 年頃までに完成させる必要があると思っております。

民生費では難聴者への支援として、一人 3 万円を限度として補助することとし、関係予算を計上致しました。長寿社会が一段と進む中、難聴者が増加している傾向にあります。豊かな生活の維持、交通安全など身を守るためにも、ご活用いただきたいと希望しております。

農業費では家族経営農業の支援策として、小規模なビニールハウスの設置に助成することと致しました。1 棟につき事業費の 2 分の 1 の補助とし、20 万円を限度額とするものであります。小さなビニールハウスを建てていただき、野菜栽培を推奨し、期間の長い、多品種の野菜等の生産に期待するものであります。栽培指導という面でも、信州大学の先生と顧問契約を結び、定期的な研修会やモデル農園での栽培試験などにより、各農家の栽培技術の向上を目指すことにしております。小規模農家や高齢者の支援という面がありますので、補助対象者は認定農業者に限定する予定はありません。1 年に 10 棟程度、10 年で 100 棟を目指していきたいと思っております。

その他土木費では例年並みの国庫支出金を財源とした橋梁や道路の改良、教育費ではタブレットなどが令和 2 年度に整備されましたが、それを活用したギガ教育の推進費用や通常の小中学校の運営費などが計上されています。

歳入について申し上げます。地方交付税は合併に伴う交付税算定替えが終了したことから、普通交付税は前年比 5,000 万円の減額を見込み、特別交付税との総額で 30 億 9,000 万円を計上致しました。その他基金からの繰入金で 14 億 1,653 万 2 千円、借入金であります町債で 8 億 6,710 万円、町税で 9 億 5,411 万 8 千円、国や県からの支出金で 9 億 2,382 万 8 千円を主なものとして計上しております。

基金からの繰入金が多く計上されておりますが、庁舎建設基金や地域福祉基金、学校建設基

金など目的の事業が実施されることに伴う繰り入れであり、妥当なことと判断しております。今後の基金に対する方針ですが、水道施設整備基金などもありますが、一般財源の安定的な確保という観点から、財政調整基金への積み立てに重点を置いていく必要があると考えております。

ふるさと応援寄付金が極めて順調に伸びております。令和2年度においても3億2,000万円程が見込まれており、前年対比で2倍近い増額となっています。事業を委託しております、(株)カンマッセいづなの懸命な活動が大きな力になっていると感じております。町としてもバックアップ体制を一層強化するとともに、りんご、米など返礼品の品質向上や数量の確保、また観光関係商品など返礼品の多様化を図る中で、大きな収入源としていきたいと思っております。新年度予算では2億5,000万円の寄付金を見込みましたが、4億円を超えるのも夢ではないと期待しております。

令和3年度当初予算には関係しておりませんが、旧三水村地域がいわゆる過疎法に基づく過疎地域に指定される見通しとなりました。今年の3月に期限切れとなります、現行の過疎法では飯綱町は過疎の指定は受けておりませんでした。過疎新法案において、旧三水村地域が指定される見込みとなりました。人口の減少率や財政力指数によって判断されるものですが、住民生活には何ら影響されるものはございません。一番大きなことは、財政的な支援を受けられることとあります。道路などのインフラ整備、地域の活性化、生活環境の整備、農業振興など幅広い分野に対する起債（過疎債）や補助金が期待できる点とあります。本格的に取り組むことを申しあげました水道事業など、過疎債の利用が可能となれば財政的なメリットは計り知れません。ちなみに過疎債は事業費の10割を対象とし元利償還額の7割が交付税措置されるというものです。関係事務を早急に進めて、地域の発展に精力的に取り組む10年後には、過疎からの脱却を目指していきます。

特別会計予算、企業会計予算は全体で9会計を提案しております。主な内容につきましては、一般会計の繰出金の中で申しあげましたので、詳細な説明は提案の際に申しあげたいと思っております。住宅地造成事業特別会計は今年度造成しました宅地5区画の販売と現地の管理費用が主な

内容であります。早期な住宅建設と人口増に期待しております。その他の訪問看護ステーション特別会計、からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計、後期高齢者医療特別会計などは例年並みの予算内容となっております。

条例関係では 11 件の提案をしております。新たに制定します条例は、飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例であります。公職選挙法の改正に伴うものであり、選挙公営の拡大に関して必要事項を規定するものであります。その他の 10 件は既存条例の一部改正でございます。職員の給与に関する条例の一部改正は、管理職手当を改正するものです。基金条例の改正は、水道施設整備基金を新たに設置するものであります。国民健康保険税条例の改正は地方税法施行令の改正に伴うもの、介護保険条例の改正は保険料の軽減措置を延長するためのものであります。多目的交流施設条例の改正は、コネクトWESTに設置されているトレーニングジムの貸し出しを貸店舗とし、その使用料を月額制に改正するものであります。子育て応援祝い金支給条例の改正は、現行の第 1 子から 3 子までの支給階層を廃止して、1 子につき一律 20 万円を支給するための改正であります。第 1 子から 20 万円支給することになります。議案第 12 号の給水条例の改正、議案第 14 号の公共下水道条例の改正はそれぞれの使用料の表示を、消費税抜きのものから、消費税込みのものに改正するものです。議案第 15 号の農業集落排水処理施設条例の改正は、前段の使用料の表示の改正の他、公共下水道に接続するクリーンセンター袖之山、同牟礼を削除するものであります。議案第 13 号の下水道事業の設置等に関する条例の改正は、議案第 15 号と同様の事由により、クリーンセンター袖之山、同牟礼を削除するものであります。

補正予算は一般会計予算（第 9 号）、特別会計予算等で 5 件の計 6 件提案しております。一般会計補正予算は歳入歳出の総額に 9,247 万 8 千円を増額し、補正後の予算総額を 108 億 5,197 万 3 千円とするものです。

歳入として道路関係などの国庫支出金で 1,631 万 4 千円、ふるさと応援寄付金で 5,000 万円、新型コロナの影響により減収が生じる交付金の補填としての減収補填債など町債で 3,590 万円を主な歳入として見込んでおります。

歳出では総務費で基金への積み立てや、ふるさと納税事業関連費用で 5,074 万 2 千円、衛生費で飯綱病院への繰り出し金などで 3,032 万 6 千円、土木費では地方道改修費で 3,010 万円を主な歳出として計上しております。

特別会計等の補正は、歳入の確定等に伴う歳入歳出の調整が主な内容であります。病院事業会計は町からの繰出金 3,000 万円に伴う補正、下水道事業会計は 4 条予算関係補正であり、国庫支出金の 3,500 万円増額内示に伴い補正するものであり、企業債を含め資本的収入は 7,700 万円、同支出は舗装の復旧工事費で 8,360 万円をそれぞれ増額するものであります。

その他の案件としまして、報告事項 2 件、協議議案として長野広域連合規約の変更など 3 件、専決処分の承認で 1 件、地域福祉計画の策定、公の施設の指定管理者の指定などを提案しております。人事案件と致しまして、人権擁護委員の推薦について意見を求める案件が 2 件ございます。

いずれの案件につきましても、本会議あるいは委員会等で十分な説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

尚、最終日には人事案件として副町長の選任についてご提案する予定ですのでお含み頂きたいと存じます。

コロナ禍における 3 月定例議会ではありますが、令和 3 年度の方向を定める議会でもあります。十分にご議論、ご意見を頂く中で、提出案件の原案通りのご決定を賜れば幸いと存じます。以上申し上げまして開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定によって、3 番中島和子議員、4 番目須田修議員、5 番瀧野良枝議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満です。

本日招集されました令和3年3月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして、説明申し上げます。

2月22日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から3月19日までの19日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の3日は、会議時間を1時間繰り上げて午前9時より、各予算の質疑及び委員会付託を行います。一般会計予算の質疑については款ごとに行い、各特別会計予算の質疑につきましては予算書の順に行います。

一般質問は、4日と5日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は10名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は、8日、9日に開催し、予算決算常任委員会は16日に開催します。

19日の最終日は、時間を3時間繰り下げ午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和2年11月分から令和3年1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので報告いたします。

○議長（大川憲明） 報告第1号「令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について」は、「地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号」の規定による報告案件です。

報告第2号「損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について」は「地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号」の規定による専決処分の報告案件です。

2件について一括して説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第1号、報告第2号）

○総務課長（徳永裕二） はじめに、報告第1号について、ご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書1ページ上段をご覧ください。

この専決処分は、地方自治法第180条第1項の議会の委任による専決処分及び町長の専決処分事項に関する条例第8号に該当するもので、参議院長野県選出議員補欠選挙に係る一般会計補正予算第7号でございます。補正予算額は390万9千円の増額で、補正後の予算額を107億5,212万9千円としたものです。専決処分日は、令和3年2月1日でございます。

次に、報告第2号について、ご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書1ページ

中段及び下段をご覧ください。

この専決処分は、地方自治法第 180 条第 1 項の議会の委任による専決処分及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号に該当するもので、専決第 2 号は公共施設からの落雪、専決第 3 号は除雪作業に起因する損害賠償の額の決定でございます。専決第 2 号の事故概要ですが、発生年月日は、令和 2 年 12 月 23 日、相手方は、長野市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。飯綱福祉センター屋根からの落雪により、駐車場に駐車中の車両のルーフを損傷したものです。損害賠償の額は 232,705 円、損害賠償責任割合につきましては町 100%でございます。専決処分日は、令和 3 年 2 月 15 日でございます。

専決第 3 号の事故概要ですが、発生年月日は、令和 2 年 12 月 19 日、相手方は、長野市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。当日は降雪により、国道 18 号線から横手区方面に向かう町道の路面が圧雪及びシャーベット状となっており、この道路を自家用車で走行中、大量の雪が車両の下部へ入り込み、バンパー及びラジエターを破損したものです。損害賠償の額は 70,070 円、損害賠償責任割合は町 50%で、専決処分日は、令和 3 年 2 月 15 日でございます。

以上報告します。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、報告第 1 号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（大川憲明） 報告第 2 号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第1号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第1号）

○企画課長（土屋龍彦） それでは、議案第1号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書2ページをご覧ください。

平成28年3月29日付けで長野市と飯綱町が締結した、長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結したため、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

主な変更の内容ですが、令和3年度から第二期のスクラムビジョンに基づき、具体的な取り組みが始まりますが、その中で、町は、連携中枢都市である長野市と「スマートシティ調査・研究事業」、「オープンデータ利活用推進事業」、及び「SDGs 推進のための調査・研究事業」の3事業について参加の申し出を行いました。

この3事業が属する取組区分、具体的には、一として「スマートシティ調査・研究事業」が属する「先端技術の利活用等による効率的な都市機能の推進など、高次の都市機能の集積強化を図る取組」、二として「オープンデータ利活用推進事業」が属する「ICT基盤の整備など、ICTの効果的な利活用を推進する取組」、三として「SDGs 推進のための調査・研究事業」が属する「圏域全体の課題解決に向けた調査・研究など、圏域マネジメント能力の強化を図る取組」については、これまで実施していなかったため、連携協約の中の連携する取組みに規定されていませんでした。よって、当該取組を連携協約に新たに規定するために、連携協約の一部を変更するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第5、議案第2号 長野広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第2号）

○企画課長（土屋龍彦） それでは、議案第2号 長野広域連合規約の変更について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書2ページをご覧ください。

これは、長野広域連合が長野市内で運営しております、老人ホーム松寿荘に併設の若槻デイサービスセンターにつきまして、広域連合による管理及び運営に関する事務を、令和3年3月31日をもって廃止すること、及び、同じく広域連合が運営する特別養護老人ホーム須坂荘を、令和3年4月1日付けで社会福祉法人に移管すること等に伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものでございます。

変更の主な内容は、新旧対照表の議案第2号をご覧ください。まず、1ページの第4条 広域連合の処理する事務のところ、あと2ページの第5条 広域計画の項目、及び4ページ別表1 デイサービスセンターの管理及び運営に関する経費の負担割合の規定から、若槻デイサー

ビスセンターを削除するとともに、5 ページ別表 3 の特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定から、須坂荘を削除し、併せて所要の条文整備を行うものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 2 号 長野広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 3 号 特別養護老人ホーム須坂荘の移管に伴う財産処分
の協議についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第3号）

○企画課長（土屋龍彦） それでは、議案第3号 特別養護老人ホーム須坂荘の移管に伴う財産処分の協議について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書3ページ及び議案書をご覧ください。

これは、長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム須坂荘を、令和3年4月1日付けで社会福祉法人に移管することに伴い、須坂荘の建物、備品等を移管先法人へ譲渡するため、財産処分について、関係団体と協議したいので、地方自治法第289条及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分する財産の概要は、本館棟1棟、車庫2棟、物置3棟、及び物品です。詳細は、議案書2から3ページのとおりです。処分の相手方は、須坂市大字仁礼7番地10、社会福祉法人グリーンアルム福祉会 理事長 町田滋。処分金額は無償。処分の時期は、令和3年4月1日です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第3号 特別養護老人ホーム須坂荘の移管に伴う財産処分の協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第7、議案第4号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第4号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第4号について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書3ページ下段をご覧ください。

この専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定によるもので、新型コロナウイルスワクチン接種に係る一般会計補正予算（第8号）でございます。

補正予算額は736万6千円の増額で、補正後の予算額を107億5,949万5千円としたものです。ワクチン接種にあたり、令和2年度において必要な費用及びこれに対する国からの補助金を計上したもので、専決処分日は、令和3年2月15日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第4号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（大川憲明） ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は10時55分とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

◎議案第5号から議案第15号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第8、議案第5号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、

日程第9、議案第6号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、

日程第10、議案第7号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例、

日程第11、議案第8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、

日程第12、議案第9号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、

日程第13、議案第10号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例、

日程第14、議案第11号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例、

日程第15、議案第12号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例、

日程第16、議案第13号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 17、議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例、
日程第 18、議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、
以上、条例の制定 1 件、条例の一部改正 10 件を一括して議題といたします。なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

議案第 5 号から議案第 15 号の提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長、議案第 5 号、6 号、7 号の説明をお願いします。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 5 号・6 号・7 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 5 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 4 ページ下段からご覧ください。

制定理由及び主な制定内容をご説明いたします。公職選挙法の一部改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙に拡大された選挙公営について、対象となる選挙公営の内容及びその額並びに手続きに関し必要な事項を定めるもので、先の議会全員協議会でもご説明させていただいたとおり、選挙運動用自動車に関する内容では、ハイヤー方式の候補者一人当たり限度額を 322,500 円、個別契約方式の場合は計 179,300 円とするもの。選挙運動用ビラに関する内容では、町議会議員選挙の候補者一人当たり限度額を 12,016 円、町長選挙の場合は 37,550 円とするもの。選挙運動用ポスターに関する内容では、候補者一人当たり限度額を 127,901 円とするものです。施行期日は公布の日でございます。

次に、議案第 6 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 5 ページ 2 段目をご覧ください。

改正理由及び主な改正内容をご説明いたします。国家公務員における俸給の特別調整額及び県内の町の管理職手当等の例に準じた改正で、管理職手当の月額の上限を、職務の級における最高号俸の月額の 100 分の 15 に改めるものです。施行期日は令和 3 年 4 月 1 日でございます。

続いて、議案第 7 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 5 ページ 3 段目をご覧ください。

改正理由及び主な改正内容をご説明いたします。水道施設の老朽化に伴い、今後の施設改修及び施設更新に係る必要な財源を計画的に確保するため飯綱町水道施設整備基金を設置するもので、積立額は予算で定め基金造成をしていくものです。施行期日は令和3年4月1日でございます。

以上提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長、議案第8号の説明をお願いします。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第8号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書5ページ下段、並びに議案の新旧対照表9枚目をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

改正の理由は、地方税法施行令の一部改正によるものです。個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うため一部改正するものです。

主な改正内容でございますが、第23条「国民健康保険税の減額」に軽減判定所得基準の見直しに係る規定を整備するもの、附則に「公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」の軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定を整備するものです。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長、議案第9号の説明をお願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第9号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第9号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案書及び提案説明書6ページ上段並びに新旧対照表をご覧ください。提案説明書により説明させていただきます。

改正理由、介護保険法施行令の改正及び1号被保険者で低所得者層の減額賦課の規定が令

和2年度末で終了することに伴い、同規定を延長とするものです。主な改正内容ですが、介護保険法施行令の改正に伴う整備及び令和3年度から令和5年度における1号被保険者で低所得者層の第一段階、第二段階、第三段階に係る減額賦課についての規定を加えるものです。

施行期日は令和3年4月1日です。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長、議案第10号の説明をお願いします。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第10号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第10号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書6ページ及び新旧対照表議案第10号 2から3ページをご覧ください。

主な改正内容ですが、飯綱町自然健康体験交流施設、いっぴなコネクトWESTのトレーニングジムの使用料について、1人につき1回500円としていたものを改正し、トレーニングジムを貸店舗とし、使用料を月額制とし1月100,000円にするものでございます。

改正の理由でございますが、当初は1回500円の使用料を想定していましたが、一般的にトレーニングジムの使用者は、月額で会費を支払い、トレーナーの指導を受けながらトレーニングマシンを使用し、健康づくりを進めるようです。そこで、利用者の多様なニーズに対応し、利用者の増、町民の健康増進を図っていくには、トレーニングジムを貸店舗として貸し出し、活用していくことが良いと判断いたしました。トレーニングジムの柔軟な運営によるジム利用者のサービス向上、及びいっぴなコネクトWESTの安定経営のための使用料の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長、議案第11号をお願いします。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第10号）

○教育次長（高橋秀一） 議案第 11 号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 6 ページ下段をお願いします。説明につきましては、議案の提案説明書で行います。それでは議案の提案説明書 6 ページ下段をお願いします。

改正の理由でございますが、次世代を担う子ども達の誕生をこれまで以上に応援し、安心して子どもを産み、健やかな成長の一助となるよう、誕生祝金を増額するための改正でございます。

主な改正内容につきましては、現在、第 1 子 50,000 円、第 2 子 70,000 円、第 3 子以降 200,000 円と階層を設け支給しているものを、その支給階層を廃止し、1 子につき一律 200,000 円を支給するものです。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長、議案第 12 号、13 号、14 号、15 号をお願いします。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 12 号・13 号・14 号・15 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。議案の提案説明書 7 ページ上段及び条例の一部を改正する条例等「新旧対象表」の後ろから 5 ページ目をご覧ください。

改正の理由は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）の時限措置が令和 3 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、消費税を表示することなく、支払額を総額表示とすることが義務付けられることからであります。

主な改正内容は、新旧対照表も併せてご覧ください。水道加入負担金及び水道料金について、現行は消費税を加えとした税抜き表示であることから、条文中の「消費税額に相当する額を加えた額」を削り、別表中の負担金・料金ともに税抜き表示から消費税を含んだ、総額表示に改めるものです。

施行期日は、令和3年4月1日です。

次に、議案第13号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。議案の提案説明書7ページ中段及び条例の一部を改正する条例等「新旧対象表」後ろから3ページ目をご覧ください。

改正の理由は、特定環境保全公共下水道区域に、農業集落排水事業の袖之山地区及び牟礼西部地区を統合するためのものです。

主な改正内容は、新旧対照表も併せてご覧ください。農業集落排水事業の袖之山地区、牟礼西部地区を公共下水道に統合する管渠工事等が令和2年度に完了し、公共下水道区域となることから、別表の農業集落排水事業にある、両地区の処理施設の名称等の項を削除するものです。

施行期日は、令和3年4月1日です。

次に、議案第14号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。議案の提案説明書7ページ中段及び条例の一部を改正する条例等「新旧対象表」後ろから2ページ目をご覧ください。

改正の理由は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）の時限措置が、令和3年3月31日をもって終了することに伴い、消費税を表示することなく、支払額を総額表示とすることが義務付けられることからであります。

主な改正内容は、新旧対照表も併せてご覧ください。下水道使用料及び汚水量計測装置の使用料について、現行は消費税を加えとした税抜き表示であることから、条文中の「消費税額に相当する額を加えた額」を削り、別表中の下水道・量水器使用料ともに、税抜き表示から消費税を含んだ、総額表示に改めるものです。

施行期日は、令和3年4月1日です。

続いて、議案第15号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の提案説明をいたします。議案の提案説明書7ページ下段及び条例の一部を改正する条例等「新旧対象表」

最終ページをご覧ください。

改正の理由は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）の時限措置が、令和3年3月31日をもって終了することに伴い、消費税を表示することなく、支払額を総額表示とすることが義務付けられることからであります。加えて、特定環境保全公共下水道区域に、農業集落排水事業の袖之山地区及び牟礼西部地区を統合するためのものであります。

主な改正内容は、新旧対照表も併せてご覧ください。下水道使用料及び水道メータの使用料について、現行は消費税を加えとした税抜き表示であることから、条文中の「消費税額に相当する額を加えた額」を削り、別表中の下水道・水道メータ使用料ともに、税抜き表示から消費税を含んだ、総額表示に改めるものです。また、農業集落排水事業の袖之山地区、牟礼西部地区を公共下水道に統合する管渠工事等が令和2年度に完了し、公共下水道区域となることから、別表にある、両地区の処理施設の名称等の項を削除するものであります。

施行期日は、令和3年4月1日です。

以上4件、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） それでは、議案ごとに質疑、委員会付託を進めて行きます。

それでは、議案第5号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第6号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第7号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 8 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 8 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 9 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 9 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 10 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4 番（目須田修） 議席番号 4 番、目須田修です。トレーニングジムの貸出しと貸店舗の違い

は料金だけなのかとそこでの事故に対する責任が変わってくるのか説明をお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） トレーニングジムについての今回の改正は、料金の違いだけです。ただ、基本的に施設全体の管理については、指定管理者が行い、ジムの運営については、指定管理者が貸し出したジムの運営者が行うことになります。ジムで賠償責任等の事案があった場合は、あくまでもジムを運営する者が責任を負うことになると考えています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 今の答弁では、考えておりますと結んでおりますが、責任の範囲は条文化されるのですか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） これから、まず町が指定管理者と指定管理に係る協定を結びます。その後、指定管理者がジムを借りる者と契約を結びますので、その中で賠償責任について盛り込んでいくという形になると考えています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 12 号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。改正の理由は、書いてあるとおりでと思いますが、改正に踏み切った背景、どうしてこのように改正をしなければならなかったか。それから、改正による今後の出生者数への影響をどのように捉えているのか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 1点目の改正に至った背景です。様々な世代の方が参加しております子育て応援会議の中で主に意見等を聴取させていただいております。その中でも祝い金が上がることによって子供が増えるとは思わないが、やはり出産には多額の費用が掛かるため、祝い金はとてもありがたいものだというご意見がたくさん寄せられております。出産の費用でございますが、国民健康中央会を出しております資料によりますと、正常分娩で概ね50万円強の費用が掛かり、その中で健康保険等から40万円ちょっとの補てんがされ、残りが自己負担になります。つまり、出産で10万円ほどの費用が掛かりますし、それ以降の子育てについてもお金が掛かります。総額約倍位の予算額、違いになるわけですが、それらのご意見をいただく中で決断をさせていただきました。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今後の出生者数の見込みをどのように捉えられているか。先ほどの説明では、引上げによる影響はないということが述べられたと思いますが、改正に伴い、どのように捉えられていますか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 出生数の見込みについてですが、出生数はここ数年、年により波がありますが、だいたい50人前後で推移している状況です。この祝い金が引き金になって、例えば、

移住者が増えるとか、二人目、三人目のお子さんを安心して産んでいけるということで出生者が増えるということに繋がりましたら、それは大変うれしいことだと思っています。しかし、改定した根拠は祝い金ですので、第1子、第2子、第3子と子供の順番によって差を付けるというのは、親御さんにとっては、第1子であろうが、第2子であろうが、かけがえのないお子さんですので、今の時代にはそぐわないと思うからです。町としては、どのお子さんに対しても一律20万円でお祝いしていきたいと考えています。また、子育て応援会議の中でも、親御さんが子育てで一番経費が掛かる、一番大変なのは第1子だと、色々な経費も初めてで掛かるという意見も出されていますので、是非増額していこうとなりました。これが、どう繋がるかということはまだ予測はできないところですが、良い方向に行けば大変ありがたいことだと思っています。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 議席番号5番、瀧野良枝です。確認させてください。受給して何年居住しなければいけないといった縛りがあるのかということ。また、数年来、祝い金が出ているのですが、祝い金を受給してから転出された方の件数がわかればお願いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 条例規則の中で、祝い金を支給されてから3年以内に転出することが認められた場合については、支給制限がかかり、返納という事に定められています。平成28年から支給が開始されていますが、今のところ、返納という事案は確認しておりません。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 13 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定

しました。

◎議案第 16 号の上程、説明、付託

○議長（大川憲明） 日程第 19、議案第 16 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 16 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 16 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 8 ページの中ほどからご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、9,247 万 8 千円を増額し、補正後の予算額を 108 億 5,197 万 3 千円とするものです。なお、繰越明許費の設定につきましては、記載のとおり 10 件でございます。また、地方債の補正につきましては、新型コロナ関連で発行を予定しています減収補填債を 4,310 万円追加、その他事業費が固まりましたので記載のとおり限度額を変更するものでございます。

初めに、歳出の主な内容を申し上げます。10 ページをお願いします。

まず、総務費などで各基金の積立金を増額していますが、これは運用益の増によるものです。なお、総務費のふるさと応援基金積立金については、寄付金が増加する見込みとなったことで 975 万 6 千円を増額しております。また、その他総務費では、未来につなぐ景観プロジェクト事業で計画の印刷を次年度対応としたことで 100 万円減額、ふるさと納税事業では寄付金の増加に伴い、返礼品、送料、業務委託等を計 4,030 万円増額しております。

3 款 民生費では、児童手当費で給付額の確定により 650 万円減額。

4 款 衛生費では、新型コロナ対策で飯綱病院への繰出金を 3,000 万円増額。

6 款 農林水産業費では、アップルミュージアム運営費で新型コロナ関連対策工事の実績により 300 万円減額、県営事業費ではかんがい排水事業芋川地区が前倒しとなったことで 692 万

円増額、農作物有害鳥獣対策費で工事材料費などの実績により計 720 万 5 千円減額。

7 款 商工費では、商工振興対策事業で新型コロナ関連対策事業の実績により 1,735 万円減額、一般観光費で新型コロナの影響に伴う事業の中止などで 320 万円減額、東高原ゾーン整備事業で工事の実績により 460 万円減額。

8 款 土木費では、地方道改修費で社会資本整備総合交付金が増額される見込みとなり工事を追加することから 3,010 万円増額。

10 款 教育費では、歴史ふれあい館管理運営費で新型コロナの影響に伴う事業の中止などで計 396 万 4 千円減額。

14 款 予備費で 1,845 万 8 千円増額し、財源調整しております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。9 ページをお願いします。

14 款 国庫支出金では、地方道改修費関連の社会資本整備総合交付金を 1,680 万円増額。

15 款 県支出金では、児童手当、鳥獣被害防止に関するものなど、実績に基づき減額。

16 款 財産収入では、基金運用益を 222 万 1 千円増額。

17 款 寄付金では、ふるさと応援寄付金が 3 億 2,000 万円の倍増の見込みとなったことから 5,000 万円を増額。

18 款 繰入金、21 款 町債については、それぞれ実績等に基づき調整しております。

以上提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 16 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 17 号から議案第 21 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 20、議案第 17 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 21、議案第 18 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、

日程第 22、議案第 19 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、

日程第 23、議案第 20 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 4 号）、

日程第 24、議案第 21 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）、

以上 5 件は、補正予算案件であります。

これより一括して 5 件の提案理由の説明を受け、最終日の 3 月 19 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第 17 号から議案第 21 号の提案理由の説明を求めます。

土倉建設水道課長、議案第 17 号をお願いします。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 17 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 17 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案説明をいたします。議案書並びに議案の提案説明書 11 ページ下段をご覧ください。

補正の概要は、補正前の予算額 168 万 7 千円、補正予算額 74 万 3 千円の増額、補正後の予算額 243 万円。

主な補正内容は、歳入で、加入分担金 5 万 9 千円、汚水施設使用料 1 万 7 千円の増額、基金繰入金 1 千円の減額、繰越金で 66 万 8 千円の増額。歳出では、汚水処理施設管理費 1 万 3 千円、基金費に 73 万円を増額いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長、議案第 18 号をお願いします。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 18 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 18 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 12 ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、歳入歳出それぞれ 3,076 万 6 千円を増額し、補正後の予算額を 13 億 7,018 万 9 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入においては、普通交付金が 2,400 万円の増、保険給付費等の清算金として 637 万 7 千円の増とするものです。歳出については、療養費が医療費の伸びにより 2,400 万の増、昨年度分の普通交付金額確定により返還金が発生したため 935 万 6 千円を増額するものです。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長、議案第 19 号をお願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 19 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 19 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 12 ページ下段をお願いします。提案説明書により説明させていただきます。

補正の概要ですが、国庫補助金の第 1 号被保険者保険料の減免に伴う介護保険災害等臨時特例交付金の増額及び調整交付金の増額、また保険給付費の調整により介護給付費負担金、支払基金交付金、繰入金の増額に伴う財源の補正でございます。今回、歳入歳出それぞれ 267 万 9,000 円を増額とし、補正後の予算額を 12 億 7,871 万 1,000 円とするものです。

主な補正内容です。歳入では、介護保険料 1 号被保険者 30 万円減、国庫負担金介護給付費 49 万 3,000 円、国庫補助金調整交付金 27 万 3,000 円、介護保険災害等臨時特例補助金 18 万円、支払基金交付金介護給付費 72 万 3,000 円、県負担金介護給付費 37 万 7,000 円、一般会計繰入金 33 万 5,000 円、介護給付費準備基金繰入金 59 万 8,000 円の補正です。歳出では、保険給付

費、各サービス費の増減に伴う調整です。居宅介護サービス給付費 33 万 6,000 円、居宅介護福祉用具購入費 37 万 9,000 円、介護予防サービス給付費 103 万円、高額介護予防サービス費 8 万 4,000 円、特定入所者介護サービス費 85 万円とするものです。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長、議案第 20 号をお願いします。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 20 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 20 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 4 号）について、ご説明致します。議案の提案説明書により説明致します。議案の提案説明書 13 ページ中段をご覧ください。

最初に誤字がありましたので訂正をお願い致します。勘定科目名が「医療収益」「医療外収益」となっておりますが、「医業収益」「医業外収益」の誤りでございます。「療」という字を「業」という字にご訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

補正の概要ですが、医業収益を 3 千万円減額、医業外収益を 3 千万円増額し、病院事業収益総額に変更はありません。内訳の変更のみになります。

主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策による医業収益の減補正と、他会計負担金の増補正となります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長、議案第 21 号をお願いします。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 21 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 21 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案説明をいたします。議案書並びに議案の提案説明書 13 ページ下段をご覧ください。

補正の概要ですが、資本的収入支出の補正で、国の令和 2 年度、第 3 次補正予算の成立に伴い、社会資本整備総合交付金事業の追加実施要請があり、本年度実施した、統合のための公共下水道管路施設工事の舗装仮復旧部分の本復旧について、令和 3 年度実施予定分を本年度前倒

しで行うための補正予算であります。

主な補正内容は、収入は、下水道事業債 4,200 万円、国庫補助金で 3,500 万円の増額、支出で、建設改良費の路面復旧費、町道舗装本復旧工事 2,750 万円、県道舗装復旧工事負担金 5,500 万円、計 8,360 万円の増額であります。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 以上で説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

◎議案第 22 号から議案第 31 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

日程第 25 から日程第 34 までは、令和 3 年度飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の予算議案であります。

予算案件 10 件を一括して議題としたいと思えます。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議 2 日目の 3 月 3 日に行いたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行します。

議案第 22 号から議案第 31 号の提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長、議案第 22 号をお願いします。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 22 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 22 号 令和 3 年度飯綱町一般会計予算について、ご説明申し上げ

げます。

まず、申し訳ございませんが、予算書 13 ページからの一般会計予算に関する説明書のうち、197 ページの 12 款公債費に関する部分に欠落があり、欠落部分を追加したものをお配りしております。恐れ入りますが、197 ページについては改めてお配りしたものをご覧いただくようお願いいたします。

それでは、主に別冊 1 によりご説明申し上げます。議案の提案説明書 別冊 1 の 3 ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総額は、81 億 8 千万円で、前年度比 3 億 2 千万円、3.8%の減となっています。4 ページに予算の概要を記載していますが、大型事業が一段落し、庁舎建設事業は継続するものの、地方創生事業等で完成した施設等を活用した産業の活性化、人口増対策等に係る費用を中心に予算計上しているところです。

それでは、歳入を申し上げます。別冊 1 の 9 ページをご覧ください。

町税収入は、9 億 5,411 万 8 千円で、前年度当初予算と比べて 7,281 万 4 千円、7.1 パーセントの減となっています。内訳では、軽自動車税、町たばこ税は増とした一方、新型コロナの影響等により、町民税、固定資産税、入湯税は減と見込んでいます。

10 ページをご覧ください。地方交付税は 30 億 9,000 万円で、前年度当初予算と比べて 5,000 万円の減を見込んでいます。この内普通交付税については、合併算定替えの終了や国勢調査結果による人口減少などで減額が見込まれますが、会計年度任用職員制度の施行に伴う経費等について算定経費に計上されることなどもあり、5,000 万円の減としています。特別交付税については、地方創生推進交付金事業が終了してきていますが、地域おこし協力隊に係る分など前年並みとしています。

11 ページをご覧ください。地方債発行額は、繰越予定額も含め 9 億 1,870 万円、資料では 9 億 18,700 万円となっておりますが、0 を一つ削除していただきますようお願いいたします。令和 3 年度分は 6 ページ上段の 21 町債のとおり 8 億 6,710 万円で、単年度分では 1 億 9,180 万円の減となっています。この内臨時財政対策債の発行額は 2 億円で、地方債発行額全体の 21.7 パーセ

ントを占めています。普通債は、庁舎建設、町営住宅建設、道路整備などを予定しています。起債別では、臨時財政対策債のほか、予算書 12 ページのとおり合併特例債が 4 億 1,730 万円、地域鉄道対策事業債が 1,270 万円、一般公共事業債が 1 億 3,380 万円、公営住宅建設事業債が 1 億 330 万円となっています。また、別冊 1 の 12 ページにお戻りいただき、これに伴い令和 3 年度末の地方債現在高は令和 2 年度決算見込に比べて 7,555 万 3 千円増の 77 億 7,207 万 8 千円となる見込みです。

14 ページをご覧ください。繰入金は、基金繰入金で 14 億 1,653 万 2 千円を予定しており、令和 3 年度末の基金残高は 24 億 9,259 万 9 千円となる見込みです。3 行目でございますが、令和 2 年度とありますが、令和 3 年度が正しいものでございますので修正をお願いします。内訳では、財政調整基金を 5 億 2,358 万 9 千円、減債基金を 3 億 7,015 万 2 千円、地域振興基金を 1 億 182 万 1 千円、ふるさと応援基金を 1 億 1,024 万 8 千円など繰り入れる予定で、財源不足の対応、公債費の平準化のほか、地域振興基金やふるさと応援基金の効果的な活用などを予定しています。

それでは 6 ページにお戻りください。14 款 国庫支出金は、5 億 6,066 万 7 千円で 1 億 5,604 万 3 千円の減となっています。衆議院議員選挙費、参議院議員選挙費などが増額となった一方、事業の終了に伴い、地方創生関連の交付金が大幅な減額となったことなどが主な要因となっています。

15 款 県支出金は、3 億 6,316 万 1 千円で 1,180 万 7 千円の減を見込んでいます。

17 款 寄付金はふるさと納税で、当初予算で前年度の約 2 倍となる 2 億 5,000 万円の歳入を見込んでいます。

次に主な歳出について申し上げます。7 ページ下段からご覧ください。

総務費では、庁舎建設事業で 3 億 4,177 万 3 千円減となっていますが、令和 3 年度での事業完了に向け 5 億 331 万 4 千円を計上しています。また、地方創生推進交付金関連では多くの事業が終了を迎え大幅な減額となっていますが、令和 3 年度では、いづな「いきがい創造」プロジェクト事業、現在採択を申請中の未来を創る「ローカルベンチャー」創出事業の 2 事業に

係る予算を計上しています。その他、ふるさと納税に係る積立金、返礼品等で2億5,000万円、水道施設整備基金積立金で2,500万円を計上、移住空き住宅活用・3世代同居促進事業で補助金の新設、拡充などから1,520万2千円を増額、しごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業でいづなコネクト EAST・WEST の指定管理料1,100万円などを計上、資料7ページにはございませんが、廃校を活用した地域住民交流促進事業で WEST の駐車場整備、とちの木楽校改修で計1,750万円を計上しています。町議会議員、町長選挙は条例を上程していますとおり、いずれも選挙公営に係る費用を考慮し予算計上しています。なお、いづなコネクト EAST・WEST の指定管理料については、予算書11ページのとおり令和5年度までの債務負担行為を設定しているところです。

民生費では、地域福祉推進事業でデイサービスセンターの設備更新工事等が終了したことから減額となっておりますが、新たに補聴器及びエアコン購入費補助金計120万円を計上、福祉の包括的な支援体制の構築を図る、新規の生活困窮者就労準備事業に1,200万円を計上しています。また、教育委員会の関係では、子育て応援祝い事業費で、条例を上程していますとおり1子につき一律20万円を支給する予定であることなどから545万円を増額、子育て支援センター、ワークセンターの関連で、推進交付金事業の最終年となるもっと自分らしく輝くアイママ事業に2,288万4千円を計上、新規の子育て世代支援施設運営事業費に1,260万2千円を計上しています。

衛生費では、新型コロナ対策などで、飯綱病院への繰出金である病院施設費を5,000万円増額、新規のし尿処理調査事業でし尿投入施設の設計費用を2,300万円計上、浄水場施設の設計などで、上水道会計への繰出金等である上水道施設費を2,700万円増額しています。

農林水産業費では、農業振興負担金補助金で奨励作物振興補助の拡充や農業用ビニールハウス施設補助の創設などで549万5千円を増額、6次産業化推進事業で三本松加工施設の運営に係る費用など1,042万円を増額、地域農業振興人材確保事業で地域おこし協力隊の新規採用や新規に集落支援員による農業振興活動を行う費用など1,616万1千円を増額、また、世界に誇る力強い産業形成事業は推進交付金事業が終了を迎え1億1,438万2千円を減額しています。

商工費では、8 ページにはございませんが、商工振興対策事業で住宅リフォーム支援事業 500 万円を計上、東高原ゾーン整備事業で看板リニューアル 439 万 8 千円などを計上しています。

土木費では、住宅管理費で原田地区への 2 棟の住宅建設費用 1 億 4,320 万円を計上、また、道路改良等の関係では、橋梁長寿命化修繕事業、道路新設改良費は増額となったものの、地方道改修費は補助金の割り当てなどの関係から 1 億 4,850 万円を減額しています。

消防費では、自主防災組織費で今年の豪雨の際の自警団員の水防活動中の事故を踏まえ、自主防災組織活動中等の事故補償に係る保険料 155 万円を新規に計上、また、防災対策費は防災行政無線デジタル化工事の完了などから 3,379 万 5 千円を減額しています。

教育費では、小学校及び中学校情報システム費で、ICT 支援員委託料等のギガスクール構想に係る費用など計 1,027 万 9 千円を増額、牟礼小学校、三水小学校及び中学校教育振興費でギガスクール端末学習用ソフトなど計 1,120 万 5 千円を増額、また、小学校整備事業費は空調設備工事の完了などから 2,479 万 8 千円を減額しています。

なお、主要事業の概要は議案の提案説明書別冊 2 にございます。また、追加資料として一般会計歳出事業別予算の状況、実施計画をお配りさせていただきましたので、ご確認をお願いしたいと存じます。

令和 3 年度一般会計予算の説明は以上でございます。以上、ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長、議案第 23 号をお願いします。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 23 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算について、提案説明をいたします。予算書の 209 ページから、議案の提案説明書別冊 2 の 51 ページをご覧ください。提案説明書でご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 184 万 7 千円です。

歳入の主なもの、使用料手数料で 177 万円、財産運用収入の基金利子で 3 万円、繰越金 4 万 4 千円です。

歳出の主なものは、污水处理施設管理費で、浄化槽管理委託料 42 万 3 千円、光熱水費 37 万 2 千円、業務等委託で 34 万 3 千円、総額で 169 万 7 千円です。基金積み立てに 15 万円を計上いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 大川飯綱病院事務長、議案第 24 号をお願いします。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 24 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 24 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算についてご説明致します。議案の提案説明書別冊 2 の 52 ページをご覧ください。

令和 3 年度の事業目的「在宅に向いての訪問看護サービス、介護支援サービスを提供する。」は、例年と同様でございます。

令和 3 年度は 5,015 万 1 千円の収支均衡予算で、対前年 61 万円の減です。

事業収入は、訪問看護ステーション事業収入 4,371 万円、繰入金 240 万円、繰越金 400 万円、諸収入として 4 万円、寄付金 1 千円を予定しております。内訳は、介護収入で 2,865 万円（内訳として訪問看護 2,160 万円と居宅介護支援 705 万円）、医業収入で 1,500 万円（訪問看護）を見込んでいます。令和 3 年度は、介護保険利用者の増を見込んでいます。

支出の内訳は、衛生費で 5,014 万円、諸支出金として 1 千円、予備費として 1 万円を予定しております。衛生費の訪問看護ステーション費 5,014 万円は、主に人件費等です。対前年で 61 万円の減となっています。

以上です。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長、議案第 25 号、議案第 26 号をお願いします。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 25 号・26 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 25 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書では 245 ページから、議案の提案説明書別冊 2 では 54 ページをご覧ください。議案の提案説明書に基づいて説明させていただきます。

予算総額は、13 億 3,035 万 8 千円、前年度比で 3,308 万 5 千円の増となっております。

主な歳入は、国民健康保険税が2億4,478万2千円、前年度比710万5千円の減でございます。内訳としましては、一般被保険者分で2億4,470万6千円、退職被保険者等ということで7万6千円でございます。県支出金が9億5,863万7千円、前年度比875万2千円の増でございます。繰入金は、9,392万6千円、前年度比213万9千円の増となります。

主な歳出は前のページ53ページをご覧ください。総務費が2,080万円、前年度比89万7千円の増でございます。保険給付費が9億4,938万1千円、前年度比562万円の増でございます。内訳としましては、療養費で8億3,840万6千円、高額療養費で1億541万1千円などがございます。国民健康保険事業納付金が3億2,497万2千円、前年度比962万1千円の増でございます。保健事業費が1,456万2千円、前年度比21万円の増でございます。

続きまして、議案第26号 令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書では279ページ。

予算総額は、1億6,879万8千円で、前年対比659万9千円の増でございます。

予算書の280ページをご覧ください。主な歳入は、後期高齢者医療保険料が1億1,398万円、前年度比394万5千円の増でございます。一般会計繰入金が5,430万3千円、前年度比245万5千の増でございます。

主な歳出については、議案の提案説明書別冊2の55ページをご覧ください。総務費が1,377万7千円、前年度比118万3千の増でございます。長野県後期高齢者医療広域連合への納付金で1億5,451万1千円、前年度比526万6千円の増でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長、議案第27号をお願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第27号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第27号 令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計予算について提案説明をいたします。別冊2の提案説明書の56ページをご覧ください。また、予算書では299ページから350ページ、介護保険事業特別会計になります。

予算につきましては、それぞれ記載のとおり見込んでおります。予算総額は、12億4,784万

2千円、前年比1,772万9千円の減となっています。

歳入につきましては、予算書311ページをご覧くださいと思います。

保険料については、2億5,346万5千円。65歳以上の第1号被保険者の保険料です。特別徴収4,095人、普通徴収292人で計上してございます。

使用料及び手数料は、435万4千円。介護予防教室等における利用料です。

国庫支出金は、312ページ負担金、補助金を合わせて2億9,202万7千円でございます。介護給付費に係るもの及び地域支援事業でございます。

支払基金交付金は、313ページ、3億1,059万7千円。2号被保険者の保険料になります。

県支出金は、314ページ、負担金と補助金を合わせて1億7,307万6千円となります。

繰入金につきましては、2億1,426万9千円で、一般会計繰入金2億178万9千円と準備基金繰入金1,248万円からとなっています。

歳出につきまして、予算書317ページからとなります。別冊2の提案説明書の56ページの主要事業の概要で説明させていただきます。括弧内の金額は前年比の増減額となっております。

1款 総務費は、職員の給与関係経費でございます。

2款 保険給付費、2,542万5千円減の10億8,788万円。主に介護サービスに対する保険給付として、要介護者及び要支援者を対象とする給付費、国保連合会への審査支払手数料、高額介護、高額医療合算サービスに係るもの、特定入居者介護サービスとして、食費、居住費に対して利用者の負担を軽減するものです。

4款 地域支援事業は、405万9千円増の8,696万4千円。主に要介護状態になることの予防と高齢者の自立支援を目的に実施するものです。主要事業の概要としまして、総合事業で536万5千円増の7,092万1千円です。任意事業につきましては、350万円増の680万5千円となっております。新たに家族介護支援事業に扶助費として汚物費用助成費用を加えております。財源としましては介護保険で2分の1、町からの繰入金として2分の1としています。生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業は、昨年まで2名を社協へ委託し行っておりましたが、今年度は1層のコーディネーター1名分として671万4千円としております。2層のコーディネーター

ネーターにつきましては、一般会計の民生費に新たに加えました生活困窮者就労準備事業において予算化しており、総合事業も兼ねることとしております。

9款 地域包括支援センター費では、331万3千円増の3,252万3千円です。主に会計年度任用職員の報酬費増となっています。

以上、介護保険事業予算概要について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長、議案第28号、議案第29号をお願いします。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第28号・29号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第28号 令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算について、提案説明をいたします。

説明の前に、大変申し訳ございません。予算額の訂正が予算書の編札までに間に合わなかったため、予算書の351ページから362ページは削除いただき、お手元に別冊でお配りした住宅地造成事業特別会計予算書に差替えをお願いいたします。その予算書で説明をさせていただきます。申し訳ございませんでした。差替えの予算書の最終ページにあります、議案の提案説明書をご覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,385万6千円です。

歳入は、不動産売却収入で1,365万6千円、東黒川原田地区の町所有の分譲地5区画分の売却収入を見込んでおります。一般会計繰入金で20万円です。

歳出は、土地の維持管理に要する経費に20万円、予備費に1,365万6千円を計上しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第29号 令和3年度飯綱町水道事業会計予算について、提案説明をいたします。予算書365ページ、議案の提案説明書別冊2の58ページをご覧ください。

初めに、予算書365ページをお願いいたします。業務の予定量ですが、給水戸数4,260戸（牟礼地区2,610戸、三水地区1,650戸）、年間総給水量106万7千 m^3 （牟礼地区64万3千 m^3 、三水地区42万4千 m^3 ）、一日平均給水量2,920 m^3 （牟礼地区1,760 m^3 、三水地区1,160 m^3 ）です。

収益的収入及び支出の予定額は、議案の提案説明書別冊2の58ページをお願いいたします。
収益的収入・支出それぞれ、3億2,441万4千円。その内訳は、牟礼会計が、2億656万7千円、三水会計が、1億1,784万7千円です。

主な収入は、給水収益、2億836万2千円、牟礼会計1億3,367万2千円、三水会計7,469万円です。他会計負担金4,608万円で、牟礼会計2,655万円、三水会計1,953万円です。営業外収益6,774万円です。

支出の主なものは、施設維持管理費及び企業債利息の支払いで、営業費用2億9,637万5千円、施設維持管理費で牟礼会計が3,769万3千円、三水会計が2,015万3千円です。人件費で牟礼会計が1,546万9千円、三水会計が1,117万円です。減価償却費で牟礼会計が1億1,774万4千円、三水会計が6,682万9千円です。営業外費用2,329万円。企業債利息で牟礼会計が1,083万3千円、三水会計が712万7千円です。消費税で牟礼会計が400万円、三水会計が100万円です。

主な事業は、牟礼地区で、高圧電源設備修繕、配水池電源切替装置修繕、基本計画策定業務などです。三水地区は、ろ過地表洗制御機能改造、管路等修繕、基本計画策定業務などです。

つづいて、資本的収入は、工事加入負担金等で554万8千円。会計別内訳は、牟礼会計が507万1千円、三水会計が1,047万7千円です。うち、三水地区への出資金は、土橋さく井工事1,000万円であります。

資本的支出ですが、総額2億5,644万2千円。会計別内訳は、牟礼会計が1億5,165万円、三水会計が1億479万2千円です。浄水施設改良費で牟礼会計が1,809万5千円、三水会計が5,676万円です。配水管布設費で牟礼会計が4,545万3千円、三水会計が1千円です。営業設備費で牟礼会計が328万円、三水会計が224万4千円です。配水施設拡張費で牟礼会計が2,759万9千円、三水会計が550万円です。

主な事業は、牟礼地区で、老朽管布設替え工事、テレメータ設置工事。三水地区で、三水浄水場真空配管交換、土橋水源さく井工事。両地区で、上水道台帳システム入力業務を行います。

企業債償還金として9,751万円。牟礼会計が5,722万3千円、三水会計が4,028万7千円で

す。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 4,089 万 4 千円は、過年度・当年度損益勘定留保資金で補填するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長、議案第 30 号をお願いします。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 30 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 30 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計予算についてご説明致します。議案の提案説明書別冊 2 の 59 ページをご覧ください。

令和 3 年度予算は、23 億 9,031 万 6 千円の収支均衡予算で、令和 2 年度とほぼ同規模となっています。

病院事業収益のうち、医業収益は、18 億 4,426 万円、医業外収益が、4 億 6,097 万 4 千円、介護収益で、8,508 万 2 千円を見込んでいます。対前年 31 万 6 千円の増です。令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響が解消されない中で、入院患者数、外来患者数は前年度に比較して減少を見込んでいます。医業外収益のうち、3 億 431 万 8 千円が一般会計からの繰入金で、3 条予算への配分額です。前年比較で 8,189 万 8 千円の増となっています。これは新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として増額となっております。

続いて病院事業費用ですが、医業費用は 23 億 1,949 万 8 千円、医業外費用が、5,031 万 8 千円、予備費・特別損失で 2,050 万円を見込んでいます。前年との比較では、医業費用が、631 万 2 千円の増、医業外費用は、599 万 6 千円の減、合計は収入と同様に 31 万 6 千円の増です。

続きまして、資本的収支ですが、資本的収入は、1 億 4,058 万 2 千円で、対前年 4,849 万 8 千円の減、資本的支出では、3 億 406 万 2 千円で、対前年 2,668 万 2 千円の減です。差し引き、マイナス 1 億 6,348 万円の収支不均衡予算となっています。収支で不足する額は、損益勘定留保資金で補填するものといたします。

資本的収入の内訳は、企業債が 2,470 万円、他会計負担金が 1 億 1,568 万 2 千円、寄付金・投資償還収入でそれぞれ 10 万円を予定しています。なお、他会計負担金は全額一般会計からの

繰入金で、4条予算への配分額となっています。繰入金総額は、3条・4条予算併せて、4億2,000万円で、前年当初予算と比べ、5千万円の増となっています。

資本的支出は、企業債償還金が3億406万2千円で、対前年2,110万円の減、設備改良費では2,479万1千円で、対前年で1,667万円の減となっています。令和3年度の設備改良は、医療器械整備で診療用X線撮影装置1,198万5千円、適温配膳車469万8千円、病棟のベッド126万円等、10品目を予定し、前年より1,676万円程少額を見込んでいます。

長期貸付金は、看護師修学資金の貸与金で300万円、令和2年度末時点で3名が利用しています。今後とも将来の看護師確保に努めてまいります。

基金は、医療充実基金積立として10万円を見込んでいます。

以上です、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長、議案第31号をお願いします。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第31号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第31号 令和3年度飯綱町下水道事業会計予算について、提案説明をいたします。予算書437ページ、議案の提案説明書別冊2の60ページをご覧ください。初めに、予算書435ページをお願いいたします。

業務の予定量ですが、処理区域内の接続戸数及び人口は、3,460戸、9,400人、年間総汚水量81万5千 m^3 、一日平均汚水量2,233 m^3 、主な建設改良事業で7,004万4千円です。

収益的収入及び支出の予定額は、別冊2の60ページをお願いいたします。収益的収入・支出それぞれ、6億7,887万円。主な収入は、使用料収入1億6,583万1千円、公共下水道1億2,769万円、農業集落排水3,544万3千円、小規模集合排水57万円、個別排水212万8千円です。営業外収益 他会計補助金3億3,207万1千円です。支出の主なものは、施設維持管理及び企業債利息の支払いで、営業費用6億316万円、人件費2,776万円、減価償却費3億5,098万2千円です。営業外費用7,379万7千円、企業債利息6,379万7千円。主な事業は、管渠費でマンホールポンプ修繕、管渠修繕、処理場費で処理場修繕、下水道公社管理委託、汚泥処理運搬費等です。

資本的収入は、総額 1 億 3,272 万 7 千円。下水道事業債 350 万円、水管橋架け替えの補償費 1,050 万円、他会計出資金 1 億 1,415 万 6 千円であります。下水道事業債元金償還金充当分であります。

資本的支出ですが、総額 4 億 5,196 万 1 千円。主な事業は、建設改良費 工事請負費などで、7,004 万 4 千円、県道橋の水管橋架け替え本設工事費などです。それと統合事業計画変更等業務委託などです。

下水道事業債元金償還金として 3 億 8,188 万 7 千円です。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 3 億 1,923 万 4 千円は、過年度分・当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 以上で説明を終了します。

◎議案第 32 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 35、議案第 32 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 32 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） それでは、議案第 32 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定について、提案説明をいたします。議案書及び計画案並びに提案説明書の 15 ページ中段をご覧ください。

飯綱町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 4 号に基づき議決を求めるものです。

策定理由は、前期の第 3 期飯綱町地域福祉計画が今年度末で期間満了となることによるものです。

主な改正内容ですが、新たな施策としまして、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を含め一体的な策定とし、地域共生社会実現のため、より一層の地域力強化を目指し

た計画としています。

計画期間は、令和3年4月1日から5年間です。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第36、議案第33号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第33号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第33号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書15ページをご覧ください。

地方自治法第244条の2第6項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、飯綱町多目的交流施設及び飯綱町サッカー場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

本施設の対外的な名称はいいづなコネクト EAST、いいづなコネクト WEST、いいづなパルセイロフィールドでございます。

指定管理者は、株式会社カンマッセいいづな。代表者は土倉武幸氏です。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎諮問第1号及び諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第37、諮問第1号及び日程第38、諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求める議案であります。

これより一括して提案理由の説明を受け、一括して質疑、討論を行いたいと思います。

なお、採決は議案ごとに行います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行します。

それでは、日程第 37、諮問第 1 号及び日程第 38、諮問第 2 号を一括議題として提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（諮問第 1 号・第 2 号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、諮問第 1 号、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。議案の提案説明書 16 ページをご覧ください。本案件は、令和 3 年 6 月 30 日をもって委員 2 名が任期満了となることから、その後任候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものでございます。委嘱発令日は令和 3 年 7 月 1 日でございます。関係法令として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項でございます。

それでは、議案書をお願いします。諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所 上水内郡飯綱町大字赤塩〇〇〇〇〇〇、氏名 藤澤睦志、生年月日 昭和〇年〇月〇日。

令和 3 年 3 月 1 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所 飯綱町大字川上〇〇〇〇〇〇〇、氏名 高橋広美、生年月日 昭和〇年〇月〇日。

令和 3 年 3 月 1 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

諮問第 1 号の藤澤さんにつきましては、再任の案件となるものでございます。昭和 53 年から平成 28 年 3 月まで、県内の小中学校で教鞭をとり、定年退職後も講師として中野市立高社中学校に勤務をしております。長きにわたり教育現場に携わり、人権教育にも大きくかかわってこられました。また、地域においても積極的に活動され、平成 30 年 7 月から人権擁護委員を務めておられます。誠実であり、信頼が厚く人格も優れております。人権擁護委員として適格と思

われますので人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいと思います。

続いて、諮問第2号の高橋さんです。短期大学を卒業後、民間会社の勤務を経て、平成25年から町のスポーツ協会の事務局員として勤務しております。また、平成26年からは町の学校給食共同調理場で代替の調理員として勤務されています。誠実であり、信頼が厚く人格にも優れ、若さもあります。人権擁護委員として適格とされますので 人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、諮問第1号及び諮問第2号について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、諮問第1号及び諮問第2号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し、諮問第1号及び諮問第2号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

日程第37、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

議会としての意見は、適任・不適任によって行いたいと思います。

本案は、適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定しました。

日程第38、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

議会としての意見は、適任・不適任によって行いたいと思います。

本案は、適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定しました。

◎陳情の付託

○議長（大川憲明） 日程第39、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

3月3日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、3月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

令和3年3月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和3年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月3日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第22号 令和3年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 議案第23号 令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第24号 令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 4 議案第25号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第26号 令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第27号 令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第28号 令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第29号 令和3年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第30号 令和3年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第10 議案第31号 令和3年度飯綱町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満

1 1 番 樋 口 功

1 2 番 渡 邊 千賀雄

1 3 番 原 田 重 美

1 4 番 青 山 弘

1 5 番 大 川 憲 明

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	教 育 長	馬 島 敦 子
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭	住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕
保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建 設 水 道 課 長	土 倉 正 和	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯 綱 病 院 事 務 長	大 川 和 彦	総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一
総 務 課 課 長 補 佐	藤 沢 茂 行		

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第22号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第1、議案第22号 令和3年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

はじめに、町長の施政方針を含め、総論的な観点で予算全体に係る質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。青山議員。

○14番（青山弘） おはようございます。

3月1日の初日に町長からごあいさついただきました。内容の7ですけれども、今年の普通交付税は去年よりも5,000万円減額という話でありました。私は、令和3年度の地方財政計画、これは去年の12月21日に決定したわけでありましてけれども、その内容を見ましたら、国全体の話ですが、去年よりも約0.9兆円上回ったと。それで、全国知事会をはじめ、地方六団体は大変評価しているというふうになっていたのですけれども、うちの町の金額が5,000万円下がっているのが大変不思議で、このことについて質問いたします。お願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私も全く同感であります。恐らく、議員がご指摘のような内容の交付があるだろうというふうに期待も含めて、お答えをしたいと思います。

ただ、いわゆる合併に伴う算定替といえますか、ご存じのとおり、牟礼村、三水村が残っていた場合の仮の計算をした交付税を割り増しで頂いていたのが終わったのは間違いありません。

その割増し分が、昔から5億円から6億円の間ぐらিদらうという計算を、いつも算定替で必ず行政報告書には書いておりますので、ご覧いただければお分かりかと思えます。それで、大体1割が最後の加算になったのですけれども、15年目で5,000万円、5,000万円を少し普通交付税では去年の実績、予算計上よりも下げて計上しようと。それで、特別交付税は同額を計算しようと、極めて堅い線で予算を編成いたしました。令和2年度の地方交付税、普通交付税の交付の実績を見ても、現在の予算額よりも高いことは間違いございません。ただ、この予算編成の上で一番注意をしなくてはならないのは、交付税を必要以上に期待を含めて増額で見ておいて、実施になったら予算額より少なかったという実績というのは、あまりにもひど過ぎますので、その意味では、去年の予算額よりも算定替のプラス分の5,000万円を減額した予算編成で行こうと決めたわけでございます。

○議長（大川憲明） よろしいですか。

ほかに。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 町長にお聞きしますけれども、令和3年度の予算編成に当たっては、完成した施設等を活用した産業の活性化、人口増対策等に係る費用を中心に予算計上したと資料の中にも記載されております。併せて、昨日の町長のあいさつの中でも、予算編成の重点事項としては人口増対策を行うということで、それぞれ所管の課長に指示をされた。私は、この3年度のこれらの人口増対策は、町の大きな課題であり、これが活性化につながるということで、令和3年度の事業を執行することに、私は全く異議がなく、そのとおりだと思います。お聞きしたいことは、昨年12月の定例会の初日の町長のあいさつの中で、令和3年度の当初予算編成に当たっては、従来に増して生活の安定を目指した、弱者に優しい住民本位の予算編成をしてまいりたいというあいさつをされたわけです。当然、令和3年度の予算編成時と編成前では時間的なタイムラグがあるので、それは当然変わり得るということは、私も自然の摂理というふうに考えられるのですけれども、やはり昨年12月にごあいさつをいただいたことも、これからのまちづくりについては、大きな視点でこれも全く私も異議がありません。そういうことで、参考までに、これからの目指す町政の執行について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと

いう観点でお聞きしたわけです。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。今ご審議いただいているのは令和3年度一般会計における町長の予算編成方針ということですので、その観念で申し上げたいと思います。

私は、行政というものは基本的に、弱者に手厚い行政を志すというのは、これを目指さない行政はやめたほうがいいのではないかとこのぐらいに思っております。その意味で、具体的に、では毎月弱者の皆さんに1万円ずつ寄付しましょうという事業を、私はいささか実施するようなつもりはございません。いわゆる医療であり、福祉であり、また今回の農業なども、例えば、弱者とは言いませんけれども、高齢者とか、規模の小さい農家に対しても今回の事業は補助対象にします。認定農家でなくてもいいという考え方は、一つは、弱者という人たちにも道を開けるというか、そういう考え方の一つだと思っていただければというふうに思います。

水道事業についても基金等々の話を申し上げましたが、これは、基本的には企業会計の水道だから企業会計でやればいいのではないかと。例えば、それを目指さない町長というのは、いささかセンスがないのではないかなとお考えになる方もいらっしゃると思います。しかし、なくてはならないライフラインの貴重なものに、飯綱町のように置かれている水道事業会計の実態を踏まえた上では、一般会計で何とか考えていかななくては。ビールを買って飲んだほうがよっぽど安いというような水道料では、これは、行政は一体何をしているんだ、住民の生活の安定の何を考えているんだというご指摘を受けるのは、私は当然だと思っております。その意味では、これも住民の弱者の皆さんを基準に考えた行政の方針として取り組んだ一つとして、もろもろそんなことでお考えをいただきたい。

また、人口増対策については、人口増の推進室をつくって取り組んではきておりますけれども、その係だけで対応できるという時代はもう終わりました。教育が充実している町だから来たい。福祉が充実している町だから来たい。子育て支援策がとても素晴らしいということでこの町に来たい。仕事もちゃんとある。空気もいい。景色もいいと。これは農林、建設、福祉、

あらゆる課が総合的に取り組んで、やっとな受け入れ体制が整うということです。そういう意味で、連携を取った全庁的な対応で、この人口増対策に当たっていききたい。

そのような方針で、令和3年度の一般会計の予算編成をいたしました。

○議長（大川憲明） ほかに。原田議員。

○13番（原田重美） 私も町長のごあいさつについて、非常に町長は今回、今年度の事業という形よりも、むしろ、もっと長期的な中でのごあいさつをいただいたということで、今まで以上に意欲的というか、積極的な雰囲気を感じたわけですね。私たちもそうですが、町長の任期は10月で終わるわけで、新年度予算をはじめ、暫定的な予算ではなく、本格的、積極的な重要事業を新年度から展開したいということの姿勢を示された。このことに対しては、大変意欲的に今後当たっていくという印象を持ったわけでございます。

委員会でも審査があるのですが、この中で、私が去年の12月に一般質問させていただいたときに、予算編成の大きな事業として何を考えておられるかというようなことで、水道事業問題をはっきりと表明されました。あのときもう少し時間があれば細かく聞きたかったのですが、今回の町長のごあいさつの中では、この水道事業で今年度からやっていく事業方針として、1つは、今後10年間を見据えて3年度に基本計画を策定すると。それから2つ目は、総額12億円前後の事業費を予想していく。3つ目は、当面10年間で8億円程度を目標に水道施設整備基金を創設したい。今回、4番目ですが、基金条例改正案を提案されて2,500万円をまず盛り込んだという流れで、大きな考え方のベースは承知いたしました。そこで、水道事業をとりあえずお聞きしますが、これは確かに老朽化が進んで、長寿命化計画が迫られている中で、どういった事業をしていくかという全体構想が、そういう流れの中でどんなことを考えて、構想して、12億円というような数字が出てきているのかという点をお聞きしたい。それから、今後、これをやっていくに当たって、例えば近隣市町村との連携とか、あるいは民営化の導入とか、こんなようなことも含めたものを視野に入れた計画を立てていくというようなことになっていくかどうか。その辺の町長の考え方。

それからもう一つお聞きしておきたいのは、町長のごあいさつにもありましたが、10年間に

8億円程度を目標にして基金を創設していくのだという考え方。基金のほかに、この水道事業で12億円とか、そういうものを使っていくというのは、どのような財源を想定して進めていこうとされているのか。

計画策定前ではありますが、この事業の拡大、拡充についての町長の思いを聞かせていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 水道事業に絡む予算関係につきましては、一般質問で水道事業についての深いやりとりを予定しておりますので、この場においては、議員から質問された基本的な中での答弁にとどめておきたいと思います。

結論的に申し上げますと、今この時点で、水道事業を当初予算として位置付けたということは、これは初日のあいさつにも触れさせてもらいましたけれども、スキー場問題と水道問題というのが合併当時の大きな宿題、問題でございました。その意味では、水道事業というものに対して、一言で言いますと、まだ手を付けてこなかったという状況でございます。しかし、合併して15年、いくら何でも対応して取り組むべきだという、もう今はその時期を超えているだろうという判断から、今回、当初予算に計上いたしました。従って、今期の任期が10月でございますが、今回、水道事業を予算に計上したことによって、現職の町長は10月以降に対しても非常にやる気満々であるという意味の予算付けでないことは、はっきりここで申し上げたいと思います。

水道問題については基本計画を、ともかく3年度にぜひ10年後の計画をして作りたい。これによって、どういうふうにしていくかが大きく変わってきます。ただ、どういうふうが変わろうが、12～13億円ぐらいの事業規模になるということは、浄水場とか、時によっては配水池を見るとか、何するとかという、そのぐらいの予算規模になっていくことは間違いないだろうなと。でも、中身については、これから計画の中でいろいろ出てくると思います。従って、こんな計画で行きそうだなぬんについては、まさしく議会に報告をして、状況をお知らせしてい

くことが極めて大事だと。

基金造成についても、もちろん今年度は2,500万円を当初予算で計上させていただきましたけれども、これもごあいさつで申し上げたとおり、令和2年度の決算の状況、または非常に好調であるふるさと納税、そして、ただいまご質問にあった地方交付税、交付税は8月に決まってくるけれども、その額等々によって、私は、億ぐらいの単位で預金していく、基金に回せるようなお金が出てくるだろうというふうに期待も含めて思っております。そういう考え方で、10年でやっていきたいと思えます。

全体の事業の財政的なことを申し上げますと、水道事業会計というのは企業会計の企業債という借金が借りられるんです。病院も、下水も、そして水道もそうなのですが、企業債を借りて、10年なり、また延長して20年の償還をしていけるような財政計画があるのですが、もちろん返していくときに、毎年元利の返済金が出てくるので、これを水道料で全部賄っていくのは非常に大変だというのが数字で分かります。従って、それをいかに軽減して楽にさせていくかは、基金を造成して、水道事業会計の方へ。出し方は、これは今、簡単に企業会計へ補助金として出すのは法的にもあまりベターだとはいわれておりません。だから、出資金として出すとか、いろいろな方法があります。それはともかくとして、そういう形で財政援助をしていく元原資を8億円程度積み込んでいきたい。これが、大きな財政的な流れです。

ここで、だいぶ12月以降で話が大きく変わってきたのは、過疎地域の指定に伴う過疎債の利用が可能になったということでございます。これは、過疎の説明の中にも、水道事業に対して使ってよろしいと。こういうことになりますと、これは過疎債を使って、そして正直言って、10億円だったら10億円貸してもらって、7億円を交付税で面倒見てもらうんですから、3億円を自分で用意しよう。その3億円を、何とか一般会計で見れば、8億円の基金は要らないのではないかと。恐らく、財政運営をしていく中では、いろいろな話が出てくるというふうに思います。今、大至急、先日の課長会でも、この過疎の指定を受けて、そして、過疎債が使えるように、3月12日に県のほうへ書類を上げて、4月から適用を受けるように精いっぱい事務をハリーアップしております。

このような新たな財政、財源については、新しい事業が出てきましたもので、一番何がメリットであるかを十分研究した上で、財政計画を立てていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 分かりました。

もう一点、町長、今お考えが特別なければいいのですが、私が先ほど言いました水道事業というものの今後の在り方、これは、いろいろな問題があるけれども、一町村でやっていくということが果たして可能なかどうか。そういう意味においては、スキー場も民営化で、今、町長にいい形のほうへ持っていつてもらえたということで誠に良かったと思っているのですが、水道に関しても、いろいろプラスとマイナスがあって問題もあるようですが、民営化ということも将来的には視野に入ってくるのかどうか。その辺の考え方を何か持っておられたらお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 最終的な経営方向をどういう方向に持っていくかは、これはそれぞれの新しい、そのときのリーダー、町長の方針によって考えていけばいいと思っています。まず、今の飯綱町の水道は、予算書を見てもらえばお分かりのとおり、牟礼水道、三水水道の2つの会計で動いています。私は、これは今年度中に1本にしたいなど、飯綱町水道というふうにしたいと思っています。しかし、これについては、いろいろ住民の皆さんには賛否両論がございます。そういう意味では、まず内輪の問題として、これをしっかり理解していただいて、いい水の一つ使うような事業の全体の計画、そういうものにしていきたい。

次の段階として、近隣町村との共同の経営はどうだと。これは検討してみる余地はあると思います。全部、経営を共同にするというのも一つでしょうし、一定の水を他市町村から供給してもらい、こういう共同経営的なものもあるだろうし、これは研究をしてみたいと思っています。

最後の民営化ですが、この地域、飯綱町の置かれているような人口と、家が飛び飛びで、経

営が効率的にはなかなかうまくいかない条件のところでは、民営化というのは、少なくとも私自身の今の考えでは、全く考えていない方向で取り組んだらどうだと思っています。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。石川議員。

○7番（石川信雄） お願いいたします。これまで町は、日本一のりんごの町、そして日本一女性が住みたい町という目標を掲げてきましたけれども、特に町長の最初のあいさつでは、そのことは触れられませんでした。小規模農家への支援とかはそれなりにあるわけですが、特に後者の女性が住みやすい町というのは、なかなか予算にも反映しにくいものかと思います。JOCの問題もあって、今、世の中もそういった方面には敏感になっておりますけれども、例えば、役場職員の女性管理職の登用ですとか、夫婦別姓の在り方の問題等もあります。そういったことについて、町長は基本的にどういう意識で臨んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） りんごについては、だいぶトップセールスをはじめ、県内外でのイベント、そしてりんごの学校開催による、いわゆるソフト事業の展開等々によって、かなり私は充実をしてきて、今や、高値で飯綱町のりんごが売れるというのは、ある程度、周知のことというふうになってまいりました。その点では、一番の課題は、やはりここまで来たら生産量が非常に足りない。いかに生産量を増やすか、これが今のりんごについての大きな課題だと思っています。

女性が住みたくなる町は、具体的にこの予算措置というのは、ご指摘を受ければ、まさしくそれに突出した予算というのはないことは間違いないです。ただ、今、うちの教育長は女性でございます。長野県下でも、女性の教育長がいらっしゃるという市町村は数が多くありません。ほとんどないというふうに申し上げてもいいと思っております。役場の女性の管理職も、もう全然反対はなく私は大賛成でございます。ただ、管理職という立場に抜てきしてあげても、違った意味では、女性に大きなプレッシャーとなり、強いて言えば、非常に悩んでしまうとか、そう

いう状況というのが出てくることも想定されます。その前段階として、4月の人事では、かなり正規の女性係長、ちゃんと一つの係を牛耳ってもらう女性係長を何人か上げていく予定にしております。恐らく、その中から課長が誕生してくるだろうというふうに思っています。ちょうど年代的にもそういう過渡期にあるのではないかと考えております。

ただ、基本的な町長の考え方ということで、私はあるとき課長会でも申し上げたのですが、議会でも言った覚えも少しありますけれども、女性の管理職や、例えば女性の町長、副町長が誕生したときに、どの程度にできるものかお手並み拝見だなというスタンスで女性のリーダーを迎えるというのは極めて話にならない。では、峯村が町長になったときには、あれは男だが、どの程度のことができるかというのではなくて、一体何をやるつもりだ、どういうのだという。そして職員だったら、そこに私たちは、俺たちは、どういう協力体制を組めばいいのかと。そういうふうに考えてこそ本当の男女共同参画で、お手並み拝見というようなスタンスでは話にならない。これは、いつも課長たちとも話しています。少なくとも私は、管理職、また、うちの役場職員には、女性がそういう立場になっても一緒になって努力をしていくという基盤はだいぶ培われてきているのではないかと。また、それを進めていかななくてはならないというのが大きな基本方針でございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） それでは、引き続いて款別の質疑に入りたいと思います。

支出から質疑を行います。

最初に第1款議会費、予算書40ページから42ページ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。次に、第2款総務費、予算書42ページから79ページ、質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。何か所かありますので、1点ずつお聞かせいただきたいと思っております。

まず、議案の提案説明書の別冊2の6ページ、ここは詳細な説明がありませんでしたので、何点かお聞かせください。最下段の総務管理費、交通災害共済推進事業、今年も2月中に加入の申し込みがあって、今、取りまとめているところだと思います。この加入率がなかなか上がらないということで、長野県も2つに大きくなりました。この中で、町として加入率、求めるべきものではないのかもしれませんが、目標などは定めておられるのか。その達成率はどうなのか。

それと、去年か一昨年から、この加入の勧め方といいますか、集め方が変わってきています。組長さんとか班長さんがそれぞれ各戸を回って配布をして集めるという状況から、直接役場から郵送されて、班長さん、組長さんへ持って行く。もしくは、直接役場に納めるというような形になりました。そういう中で、加入率はどうなったのかというところをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。議員からご質問いただきました加入率ですが、目標ということに関しては特に決めておりません。従って、それに対しての達成率というものがないわけでございます。けれども、大事なことですので、今、高校生以下無料、70歳以上も無料ということで、町のほうで負担をさせていただいているわけですが、できるだけそれ以外の方も加入していただくような形で、区長組長会ですとか、そんなところでは願いをしながら勧めているところでございます。

集め方につきましても、区長さん、組長さんの負担を軽減させていただくとか、個人情報の関係等もございまして、集め方も変えさせていただいているところでございます。

集め方を変えてから、それが上がったのか下がったのかというのも、大変申し訳ございません。今そういったところまで確認をしてございません。今後また、その辺をしっかりと確認しまして、より住民の方が一層加入していただけるような方法を、しっかり考えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） このことにつきましては、安価な掛け金で、大変手厚い保障があるというところで、やはりもう少ししっかり周知をしていただいで、400円で加入ができて通院まで保障が出てくるというところでは、大変に有利なものだというふうに思います。やはり共済というところで、多くの人たちに加入していただいで支え合うということが重要であると思しますので、もう少し周知を図っていただいたほうが、町民益にかなっていく事業だと思しますので、その辺はどのように考えておられるかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。議員おっしゃるとおり有利な制度でございますので、状況を見ていますと、月に何件かこの共済を活用されて、不運にも事故に遭われて出てくるものがございます。そういう面でも、できるだけ多くの方に加入していただくような方法、また周知をしっかりしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） ほかに。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。別冊2の6ページのふるさと納税事業費をお願いします。

こちらの概要の中に、納税者からのクレームが増えているということですが、現在までのクレームの件数というか、発生率はどれぐらいの割合で発生しているのかという点と、3年度の対応策としては品質管理の徹底を図っていくということですが、もちろん農産物の品質をある一定の基準に整えるということも大事ですが、さらに納税者の方に影響を与えるポイントの一つが口コミの内容だと思います。もともと、飯綱町のふるさと納税のネット上の口コミの件数が少ないので、悪い口コミはすごく目立ってしまう。逆に良い口コミというのを、今度は増やす取組というのも実は効果的なのではないかと思ます。

例えば、訳あり何とかというテーマだったとすると、農家の方が、こういうふうに訳があつてこういう商品になりましたけれども、でも自信を持ってお勧めしますからという一筆が入っていたりとか、そういったことが良い口コミに影響を与えるというのが、ほかの自治体でもあります。そういった関係を各農家さんへお任せするのではなくて、それぞれアドバイスのな

のが、3年度の展開で必要ではないかと思えます。その辺りもお願いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。現在の発生率は、手元に詳しい資料ございませんので、確認はさせていただきたいと思えますけれども、だいぶふるさと納税の額が伸びてきて、確かにそれに伴ってクレームというのも増えてきているのは事実でございます。

特に、後のほうでご質問にあった訳ありというところの表現は、曖昧なところがありまして、相手方の持っていた印象と実際に送られてきたものとの違い、その辺でのクレームというようなものも多くなっているという点がございます。品質管理ということにつきましては、今、カンマッセへ委託をさせていただいているわけですが、カンマッセさんのほうでも、その辺は非常に納税額が伸びてくる中で気になっている部分でして、カンマッセさんとも何回も打ち合わせをさせていただくのですが、来年は品質というところをしっかりと統一できるような形で考えていっていただけるというような話もいただいておりますので、品質管理をしっかりとした上で取り組んでいきたいと思っております。

ロコミというところですが、PR に関してもカンマッセさんにいろいろお願いをしておりますが、なかなか伸びないというようなところもあろうかと思えます。その辺は、またカンマッセさんとしっかりと話し合う中で取り組んでいきたいと思えます。訳ありというところをうまく、カンマッセさんも含めて、農家さんと話をしていく中で、いろいろアドバイスをして、訳ありというような基準といいますか、どういう表現の仕方とか、その辺もしっかり整理をした上で、来年また取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大川憲明） ほかに。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 別冊2の8ページの上段をお願いいたします。文書広報費で、ラジオ番組等による広報ということで予算を盛ってございますが、どのような内容なのか、詳細をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、町では外に町の情報を発信していくことは非常に重要なことだと考えております。そのような中で、今回、新たにラジオ番組ということで、SBC ラジオに飯綱町の番組を設けさせていただきました。そこで、町の農産物とか、観光情報とか、あと転入者の皆さんの声とか、そういった飯綱町の新しいまちづくりについてラジオで放送していく。そういった番組を、月1回設けていきたいと考えております。ラジオというのは、家事をしながら、農業をしながら、あと車の運転をしながらということで、影響力が非常に大きいので、そういったラジオ番組を使って町をPRしていくものでございます。番組のほかに、SBC ラジオのCMについても22本ほど、この委託の中に入っているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかにございますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 所属委員会のことですので、なかなか質問もしづらいわけですが、提案説明書の8ページの8目、企画費ですが、まちづくり事業費の中に飯綱町若者育成応援事業50万円とあります。

続きまして、10ページ中段のいづな「いきがい創造」プロジェクト事業に、自然健康体験交流拠点整備関係費、その下に、町内会社を対象としたヘルスツーリズム等の構築及び実証実験費、合わせて3,000万円余の予算が計上されております。

まず、若者育成応援事業は具体的にどのような事業を想定されているのか。そして、「いきがい創造」プロジェクト事業では、この3,000万円を予算計上して、費用をかけまして、実証実験ということですから試験的な意味合いもあろうかと思っておりますけれども、果たして事業として成り立っていけるだけの収益が見込めるのか。そのもくろみをお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えします。まず、若者会議でございますが、これに関しては委託料ということで50万円を盛っているところでございます。これにつきましては、当初、町では

若者会議ということで、町が町内の若い人たちを委嘱して、若い人たちから行政に対していろいろな意見を聞くものを考えておりました。ただ、これからは、町に対する提案型、要望型、陳情型のものではなくて、やはりもっと行政に頼らずに、若者たちが自ら動いてまちづくりを行うようなものに変えていったほうが良いと考え、今回は若者育成応援事業ということでカンマッセいづなに業務を委託し、民間に前に立っていただいて、若い人たちを動かしていただきながら、新しいムーブメントといいますか、行政に頼らない新しいまちづくりの動きをつくってもらいたいということで、予算化しております。最終的に町に対して成果を発表してもらう場も考えておりますので、議員にもご出席いただきたいと考えております。

もう一つが、「いきがい創造」プロジェクトの事業費です。これについては、今回は推進交付金を使って行うソフト事業ですけれども、具体的に行う内容としては、まず一つに、今、町民の方がライターとなって非常に好評をいただいている情報発信ウェブサイトの「いいいいいづな」とか、二地域ワークの実証実験とか、大学との連携、都市農村との交流、ヘルスツーリズムなどでございます。基本的に、自立できるような形にしていくための実証実験だと考えております。ただし、まちづくりとか町の活性化という点でどうしても営利に結び付かないものがありますので、そういったものについては、これからも行政の支援は必要だと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 始まってから45分が過ぎましたので、ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時からです。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時00分

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を開きます。

総務費の42ページから79ページですけれども、その前に、総務課長から、先ほどの瀧野議員の答弁で追加することがあるとのこと。答弁をお願いいたします。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 申し訳ございません。先ほど、瀧野議員からご質問いただきましたふ

るさと納税のクレームの発生率ですけれども、今年度は今のところ2万7,562件の申込みがございまして、ここ1年を通して64件ほどのクレームで、発生率ということだと0.2~0.3%ぐらいということになるかと思えます。

非常に大きなクレームと申しますか、そういうものが20件程度あったということで、カンマッセンさんだけでは対応しきれなくて、町も入って対応させていただいたというような事例もございました。以上でございます。

○議長（大川憲明） それでは、先ほど言ったように、予算書42ページから79ページです。総務費で質疑ありますか。青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。別冊の議案の提案説明書10ページをお願いいたします。

ここに多世代交流施設の指定管理料のことが書いてあるのですけれども、去年よりも180万円少なく、それというのは多世代交流施設の運営管理費が、たぶん180万円落ちているからこんな数字になっていると思っています。そして、この考え方というか算出はどういうふうに出されるのかということと、将来的にはこれがゼロになって、そこを運営してもらえるのか。そこら辺のところをお聞きしたいので、お願いしたいかと思えます。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、この多世代の関係でございますが、指定管理料の関係で、固定費として、これは主に人件費ですけれども638万円。あと、施設の維持管理費ということで500万円の予算化をしているところでございます。これにつきましては、まず、638万円の部分については固定費ですけれども、施設維持管理費については、基本的には施設維持に関する光熱水費とか、消耗品とか、あといろいろな電気の関係の保安協会の委託料とか、館内の清掃委託料とか、そういった実際にかかった経費に対して支払うものでございます。これについては、当初は600万円を上限にということで協定を結んでいたわけでございますが、今年度の実績を見て、それほど経費がかからないだろうということで、来年度の予算につきましては500万円の予算を計上しているところでございます。

メーラプラザについては、民間にテナントとして入っていただいて収入を得ながら、できるだけ自立した施設運営を目指していきたいと考えています。しかし、このメーラプラザに限って言うと、営業だけの施設ではありませんので、将来的に完全に自立できるというのはなかなか難しいかと考えております。ただ、できるだけ施設の管理維持費について、町からの持ち出しを減らしていくという姿勢は、常に持っていきたいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） ほかに。中島議員。

○3番（中島和子） 3番、中島和子です。別冊2の8ページ下段です。まちづくり事業費の活動の補助ですけれども、これは行政報告書の中を見ますと、平成30年には117万円もの助成をして、令和元年には48万7,000円と、少し活動が鈍っているかと感じています。新規の応募があるのかということと、伝統文化とか、そういうものに偏ってしまうというか、手を挙げにくいかを感じています。何とかもっと周知していただいて、まちづくり活動というのは本当に町の活性化にもつながるものですから、もっと浸透させていただきたいと思います。その辺りをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まちづくり活動事業費に関しては、確かに平成30年のころには110万円を超えるほどの決定があったわけですが、令和元年度については50万円弱の補助決定となり、令和2年度もそのような状態が続きましたので、令和3年度の予算額は60万円ということで提出をさせていただいております。

このまちづくり活動の関係でございますが、今、なかなか新規の事業が出てきていない状況でございます。今後、検討していくこととしまして、今は一律に補助対象経費の事業費に応じて補助率を変えながら、補助限度額を変えていくといったものですけれども、もっと町として重視すべき施策に対して、補助上限額とか補助率を上げていくような施策をこれから検討していきたいと思っております。具体的にどういったものを重視していくかということですが、前に議員に全協の中で景観計画の説明をさせていただいたときに、町の皆さんが景観を良

くするための活動に対して行政も支援していきたいというようなことを説明しました。例えば、こういう景観を良くするような町民の活動を重点分野として補助額を上げていく。そういったことによって、まちづくり活動事業の補助金の費用対効果を高められるよう、これから検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） ほかに。青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。別冊の9ページをお願いします。2つを比べて見てほしいのですが、中段のところのiバス運行事業のところをお願いします。iバスの事業は、去年より金額が増えているわけですが、この中身を見ますと、右側のほうにiバス運行費補助4,880万円となっております。去年と比べると200万円ほど減っているわけですが、その数字を覚えておいていただいて、その下の公共交通利用促進事業、長電の吉村・牟礼線への補助ということで2,400万円、これも補助ということになっていまして、合わせて7,280万円は、町から皆さんの足だとか、それから利便性ということで、これは我慢するんだよということだと思っておりますが、これから先、この補助というのはどういうふうになっていくと考えていらっしゃるのか教えてほしいです。

それと、これ以上だったらもう頼まないというのがもしあるとすれば、それも一緒に教えてほしいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。公共交通に町が公費を出していくことですが、まず、公共交通というのは、人口が減少しているということで利用者数は減っておりますが、これからも人口減少とともに利用者数は減っていくと予測しております。ただ、今、高齢化で免許を返納する方とか、高齢で町内ぐらいいは運転できるけれども長野市までは運転できないとか、高齢化が進むことによって公共交通の重要性は高まってきていると考えております。

それで、今の公共交通に対する町の補助と利用者の考え方ですが、まず吉村・牟礼線については、利用者がだいぶコロナの影響で減っておりますが、おおむね町内の利用者は1万人と考

えております。それに対して、町の補助額が約 2,000 万円と考えると、そのうちの 8 割が特別交付税で措置されておりますので、町の一財の出し分というのか約 400 万円ということになります。そうすると、1 万人の利用で 400 万円の一財ということですので、1 乗車当たり 400 円ぐらい補助をしているという形になります。i バスについても、大体 2 万人の利用で 4,000 万円を補助して、一財が約 800 万円ですので、i バスについても 1 乗車当たり 400 円を補助しているような状況でございます。

これから公共交通をなくすというわけにはいかないと考えており、補助金を交付しながら、できるだけ多くの方に利用してもらえようような施策を考えてまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） ほかに。瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 5 番、瀧野です。別冊 2 の 14 ページ、住民基本台帳費をお願いします。マイナンバーの関係ですが、令和 3 年度の総務省の予算の中で、令和 4 年度末までに全国民に交付することを目指して普及を促進するというので、市町村にも人件費などの補助などが出ています。併せて子育てや介護をしている人、住民の利便性向上のためのマイナポータルの積極的活用を推進していくという方針が出されています。現在までの町のマイナンバー交付率と、今後の展開をお願いします。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 今の町のマイナンバーカードの交付率ですが、直近の数字で 14% ちょっとだと思います。14% ちょっとというのは、要は申請をして受け取りに来た方が受け取った率としては 14% で、申請されていてもまだ届いていないとか、その関係は百数十名はいるような数字になっています。その分が申請して来れば、それぞれ家族の方に通知は出しているのですが、まだ都合等により受け取れないということです。

マイナポータルの関係ですが、まだ積極的な周知等はしておりませんので、その点については、また今後の対策として考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） ほかに。石川議員。

○7番（石川信雄） 石川です。提案説明書 11 ページ上段ですが、しごとの創業・都市交流拠点利用促進事業で、多目的交流施設指定管理料、管理運営経費等とありますけれども、カンマッセに行くと思うのですが、そのほかにも、ふるさと納税ですとか移住関連事業ですとか、先ほどもありましたけれども、若者会議もカンマッセということですが、そういったもろもろの細かいものも含めて、概算で結構ですので、令和3年度はカンマッセへの事業委託は幾らぐらいになるのでしょうか。総額をお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 企画課のカンマッセの委託業務についてお答えいたします。まず、委託の業務数は6業務で、委託料の合計が3,076万8,000円でございます。あと、指定管理料が2,000万円でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） ふるさと納税に関するものでお答えさせていただきたいと思います。

カンマッセにふるさと納税の支援業務を委託させていただいておりますけれども、こちらが来年度予算で3,025万円を計上しております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 申し訳ございません。少し補足させていただきます。来年度予算を3,025万円ということで計上させていただいておりますけれども、当初予算で歳入を2億5,000万円と見込んでおりまして、この11%、そこに消費税がかかってきますので、それをカンマッセに委託料として払うということで当初予算は計上しております。この辺は、寄付金が伸びてきますと、それに伴って委託料も増えていくというような形でやらせていただいているところでございます。

○議長（大川憲明） ほかに。原田議員。

○13 番（原田重美） もう一点だけ、少しお聞きしておきたいのですが、別冊2の12ページ、空き住宅活用・3世代同居促進事業の関係でお聞きします。人口増対策は、初日の町長のあいさつの中に大変重要な事業として取り組んでいくことになっているわけですが、また、議会も移住促進を含めて、人口増をどうやっていくかというのはスピード感を持ってやっていかなければ、町の施策に追い付かない話になっていってしまうということで、いろいろと心配しています。コロナ禍で、空き家とか中古住宅、その他いろいろな事業展開として、継続、拡充、新規がありまして、その中で民間賃貸住宅建設補助金1,200万円というのが新たな事業として載っているわけですが、これはどんな事業になるのか。業者とか、あるいは何戸ぐらい対象にして、どんなことまでの助成ができるのか。この中身について、ご説明をお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、人口増を推進しておりまして、一番の課題は賃貸住宅が不足しているということでございます。この賃貸住宅の不足を補うために、町営住宅の建設とか、空き家の改修も進めてきたわけですが、もっと民間の力をお借りして、費用対効果の高い住宅施策を行いたいということで、民間の賃貸住宅の建設補助金を新規で予算化しております。

補助金の内容でございますが、法人でも個人でも、賃貸住宅や従業員宿舎を町内に建設していただける民間の方に対して、建設に関わる費用の一部を補助していきたいと考えております。具体的にどのようなものかと言いますと、1戸当たりの床面積が45平米未満ですと、1戸当たり150万円。1戸当たりの床面積が45平米以上であると、1戸当たり200万円を補助単価いたしまして、1棟当たりの補助限度額が1,200万円という補助設計をしております。具体的に言うと、45平米以上の面積で6部屋のアパートを建てると、それに対して上限で1,200万円を補助しますといったものでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかに。瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 予算書の61ページをお願いします。飯綱ポイント事業に関してですが、ポ

イントが利用できる会員事業所の数の現状と、行政ポイントの活用など、令和3年度の展開をお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、飯綱ポイントの利用できる店舗というのは、前回質問いただいたときは41と答えているのですが、その数字は今のところ変わってはいません。

行政ポイントにつきましては、できるだけ町民の皆さんがボランティアでいろいろ出てきたりとか、健康づくりに頑張ってもらったりとか、そういったものに対して各課でバランスよく配分していきたいと考えております。

今回の予算についても、令和2年度の状況を鑑みて予算要求をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありますか。青山議員。

○14番（青山弘） 13ページの上段、それと予算書の69ページをお願いします。税務会計課の話ですけれども、今までもあまりこのところは質問もしなかったのですけれども、内容を見せていただくと何とも分かりづらいといえますか、主要事業の概要という右側の端の事業内容のところに数字がずっと書いてあるのですけれども、まず、内容がほかのものと比べて本当に分かりにくくて、しかも、これが新規なのか、継続なのか分かりにくい。

税務のことだから、専門的過ぎて今まではあまり触れなかったのですけれども、この中で数字を拾えるのが一番上の265万3,000円と、一番下の320万円だけで、あとはただ数字が入っているだけという感じを受けております。

まず、内容の課税資料のイメージ管理システムというのはどんなものなのかということと、数字が並んでいるものは、新規なのか、継続なのか。こここのところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） お答えします。まず、最初の課税資料のイメージ管理システム初期費用ですが、この中、全般的に新規とか書いていなくて誠に申し訳なく思っております。新規でございます。今回、ベンダーが電算に替わりシステムが新しくなるということで、イメージ管理システムというのは、今、確定申告をやっておりまして、まず、確定申告の資料が帳票でございますもので、その資料を画像化するシステムを構築する費用で初期費用でございます。

また、イメージの費用を、毎年、帳票を更新しますので、その下にありますシステムは経常委託ということで、これは毎年継続ということで計上してございます。しかし、今回は電算に替わっておりますので、これも新規となっております。来年以降は継続します。

一番上の住民税通知事務費、これにつきましても、新たに電算になったということで新規になってございます。

後のほうについて、下から2番目の電子サービス利用料につきましては、これは継続でございます。一番下の還付金も一応継続ということで、よろしく願いいたします。

以降、継続、新規と掲げて申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認めて、進行いたします。

第3款民生費、予算書80ページから106ページ、質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。別冊の提案説明書の21ページ下段で、生活困窮者就労準備事業ということで新たに1,200万円計上されたと。一応、事業目的を見ると、おおよそ分かるのですが、新しい事業のために、もう少し具体的にイメージが湧くような説明をまずいただきたい。

それから、こういう仕事もこれから非常に重要な事業になってくるということで、それであれば、どのように町民の皆さん方への周知を図るか。そこら辺の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） ご説明申し上げます。今回、福祉計画が策定されているのですが、その中でも記載してございます。社会福祉法の改正というものが6ページにございまして、106条の4に掲載してございます。

また、重層的支援体制は、51ページに福祉計画を盛っておりまして、今回の5年計画の中で支援計画を盛って、今回の予算でまた反映していきたいという形でございます。

複合的な課題を抱えている方、現在もそういう方がいらっしやいまして、各課横断的な体制では進めてきました。ただ、法改正とともに、国のほうでも生活困窮者の関係であったり、社会福祉法であったり、障害者であったり、法整備をしまして、予算的なものも縦割りではなくて一本で使えますよという形で動いてきました。そんな中で、今回、生活困窮者就労準備事業という項目で新たに立ち上げたのですが、これは暫定的な事業でございまして、最終的には重層的支援体制整備事業に2年後に移行していくという形でございます。事業名的には少し変わりますけれども、現段階では準備事業という形でございます。予算的にも触れてございますが、4分の3が国費、4分の1が福祉基金を取り入れてやっていきたい。

それで、人的な体制ということで、社会福祉協議会活動計画というものを社会福祉法人がつくっておりまして、町の福祉計画と連動してやっていく中で、社協でしかできないということもあります。総合支援金の関係ですとか資金的な問題、そういうものをトータル的に考えまして、社協のほうから人員派遣という形で人件費分を盛っているという形です。それで、包括的相談支援員として1名配置。また、介護支援のほうで、今まで二層のコーディネーターという形で人件費を盛っていたのですが、その方もこちらへ入れて、地域に困った方の支援体制を構築するというネットワークも構築していかなければならない関係がありまして、総合事業で行ってきたことと、この事業がリンクすることがありますので、その人件費分として見ているという形でございます。

福祉計画の周知につきましては、議会が終わりまして、これから福祉フォーラムというもの

も週末に控えているのですけれども、そういう中で、福祉計画の周知等を含めて行っていただけらと思っております。また、概要版等を作成しまして、全戸配布という形でも計画しているところではあります。

○議長（大川憲明） ほかに。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。今のページの別冊の21ページの中段の地域福祉推進事業の中にあります新規で120万円、高齢者補聴器購入及びエアコン購入補助金の件についてであります。この120万円の算出根拠と、どういうふうに周知徹底していくかどうか。その辺について、伺いたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。補聴器につきましては、議員さんから再三見いただいております。今回、盛り込むという形で計上してございます。18歳未満の方につきましては、現在、軽度、中等度の難聴児の補聴器の購入の支援という形でされておりますので、18歳以上の方の計画となっております。対象となる方につきましては、住民税の非課税世帯、聴覚障害による障害者手帳を保持していない方、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であること。また、医師の証明書を添付いただくという形でございます。補助額につきましては、購入費の2分の1以内、上限3万円という形でございます。この価格につきましては、手帳の保持者の補助対象額以上というわけにはいきませんので、その対象額よりも少し落とさせていただいた価格で見させていただいております。

エアコン設置の事業ですが、これにつきましては、75歳以上の独居、高齢者のみの世帯、非課税世帯、町税の滞納者でないことということで考えております。高齢者の熱中症予防の関係であったり、冬の防寒対策として新たに盛り込んだものでございます。こちらにつきましても、購入費の2分の1以内ということで、上限3万円という形で見るところです。

周知につきましては、これからまた広報なりで周知を図っていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。補聴器の関係では、結構、実施自治体も多くあるわけですが、せっかく補助をして購入をしても、使用方法等々の関係で使用し続けることができないような方も出てくるというような状況の中では、相談の関係ですとか、その後のケアが必要になってくると思うのですが、その点についてはどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。専門的な相談につきましては、たぶん、かかりつけのお医者さん、申請につきましては診断書の添付となっていますので、補聴器具の不具合等については購入される業者さんであつたりに相談いただくのがベストとは思いますが。

ただ、その症状によって買い替えとか、また、新たな問題が発生した場合には、こちらのほうで現在の要項等を見直す中で検討していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑のある方。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。説明書 21 ページの備品購入費です。中古の車の購入で 126 万 5,000 円はかなり高いような気がするが、どうして中古でこれだけの値段になるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） ご説明申し上げます。備品購入費は総額で記載されてございます。いづな EAST に、第二小学校の体育館のところですが、そこにパワリハ室を設けまして、その備品の関係が入っています。たんぼぼの中古車の軽トラにつきましては、60 万円ぐらいの予算ということでございます。

○議長（大川憲明） ほかに。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 別冊の 22 ページの上段と一番下段をお聞きします。まず、上段からいきます。この扶助費の、いわゆる前年度対比の予算が 51 万 7,000 円余減額されている。中身を見ま

すと、障害福祉サービス費の給付額については、前年度予算に比べて 54 万 6,000 円余減額されておるわけです。それで、非常に大きな金額になっているのですけれども、減額の理由をお聞かせいただきます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 申し上げます。現在、サービス提供されている方につきまして、実際の数値、実績、現在の 2 年度分を加味しているものでございます。減った理由については、利用者のサービス内容の変更であったり、利用者数の変更によるものです。特段、変わったということではございません。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） それでは、同じく 22 ページの下段の民生費の障害者寄付支援給付費です。これは前年対比 133 万 7,000 円増のうち、大半が②の相談支援事業の委託料になっていて、前年と比べると 176 万円増額になっておるということで、非常に突出した増額というふうに理解したもので、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。メーラプラザの中に、地域活動支援センターをあおぞらさんにご協力いただいて、今、設置している状況です。先ほどのお話もございましたけれども、これから地活をどんどん活用して救済していかなければならないという事案が増えてきます。重層的な計画をする中でも、中核的に、隣に社協の地域担当課もあるのですが、みんな連携していく中で厚みを増し、今まで救えなかった方についても対応していくという形の中で、相談支援業務の拡充ということで増額としてございます。

○議長（大川憲明） ほかに。原田議員。

○13 番（原田重美） 主要事業の 20 ページ、予算書は 83 ページの成年後見制度の支援事業で、新規事業が 2 つ上がっているのですが、成年後見制度というのは割と皆さん使いたがらないと

いうか、利用が少ないと聞いているのですが、そういう意味において、飯綱町としてもこれをまるっきり皆増、去年はゼロで、金額は少ないけれども 117 万円。これが長野市との連携の中で、新規で始まるのか。この狙える効果というものは、どんな形で期待できるのか。その点と、今まで成年後見制度事業は全く何もなかったか。私ははっきり分からないのですが、その辺も説明を少しお願いしながら、この 2 つの新規の効果、狙うものを教えてください。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） ご説明申し上げます。こちらにつきましては、成年後見の関係の法律がございまして、そちらの関係で計画を作らなければならないので、それにつきましても、今回の福祉計画と一体的作成という形で盛り込んでございます。計画の中では、令和 3 年までに計画をつくりなさいという形で、5 年前ぐらいから言われてきておりました。ただ、中核都市の長野市さんの広域的なセンターにも、弁護士さんであったり、必要な人材を確保しなければならない。長野市では、長野市の社協において位置付けて、委託でやっていたのですが、市を除いた町村部において計画策定する中で、長野市さん中心で動いていただければ、なかなか町村でセンターを設置するということはできないという話で、家庭裁判所さんであったり、保健所さんが入っていただく中で、どうにか長野市さんが中心でセンター化という形で、中核になっていただけるという条件が整った関係で、今回、負担金で長野市さんと連携する形で盛った形です。

今まで成年後見につきまして、町長の申し立て案件につきましては、町のほうでいろいろ事案を解決していたのですが、その事案に対しましても、職員の精神的な負担とか、専門家ではないという負担もあります。そういった中で、長野市の中核化移行に伴って、そういう軽減もされるというメリットもございます。

この中に、もう一つ社協さんのほうでも法人の成年後見、法人後見人とする機能も新たにという形で動いています。現在、町内で成年後見を受けていただける方、司法書士さんがいらっしやるのですが、もう限度いっぱいという状態でございます、社協のほうでも法人と

して成年後見を考えていかなければならないという状況に入っています。

行政としましても、どうにか、そういった中で連携して行えたらという形で予算させていただいたところ です。

また、今後の周知につきましては、成年後見、任意の後見人制度もごございますけれども、いろいろな局面で周知していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） ほかに。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。提案説明書 21 ページ中段です。こちらに婚活事業が社協への委託であるのですけれども、これまで民間事業者とも協業をしながら社協がこの事業を実施してきたと思うのですが、令和3年度に至っては、せっきくの機会ですので、メーラプラザとか、いづなコネクト EAST、WEST の会場使用等も踏まえた上で事業実施されていかれたらと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。コロナ禍におきまして、令和2年度の事業もなかなかスムーズに行けなかったという状態がございます。

広域連携で、長野市を中心として今年初めて実施するという予定だったのですが、そちらにおきまして、なかなかコロナ禍で現地に来ていただいてというマッチングができなかったという形で、ウェブで今年はさせていただいたという形です。

また、上水内の連携での婚活についても、コロナ禍において中止せざるを得なかったという形です。令和3年につきましては、ウェブを使ってでも、どうにかマッチングをしていきたいと考えております。

また、計画の中では EAST、WEST で、ウェブで見られるような形というものも、現在、構築を考えているところでございます。できるだけ地域の資源を活用して、相手に分かるような形でお伝えすることができればマッチングにつながると思っております、いろいろ検討はしているところでございます。

○議長（大川憲明） ほかにございますか。清水議員。

○10番（清水満） 10番、清水満です。ページにつきましては、予算書で101ページ、別冊では7ページに載っております。これは、初日に同僚議員のほうからも話がありましたけれども、私の認識が違うのか、その辺の違いをお聞きしたいと思います。

それを、101ページで申し上げさせていただきたいと思いますが、子育て応援祝い事業の関係でお願いをしたいと思います。2、3点申し上げますので、まず1点目でございますけれども、対象人員は何人でしょうか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。子育て応援祝金の対象でよろしいですか。予算で計上させていただいているのは50人でございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） それでは2点目の質問です。今までこの子育て応援祝金を実施してきましたけれども、5万円、7万円、20万円ということでやってきました。まず、その効果はどういう効果があったか教えていただきたい。

もう一つは、今回、上乗せで全部20万円ということでございますけれども、上乗せによる効果はどういうものを期待しているか。その2点をお願いいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。効果につきましては、初日に教育長からも申し上げさせていただいておりますけれども、平成28年からお祝い金を申し上げてきております。お金を頂いたから2人目、3人目の子どもさんをつくるとか、大事なお子さんをお金でつくるものではないということは認識しておりますが、祝い金は町民みんなで子どもの誕生を祝うという目的でございます。

これも初日に申し上げましたけれども、出産は大変お金がかかる。特に、第1子目について

は大変お金がかかる。出産費用だけではなくて、子育てにおいてもお金がかかるといった点から、こういう祝い金については、大変ありがたい制度だというお話は祝い金を申し上げた皆さん、また、子育て応援会議等でいただいております。

今後につきましても、この祝い金を増額したことによって直接人口増等につながるものではないかもしれませんが、町全体としまして、飯綱町では子どもさんをとても大切にしている、子育て環境はいいし、子育ての制度も充実している。そういったPR等の一助にもなってくるものであると思っております。ですので、様々な波及効果という点があるのではないかとということでの増額と考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） ありがとうございます。税金の使い方は今の考え方でいいのかどうか、十分検討をしていただきたいと思います。もらう人、50人はたぶん大変うれしいと思います。国でも全員が10万円を頂いてうれしい。でも、その中にもいろいろな批判がありました。何十万も何百万ももらっている人が、また、それをもらってもいいのかというようなこともありました。私は、うれしいだけでこういうお金を出していいのかと強く思っております。過去には、老人の皆さんに80歳か90歳になったら布団をあげて、座布団をあげたり、お金を持っていったり、100歳以上になったら知事が布団を持って行って、テレビでも大きな宣伝をやっておりました。でも、あれはもう20年ぐらい前にやめておられますので、その辺の見解はこれ以上申し上げません。

この間、2月24日に、これは非常に私は今でもいい事業だと思っておりますけれども、サポーター制度の第1回をやりました。全員の皆さんに集まっていただきました。一番若いのは20歳の大学生、真っ先に発言もしてくれました。題目は「子どもたちの未来は飯綱町の未来」ということで、いろいろ議論をしましたがけれども、非常にいい議論があった。その若い子は、昔と違って、地域でその地域の皆さんと一緒に遊んだり、いろいろする行事もなくなって、こういうのが寂しいというご意見がありました。もう1人、2人からも出ましたがけれども、これは女性の方で、お子さんがいるようで、そこまで細かくは聞きませんでしたけれども共稼ぎの人

で、放課後は児童クラブに預けている。仕事は終えてきて、子どもを連れて行って、また迎えに行き、帰ってきたら食事をやって、宿題をやってやるのは非常に大変だ。しかも距離が遠い。これを何とかできないかという話がありました。それと、宿題もいっぱいあるので、放課後児童クラブの中で勉強を教える人がいてくれれば良いというようなこともありました。

最近、強く感じておりますのが、やはりここに住んでいただくためには、利便性と仕事、この2つではないかと思っております。ここで働けることと、便利が非常に良く、これはiバスだとか、いろいろなことをやってきました。しかし、峯村町長のあいさつにもありましたけれども、どうも飯綱町から去っていく人が増えてしまった。なぜかという、高度成長期時代には長野市の土地が30万も50万もした。高いからこっちへ来て10万円のところで住んで通う。でも、今は長野だって安く買えるんです。そうすると、利便性のいいところへみんな出ていくということだと思っております。

ぜひ、子育て支援金は非常に50人の人はうれしいかもしれませんが、それ以上に、放課後児童クラブの対応も私は真剣に考えるべきではないかなというふうに、これはご提案と、もし何かお考えがあったらお聞かせ願えればありがたい。以上です。

○議長（大川憲明） 馬島教育長、何かありますか。

峯村町長ありますか。町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 貴重なご意見をありがとうございました。今の行政は、議員がおっしゃるとおり、いわゆる税金、公費をどういう形で使うかというのは、まさしく私も議員と同じような世代の人間としては、いささか個人に公金をどんどん支給するというのはやはり注意して考えていかなくてはいけないという基本の思いはございますけれども、そろそろ、そういう考え方はリタイアするような時代になってきたのかというイメージはございます。これだけ貧富の差が大きくなり、株価が上がってどんどん儲かる人がいれば、明日のご飯に困ってしまう人たちもいる中で、一体、行政は、どういう公金の使い方をすればいいのか。この辺が、やはり新しい経済、新しい時代の公金の使用という従来にとらわれない考え方というの、やはり併せ

持って臨んでいかないと、いわゆる需要に応えられないのではないかという思いが最近出てきております。

基本的には、確かに人口を増やすには、ご飯を食べていくための仕事と、そしてスーパーもあり、何もありという便利さ、利便性というのは、これはもう欠くことのできない要件だというのも十分分かりますけれども、そこら辺をうまくバランスを取って進めていく、そういう時代であろうと思っております。

○議長（大川憲明） よろしいですか。馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 清水議員のご質問に対して、教育委員会の立場から少し補足させていただきます。今、教育委員会のいろいろな方策を立てる基本となっているのは、やはり、今、町長が申し上げたように現状分析から始まっています。

今は昔と違って、子育て環境というのは田舎だから都会と違って恵まれているとか、そういうことはありません。この飯綱町においても、いわゆるアウェイ保育、自分が生まれ育ったところではないところで保育をしているという人が増えていきますし、また、すぐ近くに、何か困ったりしているときに助けてもらったりできる人がいるかという、いない人も増えていきます。その理由として、今、若い世代は、ほぼ共稼ぎ家庭になっているからです。これは経済的な問題だけではなくて、女性が社会進出して自分のキャリアを生かしたいということもあります。それを応援していくということが大事です。昔の田舎でしたら、若い人が働いていても、じいちゃん、ばあちゃんに世話をしてもらえるとという環境がありましたけれども、今はもう、じいちゃん、ばあちゃんの世代も現役で働いている。その中で、子育てというのは大変しにくくなっている。そういう現実が飯綱町でもあります。ですから、そういう意味で今、議員がおっしゃったような児童クラブをはじめとする子育て支援というものを、いろいろな方面からやっていきたいと思っております。

今、子育て支援金、お祝い金のことが話題に出ましたけれども、お金を増やせば子育てが良くなると単純には考えておりません。蛇足ですけれども、樋口議員が勧めてくださったそうで、

「田舎に住もう」という雑誌に飯綱町のいろいろな政策を載せたんです。そうしたら、そこにランキングみたいなものがあるのですけれども、子育てをしてみたい町村ということで、飯綱町がベストテンの9位に入りました。ということは、例えば今、飯綱町がいろいろやっている子育て施策というのは、客観的に見て、こういう町だったら住んでみたいなという魅力を持っているということで、これは私たちにとっても大変励みになりました。そういう意味で、これからは細かいところに気を配りながらやっていけたらと思っています。

ご質問ありがとうございました。

○議長（大川憲明） ここで、1時間過ぎたもので、暫時休憩に入りたいと思います。再開は11時10分です。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を開きます。

第3款の民生費、質疑のある方。2番、風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。予算書84ページの扶助費、介護給付事業の居宅介護費420万円ですが、これは何人で1件当たりどのぐらいになるか。

次に、87ページの老人福祉の高齢者緊急通報装置事業ですが、ある報道を見ていますと、通報装置さえ使えなくて亡くなられている事例等も聞いております。飯綱町のこの緊急装置はどんな装置で、それに対応できるようになっているかどうかをお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 介護給付費の扶助費の420万円よろしいですか。介護給付費の居宅介護事業という形でございまして、居宅の高齢者に対するサービス提供という形の経費です。こちらにつきましては、施設移行というものも実際見えてはいるのですが、年々、居宅介護につきましても、若干増えているかという形はございます。あと、減ってきているといたしますと、地域密着型の生活介護については若干落ちているという形で予算計上してございます。

件数は、後ほどお答えしたいと思います。

緊急通報装置につきましては、一応機械の貸与年数というか、リース期間が切れまして、現在は抱えている台数でサービス提供をさせていただいているという形でございます。本人が生活圈、居間であったりとか、そういうところで動作がされていない状況であったりしますと、センターのほうで察知しまして、緊急連絡先が1番から順にありますけれども、そちらの方に順次、連絡がされていくという形でございます。個人的な負担については若干かかるような仕組みですが、それを活用していただいているという状況です。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） ということは、うちにおいて倒れたりして行動が見えない場合には、その装置が働くという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） センサーの検知というのもございますし、体調不調のときにプッシュというか、信号を与えていただくと、センターで通報をキャッチして、連絡する方にも連絡が入るというような形になっております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） ないようですから、進行いたします。

次に、第4款衛生費、予算書106ページから119ページ、質疑のある方おられますか。衛生費はよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑ないようですので、進行いたします。

第5款労働費、予算書119ページ、質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。

次に、第6款農林水産業費、予算書120ページから140ページ、質疑のある方おられますか。

青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。別冊の33をお願いしたいと思います。一番下段、農作物有害鳥獣対策費の関係であります。

主要事業の概要のところいろいろ書いてあるんですけども、今回の補正で700万円余らせたというかわかなかつたと出ているんですけども、これが令和2年度、3年度が2,400万円ではほぼ一緒ということは、今回やらなかつた事業は送りもしないけれども、2つ並びで毎年同じくらいにやっていくということは、今回の予算というのは3,100万円になっていいのではないかと私は解釈するんですけども、どうでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。まず、マイナスになっている主な要因は、有害鳥獣侵入防止柵の減でございます。当初、2キロメートルほど材料支給するための購入費を予定しておりましたが、国や県からの認可がその半分の約1キロメートル分であったため、500万円ほど減をさせていただいております。

新年度につきましては、本年同様2キロメートル分の要望をしており、それに向けての予算計上をさせていただいております。

それから、令和2年に豚熱というものが発生しまして、イノシシの駆除で予定した大型の頭数が捕れなかつたため、焼却処分費が120万円ほど使わなかつたということで、今回減額をさせていただいております。新年度については、また捕れる想定から、同様の費用を見込んでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかに。中島議員。

○3番（中島和子） 3番、中島和子です。予算書でいきますと127ページのアップルミュージアムについてお聞きいたします。ただ今、広報等で学芸員等の募集をされています。ミュージアムもいろいろ実情がおりだと思っておりますが、ミュージアムにつきましては、本当にこのと

ころ入館者も増えていきますし、町外からもたくさん集客していると思います。それで期待される場所ですが、学芸員等が代わってしまうのかなという心配もあります。

また、三水庁舎がこちらへ引っ越してしまいますと、人手もずっと減るということで、ミュージアムの運営に関しては少し考え方を考えていただかないと、また集客にもつながらなくなるということも考えます。

もう一つ、三水庁舎の利活用は何かお考えかどうか、その辺も併せてお願いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。アップルミュージアムにつきましては、お辞めになる方がおまして、現在、募集をかけてございます。

まず、今、担っていただいているのが、館長代行お一方、それから事務補佐員等を2名雇用して運営をさせていただいておりますが、新年度につきましても、同様に館長に当たっていただく方、イベント等を担っていただける方、それを補佐する方というように、同様の人数を確保してまいりたいと考えてございます。

今、募集をかけており、大変多くの方に応募いただいておりますので、当面の人数は確保できるのではないかと想定してございます。引続き、また同様の入館者が得られるような展開をしてみたいと考えております。

○議長（大川憲明） 引き続き、徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） それでは、私から今の三水庁舎の後利用のことでお答えをさせていただきます。今の三水庁舎で使っているところが、農林水産省の補助金を受けて整備をした建物でございます。こちらは、国のほうに、一時的に仮庁舎にするというような手続きを取らせていただいた上で今、使っているところでございます。基本的には元に戻していかねばならないということで、元に戻すことを予定しております。

今回、予算の庁舎管理費という中で、工事請負費で三水庁舎の解体費用というのを見込んで

いるところでございます。

○議長（大川憲明） ほかに。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。別冊2の30ページをお願いします。最下段ですが、地域農業振興人材確保事業、この内容を見ますと、昨年度までの地域特産品開発事業と関連があるかと思いますが、見る限り協力隊員の方、既存の方、また新規の方、集落支援員の方とかなり人数が増えているので、既存の方、新規の方を含めまして、どなたが何をやるのかというところを改めて教えてください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） まず、地域おこし協力隊の方でございますが、誰かというのは個人名もでしょうか。

まず、松本さんでございますが、加工所の運営、それから新規商品開発等の関係を担っていただいております、引続きお願いをしてみたいということでございます。

それから昨年の11月の飯森さんと、1日にご紹介をさせていただきました佐藤さんにつきましては、都市との交流事業の関係で、りんご学校の運営の補佐というか、2人で運営を担っていただき、また、都市との交流の物産の販売等の関係でも、お力添えをいただきたいということでございます。

それから、いちごのハウスをやっておられる本郷さんにつきましては、引続き、同じいちごの管理を担っていただき、また、新たな試験も進めていきたいということで担っていただいております。

もう一人が、りんごの栽培を担っていただいております小幡さんにつきましても、引続きお願いをしてみたいという5名でございます。

集落支援員につきましては、新年度新たに募集をかけまして、高岡地区の集落営農の立ち上げについて担っていただき、良い組織を作っていただければと考えておりまして、そのための予算として計上をさせていただきます。

新規の2名につきましては、これから日本一のりんごを目指すために必要な収量が増えるための活動を担っていただけるような、内容的にはまだはっきりと決まっておりませんが、そのような関係の方を募集していきたいと考えております。

○議長（大川憲明） ほかにございますか。樋口議員。

○11番（樋口功） 11番、樋口です。今のことに関連して、協力隊員の話は、今回の『いづな通信』に詳しく書かれておりましたので大体把握はできたのですが、その中で1人だけ、これはどうなんだろうと思うのは、いちご栽培の話です。

これは何年かけてどういう方向で持っていこうとしているのか、なかなか読めません。当初3,000万円ぐらいの経費をかけて、こんなものではとても導入する農家の人はいないから、これを少なくとも3分の1ぐらいにしていきたいという構想でやっておったのですが、別にこれは信州大学の研究機関でも何でもなし。これをすぐ農家の人が取り入れられるように、やはり短期間でやっていかなければいけない施策だと思います。この進行状況と、今後の予定がもし分かるようであれば教えていただきたい。

それともう一つ、同じ関係になります。直売所のむーちゃんの課題は何かと言ったら、冬場の売り物をどうしようかというふうに考えていたわけです。それで、私もどんなものが並ぶのかなと思ったら、そこにいちごがあったんだけど、これがそのいちごかどうかは分かりません。もう一つはみかんが並んでいたんです。これはこれで致し方ないんだろうけれども、当初は、例えば、先ほどおっしゃった高岡地区で行われている野菜作り。これをハウスなり、あるいは雪を利用した雪下の野菜というようなことで広げていけばいいのではないかなというようなアイデアが誰かから出ていたのですが、これが全くなされていない。いちごは飯綱で作ったならいいけれども、何でみかんがここに出てくるんだろう。そういう関連性がなく直売所で売られているということに若干疑問を持つ人もいました。

そういうことで、もう少し先を読んだ売り方というのが、これは実際にそれを請けた指定管理団体が考えることでしょうけれども、やはり飯綱町として指定団体に任せて、これでいいのかという部分、これは町で検討していってもらわなければいけないのではないかなと考えてい

るのですが、いかがですか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。まず、現在行っておりますいちごの栽培でございますけれども、収量ですとか温度によってどうなるとか、いろいろな試験を行ってデータを積み重ねているところでございます。新年度に、また、いちごハウスのものを、先ほど申し上げました集落支援員を含めた皆さんに、集落営農として立ち上げていただくという中で、いちご栽培のほうも担っていただけるような方たちをお願いをして、実際にいちごの栽培も行っていただきたいと考えてございます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いちごはそういうことで、今年の予算書にも1,200万円ほどを計上してございます。いちごハウスを実際にやる。それで、過去3か年の実績で、10アール当たりどのぐらい取れるか、正直言って目安が付きまして。温度をかけた場合、かけない場合、その辺についても信大の先生のデータが出てきました。約1反歩、800万円ぐらいの収入が見込めるというデータで、その単価は大田市場の平均単価を掛けておりますけれども、そういうことでスタートをしたい。こういう高温時代になってきて、りんごや桃もすごく大事ですが、高齢化といちごというものがどのぐらい収支が合うものか。横手の皆さんたちを中心にした働きに期待をしたいと思っております。

むーちゃんについては、議員のおっしゃるとおり、どうも町の方針と少しギクシャクというところもございまして、実は先週、2月の中旬でしたか、町長室に3つの直売所の代表者を呼んで、じっくり1時間半ばかり話し合いを持ちました。その中で、今年度はこういう品物をそろえて、1月、2月、3月はこういうものを売って、むーちゃんは年間で2億円を売り上げるという計画を作ってこいと。それによって、精いっぱい努力した結果、どこがうまくいかなかったから2億まで届かなかった、どこがうまくいかなかったから品ぞろえができなかった、そ

ういう原因等が見えてくる。大きな意味では、町が責任を取っていいから思い切ってやってみろということで、3店長が、ある意味で私はやる気になって帰ってくれたなというふうに思っています。担当の産業観光課とも十分相談する中で、それぞれ3つの直売所が、特徴のある販売をするように今年は仕掛けていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） ないようですので、進行いたします。

第7款商工費、予算書141ページから146ページ、質疑のある方ございませんか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。別冊2の34ページをお願いします。中段ですが、一般観光費の中で信越高原連絡協議会負担金、これは毎年145万円出ているんですが、決算のときにも私は質問したのですが、具体的なメリットがあまり見えてこない。逆に、加入していなかった場合のデメリットは何だろうかという点をお聞きしたいと思います。

ちなみに、この信越高原連絡協議会自体、一般の方がウェブで検索したらどんなものが出るかと見てみたのですが、ほとんど記事が上がってこない中で、フェイスブックページを持っているのですが、この連絡協議会のフェイスブックページの中で、飯綱町が出てくる最新のものは、2017年10月の貨客混載と、かなり昔のものが出ています。かけている費用に対しても、ここに加入しているメリットをどう生かしていくのかという、かなり積極的な取組が必要なのではないかと思います。その辺りの具体的な展開を教えてください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。信越高原連絡協議会への負担金の内容というものですけれども、まず、わくわく割引チケット等の広域のマップの作成等の費用、それから訪日外国人の誘客推進事業等の事業について行っております。それに伴い、サイクリングツアーのコースを造成したり、これらのツアーを継続的に販売ができるようなシステムを用意して、サイクリングツーリズムの普及を促進していくという内容で現在取り組んでおります。し

かし、このコロナ禍の中、なかなかその事業展開というのが今できておりません。ただ、そういった事業が少なくなった分については、e-bike 等の購入等に充てていきたいということで、今、事業展開をしております。

この飯綱町は、この連絡協議会の中では端のほうに位置をしております、なかなか飯綱町がメインに載ってくるというものがございませんけれども、広域的な連携の中で誘客を進めていきたいという事業でございますので、引続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） すみません。私も存じ上げないので分からないのですが、わくわく割引チケットの飯綱町の中での利用率というか、利用実績というものがあのかどうかというのと、サイクリングコースの造成というお話も聞きましたけれども、町内にそういったコースがあるのかというところ。e-bike の購入に対しても、飯綱町の中でメリットというか、町内で使える予定になっているのかどうか、教えてください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。わくわく割引チケットにつきまして、どの程度の利用があるかという統計的なものを、現在、取っておりませんので、お答えすることができずに大変申し訳ございません。

e-bike の関係でございますけれども、かなり高額なもので、年間数台購入されている中で、飯綱町に去年1台は来ておりますけれども、一気に5台とか10台という割り当てにはなかなかならない状況でございます。

サイクリングコースにつきましては、飯綱町の中にサイクリングコースがあるというわけではなくて、飯山から信濃町に抜けるところの一部に飯綱町が掛かっているというようなことで、飯綱町の中に入って来るようなサイクリングコースというのは、現在ございません。今後、またそういったものについて、飯綱町の中に入ってこられるようなコース設定というのを考えていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） ほかに。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。この商工費の中を見ていると、看板の修理代、そして新設というのがだいぶ出てきます。この商工行政の中での看板というのは、観光地とか、いろいろな分野があると思います。この看板行政とすれば、教育委員会で管轄するとか、それから名所史跡の看板とか、看板によって各課の管轄が違うと思います。

ですから、商工費で見られる看板を修復するという行政と、ほかの看板も、われわれが見れば、やはり看板を直していくのも非常に大事な事業ではないかと思えます。芋川地籍の役場の跡地にあるような、町全体を案内するような看板が古くなっていたり、それから、分野別の看板がいろいろあると思います。その辺をやはり整理して、観光の看板も大事だけれども、そういう看板も、ぜひ今日は全体の会議ですので、分野別の看板を直していくようなことも含んでやっていったらと思うのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 産業観光課の関係の、東高原ゾーン整備事業の看板リニューアルの費用でございます。これにつきましては、牟礼村時代に作製した看板を今も引き続き使っているということで、老朽化して色に変色したり、字が読めなかったりしているようなものについて、悪いものはもう撤去していく。それから、使えるものは新たにリニューアルをして、東高原全体の移動するための目標になるような看板に作り替えていきたいと。こちらへ行けばこういうゾーンがあるというような看板を、東高原全体を見据えた中でリニューアルを考えていきたいということでございます。これにつきましては、ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社から議会の皆さまにも以前説明のありました内容で、あの段階ではまだ構想的な部分でございましたけれども、それを今度具体化して、関係する皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 東高原はそういうことで、どうもあの地域一帯をキャンプのメッカにした
いと。自然を身近に感じていろいろなキャンプができるような、そういうところにして活性化
を図りたいという計画の中で、この看板も考えております。

正直言って、渡邊議員からはいつも宿題のように看板の整備をご提案をいただいております
けれども、やはり統一したような形で、いつも同じような答弁で恐縮ですが、やはり計画的な
取組みが必要だろうというふう思っています。

ちなみに、芋川用水は世界遺産に申請する予定でございますから、そんな意味でも整備をし
ていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） ほかに。樋口議員。

○11 番（樋口功） 34 ページにあります商工会空き店舗活用事業補助金等のことですが、
飯綱町の玄関である駅前商店街が非常に寂しい状態になっているということで、一般質問をさ
せていただきました。その後、町では、このような補助金の継続ですとか、新規の支援金の予
算化をしていただきました。その後、どんな形になったかと私は思いまして、いろいろ聞いて
みたんですけれども、うれしいことに新しいお店が1軒間違いないできて、これからして
みたいという喫茶店、イタリアン料理もあります。

これは、九州のほうの商店街で店舗ががら空きになってしまって、そこに1人のやり手の女
性の方がいまして、考え方として店舗をリフォームしてうんぬんよりも、まず人がいなければ
お店は要らないだろうと。では、人に来てもらえばいいということで、2階に集合住宅、シェ
アハウスのようなものを造りまして、そこは若い人が結構通る場所だったらいいんですけれど
も、そういう人に住んでもらって、人が住めば店は要るだろうと。こんな逆の発想をして、非
常ににぎやかになりつつあるというようなことをやっているところがあります。

ただ、残念ながらこの新しいお店もそうですけれども、この補助金ですとか支援金を使えて
いません。新規ではないから駄目なのか、要するにもう少し使い勝手のいいようなものにして
いただくことがありがたいのかと思っております。今回も少し額は増やしてはいただいている
んですけれども、できればああいう個々のお店で使いやすいような予算、それから、そういう

ものがあるんだというアピールが大切かと思います。いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。使いづらいというお話を聞いたのが初めてでございます。そういう意見もあるのか、またそういったものが補助対象になれるような形で、要綱とかを見直す中で、利用しやすい補助金になるような制度を検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大川憲明） ほかによろしいですか。樋口議員。

○11番（樋口功） 少し補足ですけれども、今の使いづらいという話は、これはある場所では補助金を使っているわけです。ただ、あの商店街で使ってもらっていないというところが残念だと感じたものでお話しさせていただきました。

商工会も、それからあそこの何人もいない商店街の中で、名前は出しませんが、非常に頑張って、あの大きなお店、今、坂上のほうに場所を移しましたけれども、あの空き家に何回も通って許可を得てやってくれました。要はそれでいいんでしょうけれども、その辺を、商工会なり町のほうでももっと応援していただいて、1つでも2つでも、新しくやりたいという方はいるので、その辺の施策を少し考えていただきたいという意味で質問しました。以上です。

○議長（大川憲明） 第7款の商工費、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑ないようですから、進行いたします。

第8款土木費、予算書147ページから155ページ、質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩に入ります。再開は1時ちょうどいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を開きます。

本来ここで第9款の消防費ですけれども、その前に風間議員の質問に対して、山浦保健福祉課長、お願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 休憩前に、第3款民生費におきまして、障害者総合支援給付費の介護給付事業で420万円の居宅介護者数ということでご質問いただいたのですが、人数につきましては11名ということでございます。お願いいたします。

○議長（大川憲明） それでは、第9款消防費から進めていきたいと思います。第9款消防費、予算書155ページから158ページ、質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 別冊2の7ページ上段です。消防施設費の関係で、小型動力ポンプ購入と消防団軽積載車の購入とあるわけですが、どことどこなのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず、小型動力ポンプですけれども、古いところから順次交換をしております、今のところ1台購入予定ですが、4分団か5分団かというところで、今後どちらかに決めていきたいというところがございます。

それから、軽の積載車でございますが、こちら1台ということで、これも古いところから順次更新をしているんですけれども、今のところ倉井の班か芋川の班か、どちらかに決めていきたいというところで、車の状況等を見ながら、今後、決定をしていきたいというところがございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑のある方。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今、消防の施設というか整備の関係は、町で消火栓とかをさまざまやっていたらいいわけですが、実はある地区から、コミュニティーセンターの中の通報装置、ベルの関係とか、そういうものでかかる点検費用とかは今、全部区のほうで持っている。こちらも町のほうで見ていただくことはできないのかというご要望があったのですが、その点に

についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは以前もご質問があったと思います。いわゆる集会施設等の非常ベル等々の維持管理で、結構なお金がかかるのですが、それについては施設の一環として地元で見たいいただきたいということで、今までずっと一貫をしております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑はありますか。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。次に、第10款教育費、予算書158ページから195ページ、質疑のある方。風間議員。

○2番（風間行男） 風間ですが、予算書の169ページの小学校教育振興費の消耗品費と、173ページの中学校の教育振興費の消耗品費とがあります。これはどのような内容なのでしょうか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えします。小学校、中学校の教育振興費の消耗品でございますけれども、主に教職員の指導書ですとか、各教科の補助教材購入の消耗品となっております。

○議長（大川憲明） ほかに。石川議員。

○7番（石川信雄） 一番下の社会教育団体補助金で、婦人会と飯網女性会議に32万円ということになっております。これは結構だと思うんですけども、今も存続しているかどうか定かではありませんが、以前、青年団という団体もありました。午前中の会議に若者会議をやるという企画課の発言がありましたけれども、そういった若者会議が、今後こういった社会教育団体として、もし組織化されたとしたならば、教育委員会ではどのように考えておられるでしょうか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。青年団体につきましては、以前、青年団という組織がございまして、そちらのほうにも社会教育団体ということで補助金を申し上げておりました。ただ、青年団は解散をされたということで、現在、補助金のほうは申し上げておりません。今後、またそういった団体等が活動される折には、同様に補助等の検討をしてみたいと考えております。

○議長（大川憲明） 馬島教育長、いいですか。風間議員。

○2番（風間行男） 風間ですが、予算書の190ページ、社会体育活動育成費の中にラージボール大会の予算等も含まれているというふうにお伺いしたのですが、私の地元でもそうですが、以前は本当に和気あいあいとしたラージボール大会が非常に良かった、冬の運動不足解消にも役立ったと。現在は中学校の卓球クラブとか、よその卓球クラブがものすごく強烈なチームだけの集まりになってしまったと。今後、この辺は改善される予定があるか、それともこのスタイルで行くのかお伺いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。ラージボール卓球大会につきましては、合併前は牟礼村で公民館の社会体育の大会として開催をしておりました。合併後はラージボール卓球大会という名前で大会が行われておるわけですが、現在はスポーツクラブの主催によりまして、スポーツクラブのほうで大会の運営をされております。

町からこの事業に対して直接公費等を支出しておるわけではなくて、スポーツクラブのほうへ運営費補助ということで年間35万円ほど補助しておりますけれども、その中でスポーツクラブが主催して大会を開いております。今いただきましたご意見等はスポーツクラブにまたつなげてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ありませんか。原田議員。

○13番（原田重美） 1点お聞きをしておきたいのですが、年寄りの冷や水だとは思わないでほしいのですが、主要事業の39ページ、小学校の情報システム費、あるいはそのほかに振興費と

かいろいろちりばめられて、いわゆるデジタル化とかネットワークによる教育がこれからどんどん進んでいくということで、このことに対しては時代の趨勢なんだろうというふうに思っております。

しかし、私も以前から携帯の普及とか、あるいはスマホの普及、それで子どもたちは、大人もそうだけれども、バスに乗っても、列車に乗っても、何しろ見ているきりで人の顔なんかろくに見ない、こういう時代になってきたわけです。そこへコロナ禍で、世の中はますますデジタル化へ進んでいくということで、これは必要なことだけれども、学校現場においても、この流れはもうどんどん加速していくのだらうと思います。

一方で、私がいつも少し気になるのは、やはり人間関係をつくっていく対話がなくなるとか、そういう問題に発展していっているということが非常に問題だと思っています。そういう意味で、小中学校、学校現場においても、必要なことはやっていかないともう時代遅れなのでしょうが、これらの孤独とか、孤立、そんなものが子どもたちの間で広まっていくのではないかとということで不安もあります。

学校現場において、こういうデジタルの振興に対しての反作用的なことでの心配、あるいは、対応はどんなふうに行われているのか。どんなふうを考えられているのかを一つこの際にお聞きしておきたい。

教育長、よろしくお願いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃっていただいたように、飯綱町だけではなく日本全体で GIGA スクール構想というのが進んでおります。飯綱町もその中で、ICT を取り入れた授業をこれから推し進めていくんですけども、それについて、例えば、今までの子どもたちの、いわゆるスマホとかそういうものを使ったゲームだとか、それから、そういうことをすることによって人間関係をうまくつくれなくなるのではないかとのご懸念は従前から言われていることですので、それはごもっともなご心配だと思います。しかし、一つ

のデータとしてあるのが、日本も含めた、いわゆる先進国といわれる国々で、パソコン、コンピュータを子どもたちがどう使っているかという調査があるんですけども、欧米の子どもたちはパソコンを学習として使っている。もちろん欧米だけではなくて、例えば韓国とか中国とか台湾とか、そういったところの子どもたちはパソコンを学習として使っている比率が大変高い。それに対して、日本の子どもたちはパソコンとかそういったものを、ゲーム、遊びとしてしか使っていないという実態があります。そこら辺が、やはり先進諸国の中で日本の抱えている大きな課題でありまして、子どもたちがパソコンを使うと、人と話ができなくなってしまうのではないかというのは、今までのゲームしかやらないイメージが強いです。

確かにそれだけではなくて、脳に与える影響とか、目とか、そういった健康上の問題も出てきますので、そういったことに対してのポリシーなどをしっかり作っていきます。それから子どもが犯罪に巻き込まれないような対策は十分に取っていかねばなりません。一方で、ICTを使うことによって逆に子どもたちの学習の世界がうんと広がったり、または深まったりという、そういうメリットも大変多いと思います。だから、そういうメリットを生かしながらデメリットを克服して、効果的な使用を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） ほかに、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、進行いたします。

次に、第 11 款災害復旧費から第 14 款予備費、そこまでやりたいと思います。予算書 195 ページから 197 ページ、質疑のある方おられますか。予備費までです。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 進行いたします。次に、地方自治法施行令第 144 条による予算に関する説明書、予算書 198 ページから 205 ページ、質疑のある方おられますか。清水満議員。

○10 番（清水満） 単純な質問で恐縮ですけども、予算書 198 ページをお願いしたいと思えます。ここに特別職の関係で、本年度と前年度の比較が出ておりますけれども、長等 3 名、本年度も前年度も長等 3 名というんですけども、私の認識だと、町長と教育長も特別職に入るの

か。それともう一人は誰が対象になるか。大変単純なことで申し訳ないんだけども。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 3名でございますけれども、町長、副町長、教育長でございます。昨年度は副町長がおりませんでしたけれども、当初予算の段階では3名分予算を計上してきたという経過でございます。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） それでは質疑なしと認め、以上で支出の質疑を終わります。

続いて歳入の質疑を行います。それでは、第1款町税から第23款法人事業税交付金、予算書18ページから39ページまでお願いいたします。樋口議員。

○11番（樋口功） 別冊1の6ページないし7ページをお願いします。長らく町の財源として大切な地方税がとうとう10億円を切ってしまったと。これはコロナ禍の影響もありますので、所得税が減れば当然のことながら住民税も減るといのは分かるのですが、固定資産税が今まで横ばいしないし若干下降気味だったのが、今回は600万円でしたか800万円でしたか、非常に大きな落ち込みになっているんだけど、これは何か制度的なものがあつたのかどうか。そこだけ教えていただけますか。

○議長（大川憲明） 永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） お答えします。固定資産税につきましては、令和2年6月定例会の地方税等の一部改正におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急対策における制度上の措置で、固定資産税について厳しい経営状況にある中小事業に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税について、売り上げが前年に比べ50%以上減少した場合は課税標準額を0、減少幅が30%から50%未満の場合は半減に軽減するものということで、およそ2,800万円を当初減ということで見込んでございます。

ちなみに、この申請が1月1日から1月31日までございまして、今のところの結果ですが36件ほどありまして、この金額より約半分ぐらいの数字になると思いますので、よろしく願いします。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） それでは最後に、全体を通して質疑のある方おられますか。聞き忘れ、歳入でも歳出でもいいです。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 歳出の関係で、土木費の除雪の関係でお聞かせいただきたいんですが、毎年、お聞きをしているわけですが、除雪をした雪を押し付けて、大変見通しが悪くなってしまっているところが多々あるということで、気を使って運転しているにもかかわらず、そういう状況が毎年生み出されているということに対して、どのように対応されているのか。また、いくのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。昨年度のシーズンは雪の状況が少なかったからですが、今年度もシーズン中、ある箇所から排雪をお願いしたいという要望はいただいております。私どもも業者、それから直営オペレータを使いまして、なるべく見通しの悪い場所、それから福井団地、四ツ屋の旧道、芋川の寺村等々、道路の細い箇所は何回かに分けて排雪をする計画でおります。ただし、間に合わない場合もありますので、その辺はご容赦いただきたいというふうに思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 三差路とか四つ角とかの片側に大変高く積み上げられて、今年はだいぶ雪解けが早かったのもまだいいわけですが、最盛期などはやはり大変危険な思いをされることがあるわけです。当然、狭いところは排雪をしていただいているわけですが、その辺もやはりチェックをしていただいて、それぞれの土地の所有者に確認を取りながら、なるべく安

全なところへ入れていただくというような形を取っていく努力というものが必要になってきているのではないかとと思いますが、その点についてお聞かせいただきたい。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 議員ご指摘のとおりだというふうに思います。私どもも普段、道路パトロールも行いますが、なかなか目が行き届かない箇所もあると思いますので、その際はお気付きになった方、また区長さん等を通じて構いませんが、私どものほうにご連絡をいただければ、すぐというわけにはいかないかもしれませんが、排雪作業を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大川憲明） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 22 号は、予算決算常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 2 5 分

再開 午後 1 時 3 1 分

◎議案第 23 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題といたします。予算書 207 ページから 220 ページ。質疑を行います。質疑のある方お

られますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 23 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 24 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 3、議案第 24 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。予算書 221 ページから 242 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 24 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 25 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 25 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。予算書 243 ページから 275 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 25 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 26 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 26 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。予算書 277 ページから 298 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 26 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 27 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 27 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。予算書 299 ページから 350 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 27 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 28 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 28 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。予算書 351 ページから 362 ページですが、別紙差替え用資料でお願いします。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 28 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 29 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 29 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。予算書 363 ページから 396 ページまで。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 29 号は、総務産業常任委員会に付託し、

審査することにしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 30 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 30 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。予算書 397 ページから 433 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 30 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 31 号の質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 31 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。予算書 435 ページから 465 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 31 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決

定しました。

◎散会の宣言

○議長（大川憲明） お諮りいたします。3月4日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時から開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、3月4日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

令和3年3月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和3年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月4日（木曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	教 育 長	馬 島 敦 子
監 査 委 員	山 本 孝 利	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭
住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕	保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	土 倉 正 和
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（3月4日分）

順	議席	氏名	発言事項
1	8	荒川詔夫	1. コロナ禍における町のワクチン接種等の対応方針について
			2. 普光寺用水改修工事等の不採択に伴う町の代替工事の考えについて
			3. 飯綱町農業の今後の重点施策について
			4. 町長改選期にあたり町政執行への考えについて
2	6	原田幸長	1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制について
			2. 脱炭素社会の実現に向け、町の取り組む方針は
3	3	中島和子	1. 魅力ある高校へ地域の応援を
			2. 再オープンしたばかりの農家レストラン休業について
4	14	青山弘	1. 情報化社会への対応について
			2. 鳥獣被害対策について
5	2	風間行男	1. 新型コロナワクチン接種の町の予定について
			2. 学校における町の基幹産業である農業の指導方針及び給食用食材について

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、お忙しい中おいでいただきまして、誠にありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

また、コロナ感染症防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問時間は1人40分での対応をお願いいたします。

◇ 荒川 詔夫

○議長（大川憲明） それでは、発言順位1番、議席番号8番、荒川詔夫議員を指名いたします。

〔8番 荒川詔夫 登壇〕

○8番（荒川詔夫） おはようございます。議席ナンバー8番、荒川詔夫です。

まず、町制が施行されて15周年記念事業も滞りなく行われました。峯村町長をはじめ、歴代の町長に改めて敬意と感謝を申し上げます。

早速、質問要旨等を述べ、本題に入ります。現在、町民の皆さま方に最も関心のあるコロナ禍に係るワクチン接種の方針について。2番目といたしまして、普光寺用水改修計画不採択に

伴う現時点での代替案の考えについて。3つ目、農業の今後の重点施策の在り方等、いずれも喫緊の課題と捉え、質問することとしました。今般も総じて町長の考えをお聞かせいただきたく、通告に従い、順次行います。

最初に、コロナ禍における町のワクチン接種等の対応方針についてお聞きします。新型コロナウイルスは、昨年来から、全世界及び日本全土でも感染がまん延しており、収束のめどもない昨今、感染力の強い変異株ウイルス感染も相まって、いつわが身に及ぶのではないかと不安な日々を過ごしています。現在、国では、集団免疫抗体などに向け、ワクチン確保に取り組まれ、既に当県の一部医療機関従事者へ接種が始まりました。なお、実務を担う町としては、国の流動的な動きの中で対応には苦慮されますが、現状における検討結果等をこれからお尋ねします。

質問に先立ち、現時点における飯綱病院における抗原・PCR 検査の数と、現状の取組について、大川病院事務長へお聞きします。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） おはようございます。それではお答え申し上げます。

現在の直近の検査数でございますが、本年度実施分としてお答え申し上げます。抗原検査の件数は356件です。検査器械は9月議会でお認めいただきまして11月より稼働しておりますが、その以前は簡易キットなどを使って8月から開始をしております。

PCR検査につきましては、これまで36件実施をしております。抗原検査は院内で実施できませんが、PCR検査は外注になりますので、抗原検査は速やかにその日のうちに結果が出ますし、PCR検査は1日ないし2日の後に結果が出るということで実施をしております。

続いて、現在の取組について申し上げます。9月議会でもご案内させていただきましたが、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして導入した検査機器により、抗原検査は自院で実施可能となっております。この検査器械は抗原検査専用機ではありませんので、抗原検査ができる機能を搭載した検査機器ということでございます。

抗原検査は、入院や手術が必要な患者さまに対して、医師の判断で必要に応じて検査を実施しています。また、職員に対しても、院内感染拡大防止のために必要に応じて実施をしております。

住民の皆さまに対する取組といたしましては、有症状者、例えば熱がある、咳がある、息苦しい、味覚異常、それから嗅覚異常などがございますが、それらがある方に対しましては、発熱外来にて対応して検査を行っております。有症状者の検査費用は保険が適用されますので、検査代は公費で賄われております。無症状者に対しましては、2月よりPCR検査を希望する方にも行えるようにいたしました。病院及び町のホームページ、それから2月発行の町の広報でもご案内させていただいております。無症状者の検査は保険適用となりませんので、検査料金は自費となります。

こちら9月議会の際にPCR検査と抗原検査をご紹介いたしました。抗原検査につきましては、無症状者の場合はPCR検査に比べて感度が低く有意性も低いいため、現在は抗原検査ではなく、PCR検査のみを推奨して実施しているところです。なお、料金につきましても、当初は端数があったわけですけれども、感染防止の観点から現金の受け渡しに配慮いたしまして、その端数をなくして税込3万円ちょうどという額に改定をしております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、無症状者に対しても感染を危惧する方の感染確認のために検査を求められているということで、当院においても自費診療により受検の機会を提供してまいるといことにしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 町民からは、長期に及ぶコロナ疲れと、今なお先行き不透明の中で気の緩みも伺います。現下は、感染がまん延している首都圏と密接な往来関係にあること等から、感染リスクが身近にあります。併せて、3月から4月期は、就職・進学等の人口移動時期及び昨今のウイルス変異株による感染を踏まえると、予断は許されません。

現在、長野市民病院、長野松代総合病院では、高齢者、基礎疾患のうち自費検査希望者、こ

れは在住者でございますけれども、自己負担額 4,500 円にて、本年 3 月 31 日まで PCR 検査が実施されます。なお、先に配布された別紙、第 3 期飯綱町地域福祉活動計画等の中でも、PCR 検査など手軽にできる体制整備に触れています。

以上を踏まえ、町の新たな感染防止対策の考えを町長へお尋ねします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。その前に、このような新しい議場で答弁ができますこと、本当に身の引き締まる思いでありますとともに、関係の皆さんに深く感謝を申し上げ、特に住民の皆さんのご理解には深く感謝を申し上げている次第でございます。

ただ今、要は PCR 検査を含めて、その支援等々をお考えの方向はあるのかどうかというお尋ねだと思います。感染防止対策は、マスクをしていただいたり、3密を防いでいただいたり、不要不急の首都圏等々へのお出掛けはできる限り遠慮をしてもらいたいというのを徹底していくのが、やはり感染防止対策だと。

PCR については、これは感染対策というよりも、極端に言えば今日、現在ここにいらっしゃる皆さんは誰一人新型コロナにかかっていませんよと、これを確認するためには PCR の検査というのは絶対に必要だというふうに思いますが、今日は絶対に皆さんがかかっていないんだけど、先週かかっていないから 1 週間後みんなかかっていないという保証は全くないというのが今の現実ですので、感染防止は今のものを徹底していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 時間もあまりございませんけれども、私も簡潔にお伺いしますので、答弁のほうもよろしくお願いします。

次に、全国的にもコロナ禍による感染者及び医療機関従事者に対する誹謗中傷、差別等が大きくクローズアップされ、ネット上でも拡散等が見られ、社会問題化しています。飯綱町でも、既に感染者が発生しましたが、誹謗中傷等の実態はどうであったか、思いを含めて、町長へ伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 荒川議員、私は次に質問されると思っていましたけれども、PCR の検査に対する補助は、国からの交付金もありますし、全く頭から補助するつもりはないという現状ではございません。しかしながら、実施をするには、どういう人を対象にして何回まで補助してあげればいいのかという、非常に難しい点が多々あるなということの一つ申し添えたいと思っております。

誹謗中傷については法律で制定がされました。いわゆる市区町村は、誹謗中傷というものを徹底的に防ぐために、住民の皆さんへの PR、資料の収集、そういうことを徹底して、誹謗中傷をしないように努めなければならないという法律が施行されております。それに乗って、いろいろなツールを通じて徹底していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 町長、飯綱町は既に5人がコロナ感染症になられたということで、そのことでいわゆる誹謗中傷だとか、そういう実態があったかどうかということ、もう一度お願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） その点について、私のところに誹謗中傷を受けた、そういうものがあつたという情報等は全くございません。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） ただ今、その誹謗中傷等のお達しが国から来ているということで、ぜひそれに沿った取組をしていくということですが、特に飯綱町の町民憲章の一節に「互いに助け合い、思いやりの心をもった優しい町をつくりましょう」という宣言をされております。そういうことを踏まえて、これからまだまだコロナ感染の収束に当たって、マスコミ報道等をお聞きしますと、マスクが外せるような日常生活を送るには1年から2年ぐらいかかるという

ようなことで、早いところマスクを外せるような生活のことも祈っておるのですが、そんなことで、一層啓発活動についてご尽力いただきたいと申し上げます。

それでは、次にワクチン接種についてです。2月に全協がございまして、いわゆる高齢者から始まりますよということがございますけれども、報道によりますと、その後、基礎疾患者だとか、あるいは高齢者施設等の従事者だとか、あるいは60歳から64歳、そういうふうに関が一応その基準によって運用していくということがございます。質問通告をしてありますけれども、またぜひいろいろ動静も踏まえながら、適切な対応をしていただきたいと思います。

次に、現在国では、輸入するワクチンは3社から契約する旨を聞き及んでおります。既にファイザー社のワクチン接種が承認され、本県の医療機関従事者でも始まりました。同社のワクチンの場合は、使用期限は5日間が延長されるようですけれども、1瓶等の接種数も限定されていること及び医師等の確保及び副反応への30分程度の経過観察等から、飯綱健康管理センターでの集団接種をする旨、言及されております。

町内には寝たきり者、施設入所者等、移動困難者がいますけれども、それらの者への自宅訪問等が考えられるわけですが、については、その対応の考え方についてお尋ねします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、現段階では、集団接種は健康管理センターということで計画策定をしております。ただ、ワクチンの種類によっては扱いやすくなりますので、今後個別の接種ということも加味しながら行くということで考えております。

それで、高齢者施設につきましては、今のワクチンの分配の量と、高齢者施設の従事者の予防接種も踏まえまして、町が中心となって高齢者施設の入所者に対しての接種体制を構築していくという形で考えております。高齢者施設の嘱託医が新型コロナウイルス関連の接種医療機関として登録されている場合には、その施設での接種が可能となります。また、自宅養護者につきましては、そのかかりつけ医が所属しております医療機関がコロナワクチン接種の医療機

関の登録をしている場合には、訪問による接種が可能となっております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは柔軟に対応いただくということですので、よろしく取り計らってください。

次に、飯綱健康管理センターへは、例えば運転免許証返納者等、多様な移動困難者がおります。当該者に対しての交通手段は既に検討済みと思われましても、その他にボランティアだとか、デイサービスセンター等、多様な関係者の協力も必要不可欠と思います。

つきましては、接種の拡大を図る観点から、交通手段の在り方と、費用は公費負担をすべきと思われましても、以上を含めての見解をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。接種会場への移動が困難な接種希望者につきましては、予約の受付時に確認を取りまして、その方の地区であったり、日程であったりを調整しまして、送迎を行うように考えております。ただ現在、町内の旅行運送事業者ですとか、福祉の有償運送の事業者がおります。そちらの方のご協力がいただけるかどうか、会議を持ちまして体制を整備していきたいと考えています。

それで、ボランティアさんについての協力ですが、ボランティアさんについて何かあったときの事故であったり、補償であったりという課題もありますので、ボランティアさんの受入れについては、また検討しなければいけないと思っております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、そのようにお願いします。

それで、ワクチン接種希望者は副反応発症等を含めて不安を抱え、迷っている町民の皆さま方が多くおられることと思います。なお、かかりつけ医院をお持ちの方は、当該医院にて相談できますが、それ以外の皆さま方には、事前に安心して接種が受けられるよう、電話等を含めた相談窓口を開設してはいかがでしょうか。検討結果を伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。現在、国や県ではコールセンターを立ち上げて相談受けが開始されております。町ではコールセンター、イコール予約も伴うのですが、これから立ち上げるという形の中で、オペレータの教育、マニュアルの作成など課題もありますけれども、接種の予約だけでなく相談も行えるよう、体制の準備を進めているところです。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それではよろしく取り計らってください。

次に、ワクチン接種は当然事前予約制のため、接種当日を含めて何らかの理由によりキャンセル者が当然発生されます。貴重な液を無駄にしないため、あらかじめ適正な対策を講じていただきたく、この件についても時間の関係で割愛をさせていただきます。

最後に、町民の皆さん方には接種の選択性がありますけれども、接種の効果と副反応が発生した場合の処置体制は万全か。若い人への接種喚起等を含めた情報提供の在り方は最低限必要だと思います。つきましては、以上を含めての見解をお尋ねします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。副反応が発生したときの対応のために健康管理センターという場所を決定したということがございます。アナフィラキシーショックですとか、すぐ病院と隣接していることもありまして、その会場を設営したということで動いております。

情報については、現段階で国のほうで医療従事者向けの先行接種が行われておりまして、国ではその副反応の課題等を集計した中で、海外の情報も併せた中で、また周知されてくるというふうに考えております。その情報を得た中で、町民の皆さんにはまた周知を図っていきたくと考えております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 以上、ワクチン接種等の質問をしましたがけれども、コロナ禍の影響を受けている飲食事業者、あるいは宿泊業者等々の皆さま方には、一層、適時適切な策を講じていただくことを申し上げます。

次に2番目の大きな課題として、普光寺用水改修工事等の不採択に伴う町の代替工事の考え方についての所見を伺います。

普光寺用水改修に当たっては、約10年前から区民の総意として申請をしておりました。この間、町長をはじめ、主管課職員の皆さん方には、県営事業に向け、現地確認や計画策定等、鋭意ご努力をいただきました。なお、この計画に併せ、平成27年7月の豪雨災害による防災・減災対策事業導入も、残念ながら不採択になりました。また、今後想定外の災害確率等を踏まえると、防災・減災対策事業等の実施は必要不可欠と思います。

つきましては、今後着手される頭首工への自動ゲート設置には感謝を申し上げますが、現時点での普光寺用水改修工事等の代替工事の考えを町長にお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員おっしゃるとおり、普光寺用水については県営事業として既に実施がスタートいたしました。今の採択から落ちたという表現は、県営事業の採択から普光寺用水のほかの地区の工事が落ちたということでもあります。

事業には、国営、県営、団体営があり、団体営というのは分かりやすく言えば、飯綱町がやるという事業でございます。従って、県営事業から不採択になったものについては、必要があれば国や県の補助金を頂いて実施をする団体営事業等について対応していきたいと思っております。詳しい点はまた担当課長から申し上げます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、ぜひそういうことをご検討いただきたいと思っております。

次に3つ目の課題、飯綱町農業の今後の具体的な実施について、農業の今後の施策に当たっては、2次飯綱町総合計画が策定され、はや前期5年の基本計画も最終年度を迎えようとして

います。なお、これとは別に、政策サポーター会議による「魅力ある農業再生を目指して」について、町長へ政策提言を行いました。これらを踏まえると、今後取り組んでいただく事業は山積していますけれども、今般は時間の関係で、一部の課題のみ伺います。

今後、農家の高齢化と後継者不足はますます現実化する中で、早急に何らかの対策を講ずる必要はご承知のことと思います。これらを補完する一つ的手段として、農地の集積集約化と、条件不利地解消に向けた土地改良事業導入は、農作業の能率効率化と、農業所得向上及び農作業事故防止を図る観点から改良することが必要と考えられます。併せて、今後想定されるスマート農業の普及・定着に配慮することも不可欠でしょう。さらに、事業着手する場合には、最低3年のタイムラグも見込まれます。従って、今から中長期的な視点に立って事を進めることは、私たち世代の責務と思い、以下についてお聞きします。

私は、昨年2月に産業課観光職員とともに長野地域振興局の職員の案内で、長野市若穂山新田地区の国の農地中間管理機構関連農地整備事業の実施状況を現地視察しました。当地区は、1次では16ヘクタールを団地化して、りんご新わい化と一部ぶどう栽培に用途し、昨年5月から工事に着手し、来年3月竣工を目指しています。荒廃地や農業機械が不向きな条件不利地を含め、各圃場には高所作業車による作業が可能な圃場に整備されます。なお、農道、用排水路及び畑地かんがい施設整備など、国の補助金交付により、受益者負担金ゼロ事業であり、町長は、当該事業導入へは積極的であることも重々承知しております。

つきましては、導入時期等を踏まえた町長の所見を再度伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。ブランド化してきたりんごをはじめとして、飯綱町の農業の大きな課題の一つは、生産量の確保、担い手の確保というのがここへ来て大きな問題になってきました。議員からただ今ご提案の、いわゆる受益者負担金がゼロという新たな事業、これはぜひ取り組みたいなど。一つは倉井の大きなりんご団地一帯で、農道があまりよく整備をされておられません。非常に平らな土地ですが、あの辺の整備とか、もろもろの農業の基

盤の整備、そして、もう一か所、平出辺りでぜひ実施をしたいなという強い要望があります。

ただこれについては、農業の受益者といえますか、地主の大きな理解がなければ、最終的に7割、8割をいわゆる一定の人に集約するわけです。これがなければ、地元負担ゼロ、町が10%払うのですが、受益者負担がゼロという事業は導入できませんが、これからの飯綱町の立派な農業生産物を維持していくという意味では、今のこの事業を導入していくのが、私は農政のこれからの大きな目標であり課題であると思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それではそのような考えで、ぜひまたお進めいただきたいと思います。

それでこの事業を導入するに当たって、一応進め方として、地区の関係者の手挙げ方式というか、いわゆる待ちの姿勢か、あるいは先ほど言われましたように、倉井、平出地籍等をまず選択をしながら、町が積極的に介入をしながら前段の立上げの準備をする、そういう攻めの姿勢か、そこら辺についてこれからお聞きするわけです。

一応、総務省は令和3年度から、地方に移住して活性化のリーダーになれる人材を採用する地域プロジェクトマネージャー制度を導入することを、私は記事で見ました。この中身については、採用は各市町村1名、任期は最大3年で、国は年間650万円を上限に、特別交付税で人件費を支給し、募集人員は地域活動に携わった実績のあるコンサルタントやNPO法人メンバー、あるいは地域おこし協力隊の経験者などを想定しています。

以上、人材を含めた携わり方について、町長の見解を簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 簡潔に申し上げます。ただ今の最後の総務省の地域リーダーについては、いい人がいればぜひ迎え入れたいと思っています。実は令和2年度前半から内閣府と協議をして、いいスタッフがないかということで既にマッチングというようなことをやってきたのですが、ぐっと来る人がいなかったということで今年は諦めましたけれども、議員の提案のとおり

り進めていきたいと思ひます。

もう一方、こういうもろもろの事業を、町が主体的に働か掛けるのか、地元かということですが、結論的に言へば、両方が相まってやらなければうまくいかないと決まっているのではないかと思ひます。やはりこれからの行政は、こういう事業でこうなつてこうなつていくというプランを示すような行政の役割と、そしてそこにいろいろな意味で興味を持って付いてくる人、その興味を持って来る人は、もう飯綱町の住民にこだわらないようなつもりで後継者的な人を探していかないと、息子や娘だけを後継者に思つていても駄目ではないかなと。そういう広い分野も含めて、両者の相まった総合的な力がなければうまくいかないと思つています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、そのようにお願いします。

次に、農作業事故について、依然といたしまして悲惨な事故が発生しています。私は以前、農作業事故防止を問いましたが、残念ながら昨年も悲劇な死亡事故が発生し、残念至極であります。愛する者にとってかけがえのない一人、家族の悲嘆、経営の危機、地域の損失を思うとき、農作業事故防止の根絶を願つてやみません。

現状を見ると、管内の農地には、傾斜地を含め、危険極まりない耕作地も散見されます。併せて昨今、農業従事者の高齢化及び気象条件の変容、農業機械の大型等を踏まえると、農作業事故のリスクが年々高まつてきます。そこで、農作業事故防止に向けては、土地改良事業の実施や条件不利地を農地から除外すること及び農業機械の安全フレームの装置、シートベルトやヘルメットの着用並びに春先の農機具の稼働期や秋の農繁期に農作業事故防止を防災無線放送等で行うことも一例と考えますけれども、具体策の考えを町長に伺いますので、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全く農作業事故は、残念ながら何年に一度は起きておるような現実を見ますと、非常に対応しなければならない課題だというふうに思つています。確かに、傾斜地によ

って起きる事故というものは、これは何とか、いわゆるスマート農業ではないですけども、AI、自動運転ができるような条件整備を農地についてもする必要があるだろうと思っています。先ほど提案された、議員が保科のほうへ見に行った事業も、ある意味では土地改良事業で、自動でSSが動いたり、自動で何ができるというような、そういう土地の条件を整備するというのが私どもにとっての一つの実施していきたい事業でございます。

またおっしゃるとおり、どうもSSの事故などを見ますと、やはりメーカーもフレーム等々、もう少しいろいろな最悪の場合を考えても体を守るような、そういう車体の研究ということも、ぜひ進めていただければと思っています。

油断も大きな原因でしょう。ですから、いろいろな意味でおっしゃるとおり、まさに提案していただいたとおり、PRをしたり、安全を呼び掛けたり、地道な努力を積み重ねていくことが大事だと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それではもう一点、農業従事者の高齢化と、後継者不足による担い手確保についてお聞きします。時間の関係で少し割愛します。

私は町民の方から、婚活に対して相談をかけられたり、身近にも未婚者がおります。常日頃から、喫緊の課題として私は捉えております。なお、飯綱町地域福祉計画などの資料の中にも、未婚者の現状を危惧する声に接し、婚活は安心して産み育てる環境づくりのまさに原点と思います。

町長は、婚活には人一倍熱心な気持ちをお持ちである旨を、結婚相談所の方からお聞きしました。つきましては、飯綱町結婚相談所の要望概要を簡潔に申し上げます。結婚相談所に、オンライン婚活に向けてのパソコン等の機器の配備、2点目、結婚による町内定住者へは結婚祝い金の創設、3点目、活動エリア拡大に伴う補助金の増額等でありました。私は、これらの事項に共感したので、お取り計らいをいただきたく、町長へお尋ねします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結婚相談所は今、社会福祉協議会に委託をするような形で、ある女性の1人が中心的に動いていただいているというのが現状です。パソコンの整備とか、またそういう関係については社会福祉協議会とも相談をして、パソコンを入れれば操作をするような人が要るのか、要らないのか、そこら辺のこともありますし、これは社協と話をしたいと思っています。

祝い金とか関係の補助の増額については、ひとつぜひ1年研究をしてみたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員、あと2分ぐらいしたら終わりです。

○8番（荒川詔夫） はい。それでは、時間もまいりましたので、4点目の件について簡潔に申し上げます。

町長改選期に当たり、次期町制執行への考えをお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。現状において、正確なお答えとしては未定であるとお答えを申し上げます。

今の立場になりましたのは、もう当然のことではありますが、後援会をはじめとしたご支援をいただいた皆さんのおかげであると思っています。その皆さんとの話し合いも、ここ1年以上、コロナの関係等々で全くできておりません。そういう意味で、単独で判断するのはいささか尚早だと思っています。

ただし、自分自身がどういうふうにいるかというのが一番大事なことでと承知をしております。合併以来の懸案事項の取組、そして公約で申し上げていました福祉、医療、教育、農業の振興、飯綱病院の経営安定、財政の安定化、職員の資質の向上、そして事業、やる気になる取組の熱意等々がどの程度達成できたのか。また、水道問題をはじめ、新たな課題についての方向付け、そして最後に、自分の年齢等を考えて、やはり判断をしていかなければならないと思います。

もう一点、重要な判断としては、ICTとかAI、DX（デジタルトランスフォーメーション）と

いうデジタル化の社会に対応できていく人材が求められているのではないかと考えて、なるべく早く結論を出していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 以上をもちまして、時間がまいりましたので、質問を終わります。

○議長（大川憲明） 荒川議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は9時50分としたいと思います。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時50分

◇ 原 田 幸 長

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号6番、原田幸長議員を指名いたします。原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。通告に従い、順次質問をさせていただきます。マスクを外させていただいて発言したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和2年12月2日に予防接種法の改正案が成立し、予防接種法の臨時接種の特例として、国の主導のもと、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、現在、国や自治体等においては、ワクチンが承認され、迅速かつ無駄のない接種を目指し体制整備を進めております。町では、ワクチン供給の不明確や、集団接種に必要な医師・看護師等、医療従事者の数が不足している点で大変ご苦労をされておられますが、町のワクチン接種計画についてお伺いいたします。

初めに、県が示す接種順位別町の該当者数、これは接種率を100%としたもので、接種スケジュールのお考えをお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。65歳以上の方で申し上げますけれども、65歳

以上の高齢者につきましては4,250人ございます。それで補助の算定としまして、医療従事者、基礎疾患、高齢者施設等の従事者等ございますけれども、こちらの方については把握ができませんので、係数という形で算出をしております。基準日につきましては、昨年12月31日を基準としまして、総人口1万854人です。接種順位の1番は医療従事者数ということで、総人口の3%で算出しております326人、65歳以上の高齢者につきましては4,250人、基礎疾患を有する者につきましては総人口の6.3%ということで684人、高齢者施設等の従事者につきましては総人口の1.5%ということで163人、60歳から64歳の者につきましては820人、それ以外の方につきましては、総人口から先に述べた人数を引きまして4,611人という想定でございます。

それで接種のスケジュールですが、現在示されておりますのは、65歳以上の高齢者としての接種ということで進めておるのですが、3月1日付でワクチンの出荷についてという通知が来てございます。4月5日の週から各都道府県へワクチンを配給していくという形の通知でございまして、4月5日の週では、全国で100箱、各都道府県に2箱という通知です。4月12日と4月19日に第2、第3クールとしまして、全国で500箱、各都道府県で10箱ずつという動きになってございます。ただ、それ以降で4月26日の週から、全国の市町村に1箱ずつ発送するという想定がされておりますが、実際届くのがいつかということとは分からない段階です。それを踏まえて、接種券の発送であったり、今、準備を進めておるところでございます。供給が整って接種体制が整ったという形を想定しますと、5月のゴールデンウィーク明けから予定されると現段階では想定しているところでございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 65歳以上の高齢者の接種の日程についてですが、年齢順で行くのか、あるいは地域ごとに区切って行うのか、どのような予定でおられるかお尋ねします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） ワクチン量によりまして受付も考えなければいけないという状態

があります。それにつきましては、各市町村に任せますという方針ですので、一応ワクチン量に伴いまして年齢順を基準として考えております。大都市圏では、ワクチン量によっては地区を限らなければならないこともあろうかと思えますけれども、本町においては、ある程度年齢という基準をベースに考えていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 集団接種の1日当たりの接種目標は、2月の全協のときにお伺いしたときには、90人を想定ということでしたが、その後変化はございましたでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。町内の医療従事者の先生方の協力をいただきまして、どうにか体制整備が現在行われているところですが、全協でお話し申し上げましたのは、平日の午後、医療行為をされている先生方のご負担を考えまして、1週間で3日ないし4日という接種日を想定してのお話です。午後の時間帯で3時間行った場合という形でお話し申し上げました。

ただ、今後想定されるワクチンの量によっては、接種する医師の数を2人体制にするという想定も考えていかなければならない。そうすると、現段階では1時間で30名、3時間の接種時間で90名ですが、そのワクチン量と体制を整えば、倍もあり得ると想定をしながら、今、考えているところです。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。次に、県が示す医療従事者等、あるいは基礎疾患を有する者とは、具体的にどのような者が該当になるのか。また、社会福祉協議会が行う介護サービスのヘルパーは医療従事者の対象外かどうかをお聞きします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。医療従事者につきましては病院、診療所、薬

局において、新型コロナウイルス感染症者、患者の疑いがある者に頻繁に接する機会がある医師、その他職員で、診療科、職種の限定についてはございませんということになっております。

また、基礎疾患を有する者につきましては、令和3年度中に65歳に達しない者であって、申し上げる病気や状態の方ということです。基礎疾患を有する者につきましては、慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む）、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病、肝硬変等、インスリンや飲み物薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病、血液の病気、免疫の機能が低下する病気、ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態、染色体異常、重症心身障害、睡眠時無呼吸症候群、基準でBMI30以上を満たす肥満の方が該当になります。

介護サービスのヘルパーが対象かということですが、昨日までの関係ではヘルパーは対象外ということになっていました。ただ、一部ヘルパーについても従事者は先行接種が可能だと、新聞に今日のところで掲載されております。厚労省から正式な通知とかウェブの配信は今のところ来ておりませんが、新聞報道では、介護など在宅で携わるヘルパーや従事者を新型コロナウイルスワクチン優先接種対象者に加えると決めた。市町村が判断すれば、もともと優先対象だった高齢者施設の従事者を範囲に含めることを可能とするとの通知を、同日付で自治体に発送したということで掲載されております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 基礎疾患を有する者について、細かく調べていただいて、今、回答をいただきました。新聞報道等、あるいはテレビ等の報道でも、基礎疾患は大きな3つぐらい、心臓病とか、呼吸器疾患とか、糖尿病とか、そういう代表的なものを挙げて、それで「など」というふうに締めくくっている部分があったので、やはり細かく知っておいたほうがいいということで質問をさせていただきました。

それで、その中で基礎疾患を有する者は、町ではどのように把握をされるのかについて伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 申し上げます。現段階では把握はできません。ただ、接種会場において予診票を配布しますが、その予診票において自己申告という形の中で把握します。それで接種をする前に医師の診断を受けていただいて、接種が可能かどうかという判断をしていくということになっております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。65歳以上の高齢者の接種計画について、接種会場は飯綱健康管理センターですが、週当たりの接種回数、そして2回目の接種完了をいつごろと想定されているのか。また、ワクチン供給の事情によって変化してくるものと思いますが、現在の見通しで結構なのでお答えいただければと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 今後の見通しということですが、先ほどもお話し申し上げたように、ワクチンの出荷に伴いまして、だいぶ変更がございます。それで、国から接種における完了期限というものは示されてございません。

目標とする想定については現段階では考えていないのですが、接種体制が整って、ワクチンの供給量のバランスがよければ早く進むし、遅ければ先へ行くという想定にはなるかと思っております。それに向けて順次情報をキャッチしながら、スケジュールをできるだけスムーズに運べたらいいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。接種会場へ出向けない者への取組については、先ほど荒川議員からの質問で回答をいただきましたので、次の質問に移らせていただきます。

住民票は町にあって、他県、あるいは他市町村に滞在している場合の接種方法について伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種について、接種を受ける機会の確保をする観点から認められております。

他方、住民票所在地以外における接種を受けることを無制限に認めた場合につきましては、その受ける自治体において接種対象者の人数が算定できない、ワクチン量に限りがあるという中で、病院、接種する主体、供給者の所在地の市町村に申し出ていただくという形になります。そのため、原則的には申し出ていただくのですが、やむを得ない事情という区分がございますので、こちらについてお話しさせていただきます。

やむを得ない理由としましては、出産のために里帰りしている妊産婦さん、単身赴任者、遠隔地で下宿している学生、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者、入院・入所者、基礎疾患を持つ者が主治医のもとで接種する場合、災害による被災に遭った方、勾留または留置されている者、受刑者、その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者。市町村長が認める者というのは、住所とか戸籍をお持ちでない方とか、そういう方を受け入れる形のところです。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 接種券発送について、国は3月12日までに65歳以上の高齢者に接種券を送付するよう要請しておりますが、その接種券発送についていつごろになるか。また、発送時に、先ほどおっしゃられた予診票か問診票も同封される予定であるかどうか伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。当初は3月12日ということで国のほうで示されておったのですが、それがワクチンの供給量によってスライドして3月中旬以降という形で現在動いておるところです。

発送準備につきましては、3月中に終えて、順次発送をしていきたいと思っております。接

種券と予診票の発送につきましても、当初、同封は駄目だということで指示が出ていました。ただ、これも変わりましたので、同封して送付いたします。その中で、副反応で出る症状の問題であるとか、その辺りの周知も入れましてご案内をさせていただくという形で考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。例えば65歳以上の方々のことになるのですが、一度に65歳以上の高齢者の方に送付してしまうと、どうしても高齢者は電話での予約を取るケースが増えてくるのが予想されるわけです。そうなった場合、設置していただいたコールセンターがパンクする恐れがあるのではないかと予想されるのですが、対策はどのように取るつもりか伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。コールセンターも準備を進めておるところですが、接種券を一斉に配送しますと、議員さんがおっしゃるとおり、大変なことになると思っております。前段で少しお話し申し上げましたが、配送につきましても各自治体で年齢区分を設けるとかということも示されておりますので、ある程度の年齢枠に沿った配送ということを考えながら行っていく予定でおります。それに伴いまして、予約であったりとか、コールセンターの緩和につなげたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） ワクチン接種について、テレビ・新聞等、毎日のように報道されておりますが、町の接種計画の周知方法についてどのようにするのか伺います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。まず、接種計画を策定しまして、こちらにつきましては告示をいたします。それに伴いまして、町のホームページであったり、広報、無線

等も活用してまいります。ただ、個別には接種券、クーポン券の発送もごさいますので、そちらのほうでもご案内という形で、併せて考えていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。新型コロナウイルス感染防止対策の決め手となるワクチン接種を、希望する人が迅速に受けられるよう、全庁挙げての取組をお願いして、次の質問に移ります。

政府は昨年末、2030年代半ばまでに、国内の新車販売を全て電動車にすると目標を掲げました。軽自動車も含め、乗用車が対象となり、CO2を削減するとしました。

また県は、2月8日に「気候変動対策、県民と初の議論」との見出しで、オンラインミーティングを行いました。その中で、信州大学繊維学部の高橋伸英教授は、今後、電気自動車が普及すればより電力が必要になると指摘し、二酸化炭素の排出を事実上なくすには消費エネルギーの削減が最重要と強調し、阿部知事は、気候変動は関心が高い人と身近に感じていない人の差が大きい。多くの人と問題を共有することが大事だというふう述べていました。県は、今後も同様の会合を定期的に関く予定という新聞報道がされました。

脱炭素社会の実現に向けた取組を、産業界だけに依存していいのか。自治体や個人でも取り組めることはないのか。気候変動に関心を高めていただく意味で質問をさせていただきます。

初めに、2050年ゼロカーボンに向けての方針や考えをお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 総論的な方向について申し上げます。県が2050年に実質ゼロカーボンを目指している中で、白馬とか自治体でも宣言をしているところがございますけれども、今のところ飯綱町としては、県が宣言をしたその方向と一緒にゼロカーボンに向かって取り組もうと。もう一つは、長野市を中心にした長野広域連合でもその取組が具体化してきておりますので、その連携の中で取り組んでいこうということです。

また、自治体自身の努力としては、ここの熱は違うのですが、この庁舎の1階、また、外の

アプローチといいますか玄関等々の暖房は地中熱です。また、さみずっ子保育園の暖房も地中熱、これは冷暖房ということになります。

あと、いわゆる電気自動車の導入。また、補助というような形で屋根の上に乗せていただく太陽光発電の支援。また、ペレットストーブ等々のバイオマス利用によるゼロカーボンへ向かう努力、そういうことを実施して、新しいエネルギービジョンの中でも、私どもの計画の中でも、脱炭素社会に向かっての計画を掲載しているところでございます。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。2番目に、町内の皆伐された森林に広葉樹の植林を、長野冬季五輪時の一校一国運動のように、あるいはボランティア参加で、事業化していくという考えはどうかということ伺いたしたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。一校一国運動ということで、教育委員会と相談しながら、小学生が育苗から植林、育林を体験し、学校から近く作業しやすいドングリなどの自然と触れ合えるのに適当な場所を探して、森林環境譲与税の活用も視野に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） やはり町民全員が、気候変動に対して、森林は広葉樹が二酸化炭素を吸って酸素を吐き出してくれるということで、ぜひ検討をしていただいて、みんなが関心を持って取り組んでいく運動にしていければというふうをお願いしたいと思います。

3点目に、昨年3月定例会で、剪定枝の野焼きをやめて土に返す方法を機械で対応することを質問いたしました。今シーズンまでに検討する答弁がありました。検討状況を伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、補助するかどうかですので、私のほうからお答えを申し上げたいと

思います。

基本的に、りんご、もも等々の剪定ですが、剪定をしなかったらどうなるかというのは別問題として、剪定をすることによって、いわゆる木々が勢いをちゃんと持って、二酸化炭素を吸って酸素を吐き出すという作用を、りんごも、ももも、スギも、カラマツも、広葉樹もやってもらっているわけです。

山の木などはバイオマスというようなことで、飯縄山麓に発電所もありますけれども、ああやって木を燃やして電力を起こしている。では、燃やすことによって二酸化炭素が発生しているのではないかという理屈にはなるのですが、その整備をすることによって、酸素を出すのと、燃やして二酸化炭素を出すのと、これがお互いに行って来いになっている。これはまさに実質ゼロカーボンの世界なので、そういうことを目指すという意味では、剪定をした木々を燃やしても、私はそんなにひどく大変なことをしているというイメージは持ってございません。

それも有機質、肥料として使うためにチップー等を入れてやるというのは、これは一つの肥料として使えるということで有効かもしれません。

少し懸念をしているのは、前回申し上げた腐らん病等々、また、これから今世紀末には、鹿児島市と同じぐらいの気温に長野市の平均気温がなるというような時代を迎えたときに、どのような細菌とか病気が出てくるか分からない。そういうものを、またもとの土壤に返していくというようなことについては細心の注意をしなければならないと思います。もものせん孔病なんかも注意しなければならない病気の一つだと思いますけれども、そこら辺をクリアする中で、より良い方向というものを、やはり議員が提案のとおり、頭からノーではなくて、研究をする余地がまだあると思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。またさらに進化していくような検討をしていただきたいと思います。お願いをいたしまして、これで私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は、10時35分をお願いします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

◇ 中 島 和 子

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号3番、中島和子議員を指名いたします。中島和子議員。

○3番（中島和子） マスクを外させていただきます。議席番号3番、中島和子です。通告に従いまして質問させていただきます。

はじめに、県立高校再編整備計画についてお聞きいたします。県が進める計画は、少子化の進行と時代の変化に対応するために、学びの改革として第2期再編の整備計画が進められ、来年3月には計画案を公表し、2030年には第2期再編を完了するとしています。

地元の北部高校は、明治42年創立以来、百十数年の長きにわたり、私たち地域とともに歩んできました。地域の中に存在することが自然であり、同時に校舎や生徒たちの様変わりも見てきました。確実に進む少子化の中、県立高校全体のクラス数の減少とともに、再編計画による見直しは承知しておりますが、地域から学んでほしいこと、地域高校の良さを追求しながら、北部高校の現状を維持できないものか考えたいと思います。

県は協議会を設け、意見提案による適切な高校配置計画を進め、さらなる少子化の進行に的確に対応するために、魅力的な学びの場の創造に向けて、地域と協力して最大限の努力をするとしています。協議会では、都市部存立高校と中山間地存立高校に区分を設けて再編基準を設定していて、北部高校は中山間地存立校に当たります。現在の募集定員は昨年からは80名となり、在籍生徒数は239名です。再編基準では、募集定員は120名以上が望ましく、また、在籍生徒数は160名以下で、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2年続く場合など、地域キャンパス化か、中山間地存立特定校に指定とされています。

先日2月24日の信毎には、北部高校を含む旧第3通学区の協議会の意見要望の掲載がありました。中山間地存立校は、多彩な学習環境整備として、特色ある学びを追究する地域の拠点と

して、できる限り維持するよう要望するとの内容でした。

それを踏まえて、町長、教育長が地域高校の将来像を考える協議会のメンバーでいらっしゃる旧第3通学区の協議会での意見・提案の経緯と、それに対する町の見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、中島議員のおっしゃったとおり、私と町長は協議会のメンバーに入っておりまして、会議に何回か出させていただきました。今議員がおっしゃるように、北部高校は中山間地校として位置付けられています。県のほうでは中山間地校の在り方についてという項目を1つ立てて、そこに北部高校を位置付けているわけです。

それにつきましては、私も地元の教育長といたしまして、「もう20年以上、ずっと北部高校に対しては飯綱町、信濃町が力を合わせて支援をして、北部高校のいろいろな授業、特色ある授業に協力をしてきた。県が中山間地校として位置付けるのだったら、県もちゃんとそれなりの支援、または県の方策をきちんと打ち出してほしい」という意見は、県に申し上げました。それに対して、これから県がどういうふうやっていくかということは、今回会議のまとめも出ると思うのですが、最終的なことは県の判断に任せるしかないと思っていますが、飯綱町としては北部高校がある限り、そうやって支援をしていこうということは今までどおりでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今、維持したい意向であるというふうなお話をお聞きいたしました。

続けます。北部高校の生徒育成方針には、地域創生貢献を担う将来の地域の人材の育成を目指すとあります。先日、北部高校の校長先生とお話をする機会がございました。飯綱町、信濃町からの多大な支援に対しても、また昨年度、キャリア教育優良校として文部科学大臣表彰を受け、20年以上取り組んできた地域学習での外部講師の協力も高い評価を受けたことも、大変感謝されていらっしゃいました。そして、表現が下手な生徒にはさまざまな分野を支えるつながりが必要であり、自立への支援を進めていきたいと言われました。

一方、外部講師の方からも、生徒の中には自分の抱える悩みを話す生徒もいて、本音で生徒と向き合うことができたと聞いております。外部講師が大切な役目を担っていると感じました。長年取り組んでいる地域授業では、1学年からりんご栽培に関わり、収穫から加工、販売まで6次産業化の実習体験を行い、中には農業に興味を持つ生徒もいると聞きます。町とのコラボによる農業と起業体験では、生徒たちは商品開発と出店準備など楽しみながら企画に取り組み、先日は無事に株主総会も済んだということです。以前、町との連携により、修学旅行先でりんごの販売をするという企画があったようですが、残念ながら実現にはならなかったと聞いております。

このように、さまざまな実習から学んだことを糧に、6次産業化に向けた専門プロジェクトであったり、高齢化による人手不足解消、農業開発の研究など、先ほど荒川議員から地域プロジェクトマネジャー、地域のリーダーというようにお話もございましたが、ICT関係が得意な若者たちからは柔軟な発想と可能性が期待できます。せっかく学んだ地域学習の継続として、卒業後も地域において将来に生かせる仕組み化があればと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。まず、北部高校は県立高校であります。県の学校だから県でいろいろ頑張ってもらえばいいという時代は終わったと、これは強く認識しております。地域高校として、北部高校にどう飯綱町が絡んでいくのか、支援していくのか、関係を持っていくのか、これは大きな学校の存続にもつながると考えております。その意味では、北部高校自体がりんごを中心とした農業に興味を持った地域学習を展開してくれているというのは非常にうれしいのですけれども、普通高校であります。高校3年間が終わって、そして新たに専門学校、大学等々へ進学して行って、その後は、いわゆる地域学習がもとになって、次の職業等々へ展開をしているという具体的な例があまりないというのも私は事実かと思っています。

そのような中、今の小林校長の前の白鳥校長さんあたりから、非常に積極的なアピール、ア

タックがございました。一例でございますけれども、北部高校は地域学習でりんごに非常に興味を持つ生徒が1人2人いるようになったと。この子が、高校3年を終わって次の進路をどうするか。

東京六大学に、農業を目指すなら無試験で面接で入れましょうという大学があるのです。これは、明治大学の小田切先生が講演に来たとき、うちにはそういう枠があるとおっしゃったのを覚えていると思います。私はこれだなということで、北部高校と大学で、1つとか2つとか枠をぜひ確保するような働きを学校でやってみたらどうでしょう。それで、子どもが4年間大学に行くのは、町の奨学金や育成資金を大いに利用して勉強してもらっていいではないですか。

出てきたらどうするか。これは正直言って、何とかフルーツ農園、何とか農園、そこへでっち奉公に、研修に3年なり4年入って、そして腕に技術を持って、新たな農地を取得、または借りるような形をもって自立の方向へ進んでいく。毎年、1人2人がこういうことで農業後継者的に育っていけば、10年で20人、20年たてば40人の後継者が出たとなれば、町としては大変なことですよと申しあげましたところ、今の校長先生のほうから、具体的にそういう取組を行っていきたいというような協議がございました。

そのようなことで、町としても地域学習、地域の高校とそのような関係を持って、大いに進めていきたい。長野県からそういう子どもがいないのなら、全国から募集をして来ていただければいいのではないかと考えております。今、信濃町と非常にタイアップして学校の支援をしています。信濃町は観光的なものでそういう道を開いていくなら、それはそれでいいだろうし、大いに連携をする中で進めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 続けます。現在、牟礼駅では生徒の手作りベンチが使用されています。先日は書道班による力強いパフォーマンスも行われ、また、スタンドグラスアートなど、各方面でさまざまな能力を発揮しています。

以前、担当課の方に、りんごの町日本一を掲げる飯綱町です。一例ですが、昨年スタートした産直売所に、生徒たちによる大きなりんごのオブジェなど、目印になる作品を創作していた

いただらどうかなどと申し上げたこともございます。自分の作品が町に展示されるのはうれしいものです。ご検討をお願いいたします。

学校のカリキュラムもあり、地域が関わることには制限もありますが、できる範囲で町の企画に参加する機会を提供して、今以上にまちづくりにも関わってほしいと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。北部高校生が地元でいろいろなイベントに参画したらどうかということでございますが、今年度もメーラプラザで書道パフォーマンスの企画をやっていたり、町内施設に作品を展示していただいたり、さまざまな形で参加していただくということは非常にありがたいことでございますので、町としても高校と連携して、いろいろな企画をこれからも実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） ぜひ、企画のほうへ参加を促すようお願いいたします。

それから、町には農村民泊受け入れの会の活動があります。農業体験と町の暮らし体験を通して地域を知ってもらうことを目指し、毎年都会からかなり多くの生徒、学生さんを受け入れて盛んに交流を行っています。北部高校の生徒にも、夏休み中のワーキングホリデーなど、飯綱町の暮らし体験ができる機会として、民泊受け入れの会の情報提供はいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。議員が申し上げているような事業展開を検討させていただいて、要請をしていければと考えております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） ぜひ、ご検討をよろしくをお願いいたします。

高校の存続とともに、しなの鉄道の利用客確保は町の活性化に直接関係してくることは言う

までもありません。減少傾向ですが、上り下りの通学時間帯には、生徒たちが列になって歩く姿が日常の流れの一部になっています。しなの鉄道が運行されている限り、学校の存続は大丈夫だと耳にしたこともございますが、あくまでも再編は基準に沿って進められるそうです。

現在、通学生徒のしなの鉄道利用者は、長野方面、信濃町方面合わせて 202 名です。全校生徒 239 名のうち 202 名と、ほとんどが牟礼駅利用者です。通学路の整備についてお伺いいたします。

栄町商店街の裏側に新しく整備された歩道を抜け、その後は飯綱中学校生徒の通学路にも当たるわけですが、踏切から深沢信号まで道路拡幅工事が進行中です。町の所管から外れますが、踏切と橋にはきちんとした歩道が確保されるのか、まずお聞きします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。ただ今、踏切の国道側の工事を進めております。あの工事は、歩道を付けるための下部工を設置しておるところでございます。これが 3 月末までの工事で完了、それから来年度歩道を設置していくということで、国道、長野荒瀬原線で通学する限りは歩道が全面設置できるというところでございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3 番（中島和子） すみません。今、聞き漏らしたでしょうか。橋のほうも歩道が付くということによろしいのでしょうか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。橋を改良するのではなく、歩道を新たに設置するということです。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3 番（中島和子） また、通学路を進みますと、三水 B & G 横から高校側へ道路を横断しますが、横断歩道がありません。夏場には、さみずっ子保育園児もプール利用のために横断します。

交通規制基準では、沿道に多数の人が利用する公共施設等がある場合には設置は可能となっています。また、横断歩道を望む声がPTAや住民からも上がっていますが、設置に至らない理由をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。町内の通学路につきましては、毎年飯綱町交番、中央警察署等、関係機関と合同で点検を行っております。ご質問の案件につきましては、令和元年度に三水小学校から要望が上がりました、合同点検の際、関係機関と現場を確認しております。その現場では、保育園児、小中学生、高校生、またB&G利用者など、横断する頻度が高い箇所であるという認識がされておりまして、その際、北部高校側の歩道に樹木があり、横断歩道の設置には、併せて退避場所と、その樹木の伐採が必要であるという確認をされております。早速、教育委員会、また道路管理者であります建設水道課で、樹木につきましては道路敷であるということを確認しましたので、すぐ伐採を行っております。

横断歩道の設置につきましては、公安委員会の管轄になりますが、点検の際には、交番また中央警察署が同席しておりますので、横断歩道の設置要望があることは確認をされておりますが、今のところ公安委員会で横断歩道の設置が採択されたという連絡はまいっておりません。横断歩道の設置には、横断歩行者数、また交通量、それから退避スペースなど、総合的に判断して設置されるというふう聞いております。教育委員会としましても、引き続き公安委員会等への要望を続けていくという現状でございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） ぜひ、園児から小学生やB&G利用者、北部高校生が通う道路になりますので、横断歩道の設置について今後も続けて要望していただくようお願いいたします。

現在の地区別の生徒数は、長野市が164名、全体の68%です。信濃町が40名で約15%、そして飯綱町が24名で10%となっています。信濃町と飯綱町を合わせて25%です。地元中学からの入学が少なく、北部高校をどう感じているのか気になるところです。

中山間地存立校の計画策定の中では、地域の中学生の要望を十分に考慮しながら検討していくとされています。生徒自身の選択、また保護者の意向もあり、実情はいろいろと思われませんが、北部高校に対するニーズ調査を試みたらいかがでしょうか。子どもたちが求める魅力ある学び舎へのヒントがあるかもしれません。高校側でもそういう要望は参考にしたいとのことでした。県からの依頼を待つのではなく、町単独の調査はできないものかお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。中島議員がおっしゃるように、地元中学生へのアンケートを実施して、地元中学生にとって魅力的な北部高校はどんな高校かと、問うのも全く価値がないということはないと思います。そういうことを中学生に問い掛けてみるということはとても価値のあることだと思います。

北部高校としても、中学生は北部高校に対してこういうことを求めているのかということを知ることが大変意義のあることだと思います。しかし、例えば、校舎をもっとこうしてくれとか、施設をこんなふうにしてくれとか、いろいろそういう要望が出たとしたら、それをどの程度実現できるかという難しさがあると思います。今、県立高校の予算を全部北部高校に集中して、北部高校をそういう魅力的な高校にできるのであれば、そういうことは意味があるかもしれません。ただ、そういうお金だけのことでなくて、魅力的な高校を探るということについては一定の意味はあると思いますので、北部高校のほうから中学校などに、こういうことを協力してほしいのでアンケートに答えてもらえませんかというようなことがあれば、教育委員会としても検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） いろいろとお聞きしました。災害の危険性、またコロナ感染症による過密性の問題も浮き彫りになり、一極集中も緩やかになるといわれ、人口の分散も考えられます。私たちは今、地域の暮らしを十分発信していきたいと思います。

今年は90数名の卒業生が各地へ巣立つようです。人々との出会いを大切に、自然環境最高の

飯綱町にある北部高校の学びを、将来生徒たちがどこに行っても自信を持って紹介できるような環境づくりをしていくことが、関係人口の拡大と移住者による社会増にもつながると考えます。地域の高校がなくなるのは寂しいという感情的なものだけではなく、地域の将来の問題として捉え、今後も見守っていきたいと思います。

続けて、次の質問にまいります。農家レストラン日和ですが、新たなスタッフにより、昨年春、再オープンいたしました。そば中心ということで、どんなメニューが提供されるのか、地元への期待もありましたが、1年もたたずに冬季休業に入ってしまったことに驚いています。冬季はどうしても客足が鈍ると思われそうですが、冬場シーズンの客層はどんなものか、どんなメニューが好評なのか、次年度の経営につなげることを考えると採算は合わないかもしれませんが、この時季の集客のためのデータは必要と思われそうです。それをもとに見直しをしながら、利用者が増えるレストランを目指してほしいと思いますが、休業に入った理由をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。町としましては、通年営業を要望していたところでございますけれども、指定管理者のふるさと振興公社から、今年度は以下の理由から冬期間の営業を休業したいという申し出があったため、指定管理者の意向を尊重、受け入れて冬季休業といたしました。

休業する理由としましては、日和の客層は町外、県外者が多いため、コロナ禍が終息しない状況にあっては売り上げが見込めない。また、昨年度までの売上実績を踏まえると、日和の客層は直売所さんちゃんの来客者数に左右され、さんちゃんの休業期間は客数が大きく落ち込むため、収益面を考慮すると開店リスクが高い。従って、冬期間は休業とし、新メニューの考案や試作、さんちゃん来店者に依存しない店舗運営の方策と拡充等に向けた検討、模索の時間に充てたいという理由によるものでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今、指定管理者からのお話だということで休業に入った理由をお聞きしま

したが、コロナ禍であっても町内の飲食店は本当に来客がたくさんあります。その辺りと、実績があがってきたのに閉じてしまったことも残念でしたし、先ほど申しましたけれども、今後に向けて、どういうお客が呼べるのかというデータを集めるためにも、ぜひ冬場にもやっていたきたかったと思います。来年度はぜひお願いしたいと思います。

それから、日和の建設当時の農家レストランとしてのコンセプトは、直売所や加工所との連携で、地産地消、地元の食材を使い、飯綱町らしい料理の提供をすると聞いておりました。当初の趣旨は続けてほしいわけですが、このところコンセプトは変わってしまったのかお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。飯綱町に息づく食文化や暮らしを伝える農家レストラン、これが大きなコンセプトと認識しており、指定管理者には、それに基づく運営の指示及び期待をしているところですが、正直に申し上げて、現段階ではそのコンセプトが十分に遂行されている状況にはないと認識しています。この点は、指定管理者のマンパワー不足等もあって、皆さんにご理解いただける運営体制が十分には整わなかったように感じています。施設設置者として遺憾であると同時に、指定管理者に対する指導不足等を率直に反省しているところでございます。

一方、指定管理者からは、今年度は新直売所のオープンや、直売所の経営統合に伴う体制整備も並行して進める中であって、日和については、まずは店舗の再オープンと経営安定化に重点を置かざるを得ず、農家レストランのコンセプト遂行については、運営していく中で順次実践していきたいとの意向があり、その点は確かに理解できる面もありますので、町としてはその意向をくみ、定期的に指示を出しながらも、今年度については運営状況を見守ってきたというのが実情です。

なお、7月の店舗再開以降の売上額は約 615 万円でございます、前年比 100 万円の売上増でございます。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 町には地域伝統料理や漬物とか、たくさんの料理自慢がいらっしやいます。

ある地域ですが、メニューにプラス漬物のセレクトを加え、漬物喫茶としても人気を集めています。数種類の漬物の提供者は地域のお母さんたちということです。何か一つ特徴があると人を引きつけます。そばに限らず、飯綱町らしいほかのメニューの開発にもチャレンジしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当にご心配を掛けていて申し訳なく感じております。営業的な利益を上げるのと、いわゆる飯綱町の郷土料理、または農産物のPRというような、そういうものとはなかなかうまくマッチしないという難しさは理解しているのですが、ぜひ現場にも努力をさせていくように指導いたします。例えば、どんなメニューにもすいとんを付けるとか、何するとか、おっしゃるとおりのような特徴付けをして、やはりものはいいですから、継続をしていくことが大事かと思っています。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 多くの期待を背負ってスタートした農家レストランです。町民が気軽に食事をして、お茶が飲める場所の提供をぜひ実現してください。

これで、私の質問を終わりにいたします。

○議長（大川憲明） 中島議員、ご苦労さまでした。

以上で、午前の日程は終了しました。これより休憩とし、再開は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時06分

再開 午後 1時 0分

◇ 青 山 弘

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 14 番、青山弘議員を指名いたします。青山議員。

なお、青山議員から演壇における資料等の提示許可願が提出されましたので、議長はこれを許可しました。

○14 番（青山弘） マスクを外させていただきます。議席番号 14 番、青山弘です。通告に従い、質問いたします。

質問の前に、今、議長からあったとおり、1 問目の情報化社会の対応についてというところで、アルファベットの略語が多く出てきて分かりにくいと思いますが、全部日本語で訳すわけにはまいりませんので用語解説を付けさせていただきます。ご利用いただければと思います。

まず情報化社会の対応について伺います。今年の 1 月 26 日に、第 16 回長野県地方自治政策課題研修会が開催されました。内容は DX、デジタルがもたらす社会生活の変革についてでした。そこには、Society5.0 という未来社会ビジョンが目指すものの説明が出てきます。Society5.0、これからは 5.0 と言いますけれども、現在われわれが暮らす情報社会のその先に来る、まだ見ぬ社会です。5.0 で実現する社会というのは IoT という全ての人と物がインターネットでつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことでこれからの課題や困難を克服することができる社会ということです。また、人工知能により必要な情報が必要なときに供給されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などが克服される社会になるということです。政府広報のページにいろいろ具体的なシナリオが載っているのでざっと挙げてみると、ドローンが配達をしてくれる、AI 冷蔵庫が人の代わりにレシピを考えてくれる、ロボットが普及するので、介護や重労働を人間が行う必要がなくなる、車の自動走行が実現するので運転手が必要なくなるという事例が出ています。ええと思いますし、本当にそんな時代が来るのかとも思いますが、Society5.0 とネットで検索すると数多くのサイトが出てきます。その中に、内閣府、総務省や文科省がこのことについて説明したサイトもたくさんあります。GIGA スクール構想にも 5.0 が出てきます。文科省は 2019 年から 5 年かけて行われる予定だった GIGA スクール構想を、2020 年度中に 1 人 1 台の学習用端末とネット環境の整備を図るように全国の教育委員会に強く要請をいたしました。

そこで教育長に伺います。GIGA スクール構想で目的としている教育とはどういったものなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。文科省では、この1人1台端末整備等の環境整備は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるもの、との文部科学大臣のメッセージを發表しているとおおり、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちの可能性を引き出すなど、公正に個別最適化された創造性を育み、資質、能力が一層確実に育成できる教育の実現がGIGAスクール構想で目指す教育とされております。ただ、大臣メッセージでも触れていますが、忘れてはならないことはICT環境の整備は手段であり目的ではないこと、また、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実など、ハード、ソフトの両面からの取組が大事になると考えております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 私も文科省のGIGAスクール構想のユーチューブチャンネルの動画を見ました。なぜICT教育を推進しなければいけないのか。日本が情報技術において先進国から周回遅れで後進国に凋落してしまっているという事実をその中で語っていました。

昨日も同僚の質問があつて教育長が答えられているのですけれども、社会のデジタル化が進む中で、現在、日本の学校のICT環境は諸外国に比べて整備が遅れており、自治体間の格差も大きいのが現状です。OECDの生徒の学習到達度調査2018年調査のICT活用調査によれば、日本は学校の授業（国語、数学、理科）によるデジタル機器の利用時間が短く、加盟国の中で最下位となっています。また、それを利用しないと答えた生徒の割合は80%に及び、加盟国中で最多です。

コンピューターを使って宿題をする、学校の勉強のためにインターネット上のサイトを見る、

関連資料を見つけるためにインターネットを閲覧するなど、教育に関するデジタル機器の利用状況は、ほぼ全て平均以下となっているのが現実です。しかし、ネットでチャットをする、1人用ゲームで遊ぶ、多人数オンラインゲームで遊ぶは平均以上でした。どうも、日本の大人も子どもも、コンピューターは遊びに使うもので勉強に用いるものではないと見ているようです。

このような環境の中、GIGA スクール構想をどう学びに活用し、それによりどのような効果が生まれるのか。また、週にどれぐらいの頻度でこういった教育が行われていくのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。GIGA スクール構想をどう学びに活用するのかにつきましては、課題や目的に応じてインターネット等を用い、さまざまな情報を主体的に収集、整理、分析する調べ学習や長文の作成、写真、音声、動画等を用いた多様な資料、作品を作成し、表現する学習。遠隔教育として、大学、海外専門家との連携、入院中の子どもと教室をつないだ学習、また、今回のコロナ禍による学校休業中のオンライン学習にも生かされます。そして情報モラル教育として、実際に情報技術を活用する場面が増えることによりまして、情報モラルを意識する機会の増加などがあります。

学習の効果としては、一斉学習の場面において教師は授業の中でも一人一人の反応を把握でき、双方向型の一斉学習が可能となります。個別学習では各人が同時に別々の内容を学習でき、学習履歴を記録することにより、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能となります。そして、共同学習として一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有でき、子ども同士の双方向の意見交換が可能になることにより、各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れることができるようになります。

次に、端末を使った学習の頻度についてです。小学校は令和2年度から、中学校では令和3年度から新学習指導要領に基づいた学習が始まっていますが、その中でプログラミング学習について明記されています。まださまざまな問題等ありますけれども、法改正によりまして教科

書のデジタル版が使えるようになりました。それらの活用に加えまして当町では、独自に小中学校の教職員による情報専門部会で活用について研究をしており、授業での活用、中学校では来年度2学期からの家庭への持ち帰り等の活用を図ってまいりたいと準備を進めておりますので、有効な活用が図られるものと思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 今回の40分という時間の中で再質問すると、後ろに押しそうなので次に進めていきます。今の中で出てきました持ち帰りですが、故障や紛失や悪質サイトという心配なところもあるのですが、ルールを作っていただいでどんどん体験してほしいと思っております。

次に、GIGAスクール構想の課題として、教師や親のITスキル不足が挙げられ、子どもに教えられないということがあるそうです。これは子どもたちにとって大変大きなダメージになるわけですが、この課題はどういうふうにクリアするのでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。既に教職員に対する研修等につきましては、学校独自で情報専門部会が中心となり実施をしております。小中合同で県から専門主事の派遣をいただき勉強会を行ったり、専門業者から講師を招聘して講習会を開く等、また端末を用いた授業を公開授業として行い、小中学校教職員のスキルアップを図っております。特に、飯綱中学校では若い職員が多いこともありまして、今年度中に1人1回はICTを用いた授業を行うよう研究、勉強を日々行っております。

また来年度はICT支援員の配置を予定しており、機器のトラブルへの対応、教職員への講習などの支援を行っていく予定であります。いずれにしましても、機器の活用と教職員への支援を積極的に行い、デジタル社会に適応した子どもたちへの教育を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） これからの社会で力を発揮できる次世代の子どもたちを育てていくということは大変大事なことだと思います。こういったネット社会というのは未知の無限の可能性を秘めているでしょうけれども、そこには教える側が IT やセキュリティー、ネットワークに関してのしっかりとした知識を持っていなければ、子どもたちに適切な教育を施すことはできません。間違った使用による事件や事故が起きないように、完璧なデータ等の管理をお願いしたいところでもあります。

次に町長に伺いたいと思います。同じく情報化社会の対応についてです。これから確実に広がりを見せていくであろう情報化の進歩、そこに対応すべく Society5.0 社会に向けていち早く取り組むことが必要であろうと考えます。そういう環境が整えば、若者たちにとって飯綱町は非常に魅力的な町として人口増や企業誘致など、現実味を帯びてくるものだと思います。この 5.0 の実現に向けての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げたいと思います。私はこういう分野が非常に苦手な分野の一つでございまして、どうしても目に見えてこないものについて非常に不慣れで知識も薄いということを実感しております。

いずれにしても、役場の歴史から見ても、ガリ版で刷っていたものがいろいろなワープロができてきて、そこに今度は計算機が出てきてという時代の変化を見てきますと、議員のおっしゃっている Society5.0 は、まさしく県で DX と言っていますデジタルトランスフォーメーションの延長線上にもあると思っております。善かれ悪しかれそういう世界に行かざるを得ないということは、まず間違いないと思っております。ただ、こういう取組を、具体的に役場の事務または農業や違った商工業の発展にこの技術をどうやって反映していくかは、ここですぐこういう方向でどんどんやっていくというよりも、十分それぞれの部署でこれから大いに研究すべきだと思います。

極端に言えば、東京大学に行くにも、ハーバード大学に行くにも、オックスフォード大学に

行くにも、家で全部勉強できてしまう。卒業証書を得るのが目的で大学に行くのではなく、知識を得るために大学に行くとするれば、十分在宅で一流大学の知識を得ることができる。しかし、これはいろいろなルールや取り決めがあったり、そういうことの延長線上に可能になるのであって、一概にすぐそういう世界に飛び込んで Society5.0 を目指さない自治体は全然取り組んでいないというのも、これはそういう評価には当たらないのではないかと考えています。

具体的には、農業でも NTT の回線を使ってやっている技術もございますし、これからどんどんこの分野については取り組んでいくと考えております。Society4.0 が情報の時代、今度は 5.0、仮想空間の時代という位置付けですので、大いに取り組まざるを得ないということで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） ありがとうございます。よく雑誌に出ているのは、デジタル技術を使って事務の効率化というような提案もありますので、また企画課になりますか、関係するところはそういう情報を取り入れてお願いしたいと思うところであります。

それから AI のビッグデータの活用に向けた総務省の取組というものがありまして、総務省の情報流通行政局サイトにお隣の信濃町の名前が出てきます。信濃町は国の支援事業の対象になって、3 年前に信濃町地域 IoT 実装計画を策定しています。地域の課題解決や新たな価値創造を実現していくということでもあります。飯綱町は町長の言葉でないのであろうということは考えられるのですけれども、こういう計画の策定というものはあるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず信濃町につきましては、デジタル技術の導入による中山間地域の農業生産性向上を目指して IoT 実装計画を策定しております。この計画につきましては、自動草刈り機とドローンによる畦畔除草作業の効率化や雪下野菜の栽培振興と適時出荷システムの 2 事業に取り組んでいると聞いております。

本町につきましては、この IoT 実装計画というものは策定しておりません。ただ、先ほど町長からもお話があったとおり、地方創生推進交付金を活用して平成 27 年度から ICT 農業の実証実験を行っております。この実証実験は、果樹園地に設置したセンサーからの気象データ、気象庁の天気予報等を RPA が自動的に集積して、りんごの黒星病の予察、予察情報の配信まで人の手を一切掛けずに自動的に行うシステムで、全国のどこでも実施していないものです。まだ実証実験を繰り返している状況ですが、デジタル技術による病気の予察は高品質なりんご栽培に貢献できるのではないかと考えております。

高齢化や人口減少はさまざまな分野で人手が不足するという課題が生じております。その課題を解決するために、デジタル技術などの先端技術を取り入れる必要があると考えております。町では現在のところ、IoT 実装計画の策定の予定はありませんが、デジタル技術は農業だけでなく、防犯防災、医療福祉、公共交通、エネルギー、行政手続き、行政事務の効率化など多様な分野で研究する必要があると考えております。

来年度に策定いたします第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画及び第 2 期飯綱町総合戦略に、デジタル技術の研究及び活用について盛り込んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14 番（青山弘） わが町も 5.0 を現実的に具体化していくためには、われわれも、町も議員もという意味ですけれども、ICT ですとか IoT をしっかり理解して、例えば予算書などの紙ベースのものもタブレット等を利用して、そういったものに触れていかないとなかなか知識として入ってこない。また、この議場においてタブレット端末を使つての議案審議やそういったことも、本当にそう遠くない未来にはできていなければいけないと思います。

タブレットの導入というのは議会としての課題でもあり、議会として検討すべき課題であると私は考えていますけれども、お金もかかることですし、町長はどう思われるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員のおっしゃることは、日ごろ非常に感じております。実は新年度予算を査定するのに、このぐらいの印刷の資料が出てきます。これが総務課長のところにも行っていたり、副町長のところに行けば副町長にも、何部もそういうものが行ったりします。また毎月曜日の朝にやっている課長会ですが、そこにもいろいろな計画が出て印刷物が出ます。もうこれはいい加減にペーパーレスで、全部おっしゃるようなタブレットでやらないかとの間も提案したところです。

1つ大事なところは、使うほうの人間が日ごろから使っていて、さっとできるようなそういう人たちの集まりでは結構ですが、いささか不慣れな人たちの集まった場では、誰かが、例えば議会の全員の皆さんにそれぞれやっていただかなくても、お持ちのタブレットに即座に今、話題のものがちゃんと全員の画面に出てくるような操作をして普及をしていかなければ、最初はトラブルや混乱が起きるだろうとっております。でもその方向には必ず、間もなくペーパーレスになると思っております。

ついでに申し上げますけれども、芋川用水は既に自動ゲートにしました。そして今度は、倉井、普光寺用水も自動ゲートにします。今までは雨が降ろうがやりが降ろうが、水利の責任者は大雨が降れば飛んで行って水門を閉めたり、そしてまた朝早くから飛んで行って開けたりしていました。これがもう自動で、家でできるようになったわけです。しかも、水位を見て、まず水門が自分で一定の調整をし、その調整以上のことをするときには、こちらで信号を送ってやると自動でゲートが上がったり下がったりする。そのもとは何で動いているかといえば、太陽光の電池を蓄電しておいたものが下にあって、その蓄電池は8年で2万円ぐらいの投資をすれば十分持つという、こういう時代は芋川用水にはもう入っております。

そういう意味で、Society5.0 というものに着々と取り組んでいるのが現状だと申し上げたいと思います。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） ありがとうございます。われわれ議員の年代は60代から70代ですけど

も、そういった年代が IT 関係の機械になじんでいくということも大変大事なことで私は思います。町も、また議会部局と首長部局と協力して導入に向けて進めていければと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がございますので次に進みます。次は、鳥獣被害対策についてご質問させていただきたいと思ひます。飯綱町行政報告書の有害鳥獣別農業被害額の推移です。野生鳥獣による農作物被害は令和元年度では 587 万 5,000 円と、その前の年よりも多かつたのですが、それでも 5 年前に比べると減つてはきています。また、長野県の野生鳥獣による農林業被害の推移でも農業関係の被害は減つてきています。県内の農業被害額は、令和元年度で約 5 億円でした。林業も含めると 7 億 3,900 万円になります。そのうち、1 割強に当たる 8,300 万円がカラスによる被害であります。被害額はシカやクマに続き 3 番目で、サルやイノシシよりも多いという数字です。特にりんごやももなど、果樹や野菜への被害が目立っております。

県も町も 5 年前に比べると、被害額は減つているとのデータが出てはいますが、本当にそうなのかと思うほどカラスはたくさんいます。個体数が多くて狩猟やわななどによる対策には限界があると言われております。

昨年ですけれども、カラスの被害がひどくて『議会だより 60 号』のモニターアンケートに、「今年は、家のまわりにもカラスが多くなり、人が近くにいても逃げていきません。また、農作業中、休憩のおやつもカラスがくわえて持って行ってしまいます。害鳥対策をしていただけるとありがたいです」と書いてありました。

また、りんご生産者の方から、カラスもヒヨドリも個人の防鳥対策では賢くてすぐ慣れてしまい、その上、数が多くて団体でやってきて 2 割ぐらいのりんごがつつかれたと聞きました。ほかにも行政懇談会で対策をしてほしいという要請がありました。

私のところにもそういった内容の連絡が来ましたので、担当の課長に実態を調べて対策をお願ひしたわけですが、一番効果が高いといわれるカラスのおりを置くにも、おりに入れるおとりが手配できなくて、置くことができないということでした。町としても猟友会にお願ひして定期的に駆除やカラスを追い払っているということでしたけれども、有効な手段が見つからず

に昨年は終わりました。

今年は春先からおとりのカラスや有効な防鳥手段を提案していただき、被害が少なくなるようにしていただきたいと思い、質問いたします。町長は精力的に行政懇談会に出ておられますけれども、カラスが環境や作物に害を及ぼして困る、何とかしてほしいというような声は聞こえてきませんでしたか。いろいろ町も対策を練って努力されていることは分かるのですが、令和2年度、これまでにどの地区でどのぐらいの駆除回数を行い、その成果は何頭また何羽の捕獲があったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。おととしの台風19号の影響によりまして、長野市豊野の国道沿いを中心に放置された果樹がカラスの餌となり、多くのカラスが越冬したため個体数が減らず、農作物の被害相談は例年よりも多く寄せられています。猟友会による一斉捕獲は4月から11月において、町内全域で14回行っております。捕獲数については2月15日現在で、クマなどの大型獣やタヌキ等の小動物を合わせて、前年比24頭減の101頭を捕獲し、鳥類はカラスやヒヨドリなど合わせまして前年比29羽増の121羽を捕獲しております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 令和元年度に比べてどうなのでしょう。行政報告書の捕獲実績数では獣の獲得数は横ばいなのに比べて、鳥類のカラス、ムクドリ、ヒヨドリの捕獲数が少ないのはなぜでしょうか。効果的な対策はないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。獣の捕獲は、くぐりわなや、おりでの捕獲となり、獣道や住みか付近に設置することである程度の捕獲数が維持されていると思われ。ただし、令和2年度は豚熱が県内にも広がり、イノシシの捕獲数が減ったため、獣全体では2月15日現在、前年比80%ほどになっております。

カラスについては、おりでの捕獲はおとりのカラスが入手できずに未実施で、そのほかの鳥類も含めて猟銃による捕獲のみとなるため、なかなか効果的な捕獲が見込めないのが現状です。ただし、鳥類全体で2月15日現在、前年度比130%ほどに増えています。

また、有害鳥獣駆除に加え、町では鳥害防止対策として、爆音機に代わる鳥害防止設備、防鳥ネットや鳥よけカイト、鳥よけスピーカーなどでございますが、それらを購入した場合の補助事業を行っており、補助率は対象経費の3分の2以内で2万円を限度に助成し推進しております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 今年は、おとりのカラスは入手できるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。おとりのカラスの確保につきましては、近隣の市町村に毎年問い合わせしており、他市町村でもカラスが捕獲できていないのが現状です。従って新年度は問い合わせの範囲をさらに広げまして、確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） ぜひ見つけていただくようにお願いしたいと思います。

それでは次にいきます。昨年9月10日の日本経済新聞の電子版に、長野県はカラス害の対策に本格的に乗り出すと出ていました。ごみを荒らすなど生活被害も相次いでいるので、およそ40年ぶりにカラスの生活圏やねぐらの位置などを調査、行動範囲の餌を減らすなどの対策を講じ、個体数を減らすことを目指すと出ていました。このカラス対策には飯綱町も入っているのでしょうか。県はどういった対策をするのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。県は令和2年度に長野市周辺の調査に着手

したと聞いており、調査範囲に飯綱町が入るか否かは、調査の結果を待たないとはっきり答えられないということです。

町としては、カラスの行動範囲は20キロメートルから30キロメートルと広いため、町全体は不可能と思われますが、一部地域は入るだろうと想定はしております。対策としては、新年度にカラスの餌となる生ごみや廃棄した果物等を畑にそのまま放置しないなど適切な処理を求め、餌を減らすことで個体数の減少効果を図るというものです。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 餌になるものや、お墓にあげる供養物などもみんなで控えるようにしなければ、被害は収まらないようです。町から指示を出して、地域ぐるみの運動として対策をしていただきたいと思います。どうでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） カラスがかなり悪いことをしている主犯かもしれませんが、ヒヨドリ、ムクドリによるりんごの被害は非常に秋に多く聞こえました。特にしっかり実をならして蜜をしっかりと入れようという人のところは最後まで残ってきますので、みんな鳥の集中攻撃に遭うと非常に裏腹のような話になりました。

日ごろから食べるものを外に置かないというようなこと、また、確か信州大学の中村教授は福井団地にお住まいだと記憶しておりますけれども、あの先生は鳥の有名な先生なので、もし、いい助言でもいただけるチャンスがあれば、先生のお話も聞いて鳥全体の対策をできたらと思っております。

○議長（大川憲明） 青山議員。

○14番（青山弘） 日本一を目指すりんごの町に、カラスの集団が果樹園でカアカア鳴いているような光景はとても不似合いだと思います。誰もがそう思うと思います。全くなくなるまで捕獲ということはできないかもしれませんが、今後とも町として頑張ってください鳥獣被害を減らしていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 青山議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は1時55分から始めたいと思います。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時55分

◇ 風 間 行 男

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号2番、風間行男議員を指名いたします。風間行男議員。

○2番（風間行男） 2番、風間行男です。事前通告に従い、順次質問させていただきたいと思いますが、朝からコロナ、コロナで、コロナ疲れのところ誠に申し訳ございません。3人目になりますが、よろしく願いいたします。

最初に、コロナ接種方法について、国からのマニュアルが進むとともに、日々、担当職員が町民の疑問や不安に応じていかなければならない業務に励んでおられることに敬意を表します。

まず、前回の説明では、健康管理センターで集団接種とのことで、1日90名と聞きますが、高齢者、基礎疾患、弱者などの駐車場の確保。また、病院に来ておられる方々も高齢者が多く、どのように駐車場を利用するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。病院の駐車場は、午前中におきましては、だいぶ予約の関係がございまして、利用者が多いとお聞きしてございます。午後については比較的空いているというお話を受けていまして、来られた方のサポートとして、人材を活用して駐車場の誘導員を配置して行っていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、保冷パックやドライアイスによる、マイナス75度で17日間保管可

能なものが出てきていますので、個別接種が可能ではないかと思えます。

開業医の方の協力を可能とするには、足りないスタッフ派遣として、1日の接種を受ける人の予約調整支援をするために、定年退職された元飯綱病院勤務の看護師さん、また、その他の病院の看護師さんの臨時雇用をすることで、個別接種することが可能と思えますが、お伺いします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。ワクチンの取り扱いにつきましても、期間の延長がなされたりと、だいぶ変わってきております。

町内の医療機関の先生方とお話しして、接種の体制については全面的な協力をいただいております。ただ、看護師さんを抱えていない診療所さんもございます。

引退された看護師さんにつきましても、お話しはしておるんですけども、まだ今のところお返事はいただけていないという状況です。

個別に向けては、現在のワクチンは大変扱いが難しいものですから、希釈してという形のものになります。また、輸送におきましても、バイクですとか横揺れの扱いの悪いものについては輸送に適していないということで、ある程度、規制がかかっています。という中で、別のワクチンが出てきた中では個別ということも考えていますけれども、当ワクチンについては、現状で集団接種と考えておるところです。

○議長（大川憲明） 風間行男議員。

○2番（風間行男） 福祉施設の職員及び利用者に対する接種方法をお伺いします。前回の説明では、医療従事者が最優先とお伺いしましたが、クラスターが懸念される福祉施設の職員及び利用者も優先接種が必要だと思います。

開業医の先生にお伺いしたところ、問題はスタッフが不足しているとのこと。特に、看護師さんの支援体制があれば、福祉施設の人に個別接種ができるとのこと。看護師さんの業務は、接種後の経過観察のお手伝いが重要とのこと。

福祉施設の利用者、職員の優先接種の考えと、看護師さんの支援対策についてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。福祉施設と申しますか、高齢者施設の従事者という形の順番があると思うんですけれども、1番には、今、先行で行われています医療従事者という形です。2番に順位していますのが65歳以上の高齢者。3番に位置していますのが、基礎疾患を有する者となっています。4番に高齢者施設等の従事者ということになってきております。そんな中で、施設の方につきましては65歳以上の方か、また基礎疾患がある者が上位に位置されてきているという状況です。

また、従事者におきましては、入所、居住されている施設については、同時に感染拡大の恐れがあるということで接種が可能となっておりますので、年齢的な区分は発生してこないという状況です。

そんな中で、いろいろ施設と相談しながら、町が介入しまして、接種体制をつくって行っていきたいと考えているところです。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） ということは、今の方針に変わりはなく、優先して福祉施設のほうを高齢者より先にするという考えはないということでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 申し上げます。町単独では、示されている国の指針に沿って動いていますので、変えることができません。違った方法でやりますと、接種したときに副反応が発生して、補償であったり、救済であったりということにも影響が出ますので、国に示されたとおりの予定としております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） ワクチンの接種を受けるときに、事前に予約票を書かなければならないのですが、これも開業医の先生の話ですが、書けない人のために事前チェックできる人が要ることです。接種がスムーズに終わるためには、事前チェックするような看護師さんとか、そういう方が必要だと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。接種会場におきましては、受付を過ぎましたら予診票の確認という形で、保健師なり看護師、また事務員かもしれませんが、担当が記載内容を確認する方向であります。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 高齢者、独り暮らし、弱者に対する対応ですが、接種会場に来ることが困難な方に対して、今、病院で行っている訪問看護システムを活用して体制を取れないかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 訪問看護ステーションのことですか。

○2番（風間行男） ではなくて、飯綱病院の中に訪問看護で治療しているスタッフがいるんです。

○保健福祉課長（山浦克彦） 分かりました。自宅で、かかりつけ医等がおられる場合で、その方が、ワクチン接種の医療機関として届け出している医療機関の方であれば、訪問による接種も可能となっております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、接種の副反応に対する補償が十分かということをお伺いします。

今回のコロナワクチン接種は、町民の信頼性を高めなければならないと思います。その一つとして、予防接種後の健康被害救済制度が適用されるか。また、接種後、何か月先まで認められ

るかをお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。今回の接種につきましては、予防接種法上の接種ということで、国の指示で動いているところです。つきましては、国が全額補償等の措置を行うという形でございます。

○2番（風間行男） もう一回、すみません。

○保健福祉課長（山浦克彦） 国が補償等の措置を全額行うという形でございます。

ただ、受付は接種した市町村に対して行うということなので、副反応等の症状が発生した場合には、町のほうに申し出ていただきたいという形でございます。

○2番（風間行男） 接種後、何カ月先までですか。

○保健福祉課長（山浦克彦） 期間につきましては、今のところ、副反応の症状の発生する15分以内とか30分以内の経過ということでされております。いつまでという期間はないのですが、町で受理した副反応の症状につきましては、県、また国に申し上げて、国の審査会で決定を受けたら、また町へ返ってきて救済等の支給に当たるということなので、審査会の結果を待たなければなりません。

ただ、ワクチンを接種してすぐでしたら、接種との因果関係がある程度ははっきりできると思うんですが、期間が遠のけば、因果関係というものの判断基準が明確ではなくなってきてしまうという事態が発生します。その症状によって、いつまでという期間の定めはないですけども、こちらに申請いただいて、町から国のほうに申し上げて、その結果待ちということになるかと思います。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、倦怠感や発熱など、2回目のほうが40～50%、副反応があると報道されています。このことにより休業を余儀なくされたときの国の制度で、補償はどのようにされているか。お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 体調が軽度の状態であれば、たぶん補償対象にはならないと思われます。2、3日のうちに改善されるような形、症例としては、こちらのほうでもアンケート的に確認をさせていただきますけれども、補償として、医療行為が発生するものかというところの問題になってきますので、その内容については症状によって変わってくるかと思います。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、教育委員会にお伺いします。教育委員会では、町の基幹産業である農業の指導方針についてどのような方針でおられるか。教育長にお伺いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。基幹産業である農業についての指導方法ということですが、小学校、中学校は義務教育でありまして、いわゆる専門学校とか農業科の高校とは違いますが、別に農業を指導するというためにあるものではありません。

ただ、今、全国的に総合的な学習の時間の中の位置付けに、地域の学習、ふるさと学習を取り入れている学校が多くあります。飯綱町も、積極的にふるさと学習を取り入れています。それは、どういう目的かというと、やはり地域の子どもが地域のことをよく知って、そして、地域を愛して、地域に根っこを張って、たくましく育っていける。仮に、ふるさとを離れたとしても、ふるさとに根っこがあつて、行った先でも頑張っていける。そういう子ども育てたいという願いから行っているものであります。ですので、ふるさと学習、地域学習といっても、基幹産業だけを教えるものではありません。ふるさとの自然、それから歴史、文化、もちろんその中に産業もありますが、それ以外のこともいろいろと教えています。

基幹産業といった場合、やはり飯綱町は農業が基幹産業になりますので、それ以外でもやっていますけれども、農業の学習が中心になると思います。その辺は、社会科の学習、それから

総合的な学習などを計画的に使う、1年生から6年生まで、カリキュラムを作って行っております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 今の体験学習で十分かということをお伺いします。

以前の稲作学習は、田んぼに素足で入り、手で植えて、秋には鎌で刈り、はぜかけが基本でした。本当にこれでよいか。魅力ある農業体験には、田植え機に乗り田植え、コンバインに乗り収穫体験、3Kから一歩進んだ体験が必要だと思います。なぜなら、子どもたちが大人になったとき、自らが農業を行いたいと思うような体験が必要と思うが、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今、議員がおっしゃったように、稲作に関しては、牟礼も三水も小学校5年生で体験しております。例えば三水小の今年の6年生は、去年5年生のときに、担任の先生や子どもたちの意向で機械を一切使いませんでした。田起こしはくわとスコップで全部やって、手で植えて、稲を刈ったら千歯こきでこいて、脱穀は千歯こきでやって、もみすりも全部人力でやるという、それも一つの歴史、社会科の勉強かなと思って感服しているのですけれども、ただ、それだけではなかなかできませんので、通常はおらほの学校応援団の方々が、田起こしとか稲刈りなどで、機械などを使って協力していただきます。

コンバインとか田植え機に子どもを乗せて体験させるというのも、そういう考え方もあるかとは思いますが、やはりまだ小学生ですので、機械の操作を誤って事故があったりしても困りますし、もし、そういう機械でやるとしたら、ごく一部の生徒しか体験できないと思います。全員がそれを体験するというのは難しいと思います。

ふるさと学習の農業体験も、機械の技能を習得するのが目的ではありません。やはり多少時間がかかっても、みんなで手で植えて、その成長を見守っていくという、そういう過程が大事ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 風間議員

○2番（風間行男） 次に、学校給食についてお伺いします。

給食センターの職員、産業観光課職員、両方の方の話ですが、白米に砕け米が10個から20個ぐらい、さらに、よくぞ見つけたと思うような、ようじの頭ぐらいのカメムシの食害が10キロ当たり2、3個あって困ると。なぜかと聞くと、生徒が親に話し、親からクレームになり、大変大きな問題になるとのことです。

給食職員が手選別し、クレーム対応をされていますが、このご苦勞を子どもたちに体験させてはどうか。食の安全性、品質基準について、お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 学校給食において、食の安全については最も重要と考えて、最も気を配っているところであります。今、議員がおっしゃった、例えば異物混入だとか、それからいろいろな点検を子どもにさせてはどうかということの意味が、私は理解しかねるんですけれども、どういうことを意図されているかよく分からないのですが、例えば、納められた食材を子どもの目で選別するとか、そういうことをおっしゃっているとしたら、それは現実的には不可能ではないかと考えております。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 要するに、虫が付かないように農薬を十分使ったきれいなものと、わずかな食害があるものとの安全性の教育とか、また、食に対する感謝の気持ち、生命維持になっていることの基本的なことが重要ではないかと考えております。さらに、災害時に生き延びるためには、少々のごことは我慢していくようなことが重要ではないかと考えますので、お伺いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 学校給食の食材につきましては、野菜とかでもそうですけれども、例えば農協などの卸業のところに農家さんが作物を納めるとき、または小売店に納めるときには、

安全規格というものが決まっています、農家さんが出荷される作物は安全基準に基づいたものでないと出荷できないとなっていると思います。それを買っておりますので、できるだけ農薬が少ない安全な食品を使うということは心掛けているところです。

少しぐらい青虫がいたりアブラムシがいたりカメムシがいたりしても、それで命に関わることはありません。例えば、家で野菜炒めを作っていたら、「かあちゃん、青虫が出てきたよ」「そんなの取っておけば大丈夫だ」で済むことです。しかし、例えば学校給食や、一般の飲食店などでは、お金を取って食を提供しているわけです。

先日もこんなことがありました。食材が包まれているナイロン袋の中に髪の毛が入っていたと。それは気が付いて取れば別に全然問題ないですけども、でも、それ1つでも始末書です。やはりお金を取って人に食を提供するということはそれぐらい厳格に行うべきことだと思います。

それから、青虫や多少泥がくっついている野菜が、そんなことは命に関わらない、そういう野菜のほうが安全な食べ物だよというようなことは、生きる知恵として子どもたちに学んでほしいことだと思うし、学校でも、そういう教育は進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 通告にはありませんが、少し時間がありますので、予算のことでお伺いします。

今、家庭で家族の方が看護しているいろいろな看護があり、ご苦労いただいておりますが、介護慰労金等が支給されたと思います。これをもう少しご苦労している皆さんに拡充できないかということをお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 介護慰労金は、在宅で高齢者を介護している人に対する、2年ぐらい前から実施をしている事業かと思っております。この対象者を拡大していくことについては、今年度は少し内部的に検討をいたしました。しかしながら、今回については現状のままで、もう一回、少

し様子を見ていこうというようなことで調整をしたところです。

やはり在宅介護を進めていくというスタンスの中では、介護の範囲を広げたり、介護金自体を増額していくようなことは、大きな検討材料になるだろうと思っています。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） これで私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 風間行男議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上で、本日の一般質問を終了いたします。

お諮りします。明日、3月5日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、3月5日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時19分

令和3年3月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和3年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月5日（金曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	教 育 長	馬 島 敦 子
監 査 委 員	山 本 孝 利	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭
住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕	保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	土 倉 正 和
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事務局書記	関 竜 典
---------	---------	-------	-------

一般質問一覧表（3月5日分）

順	議席	氏名	発言事項
6	7	石川信雄	1. 東の玄関口（赤東地区）の開発とその他について
7	10	清水満	1. 浄水場並びに水道管の老朽化対策について
8	12	渡邊千賀雄	1. 新年度の予算編成について
			2. 農業支援策について
			3. 道路改良について
9	9	伊藤まゆみ	1. 第8期介護保険計画の保険料は
			2. 介護者慰労金の対象者の拡大を
			3. 認知症保険加入補助の早期実施を
			4. 災害時の備蓄食料は万全か
10	11	樋口功	1. 山林・森林の整備の現状と今後の方向について

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきましてありがとうございます。

本日も、コロナ感染症防止対策のため、質問時間を1人40分に対応いたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な分かりやすい質問、答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

◇ 石川信雄

○議長（大川憲明） それでは、発言順位6番、議席番号7番、石川信雄議員を指名いたします。

〔7番 石川信雄 登壇〕

○7番（石川信雄） おはようございます。議席番号7番、石川信雄でございます。

それでは、質問通告書に従いまして、順次質問してまいります。よろしくお願いいたします。

東の玄関口（赤東地区）の開発とその他について質問したいと思います。

まず、三水第二小学校でありましたいづなコネクトEASTについて質問したいと思います。

学校の跡利用として、地元では赤東未来創造プロジェクトという会議を立ち上げたりした中

で、学校利用の在り方を検討して、町に提言してまいった経緯がございます。そんな中で、当初、3階を含めた利用がされておりました。しかし、現在、2階までは改修工事がされておりました、利用もされてきてはおるのですが、3階部分に関しては、いまだ手付かずの状態であります。

稼働率として考えた場合、施設全体に対する稼働率は50%行っているか、行かないかの状況ではないかと考えておりますけれども、せっかく施設があっても、稼働率があまり伸びていないということは、少しもったいない気がしております。できれば3階の工事を継続していただきまして、ちゃんと工事完了を経た中で、学校跡利用いづなコネクト EAST にしていただければと思うのですが、現在は、まだ2階までということです。

それでお伺いしたいと思います。いづなコネクト EAST の3階部分の改修計画について、現段階での見通しをお伺いします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、お答えいたします。今のところ、いづなコネクト EAST 3階部分の改修計画は、町では持っておりません。

いづなコネクト EAST につきましては、まちづくり事業、地域活性化の拠点になる公共性、公益性の観点求められる一方で、賃料収入や指定管理者の自主事業により収入を得て、自走化することも視野に入れております。公共性、公益性のエリアを広げれば、指定管理者の経営は厳しくなることが予測され、指定管理者の経営という観点で言えば、利用料収入を得られるスペースを増やしていくことが必要です。いづなコネクト EAST は、企業誘致や仕事づくりを進め、新たな産業創出と町の社会人口増につなげていくことを目指しております。以上のことから、EAST の3階利用として、レンタルオフィス等、賃料収入を得ながら町内産業を活性化させるスペースにすることが望ましいのではないかと町は考えているところでございます。

今、EAST の稼働率のお話でしたが、EAST のテナントの入居は順調に進んでおりまして、現在5部屋が入居済みでございます。そのことにより、安定した賃料収入を得て、レンタ

ルオフィスとして利用できる部分は残り3部屋という状況でございます。

3階を利用するためには、消防法の基準をクリアするために大規模な改修が必要になります。町は、今後のテナントの入居状況、費用対効果、財政面などを総合的に勘案して、3階の改修について研究をしてみたいと考えております。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 3階の改修工事につきましては、当初、エレベーターを付けるという話もございました。さすがにエレベーターを付けたとなると費用もかさむということで、工事費の関係もあったかと思うのですが、消防法に关します改修工事にかかる費用の見積もりというものはされておるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、3階を利用範囲とするようにいたしますと、廊下や天井のところに木を非常に多く使っておりますので、そういった可燃物の撤去費用や、リノベーション費用が必要になるということ。もう一つは、利用面積が増加しまして面積要件が変わってきますので、屋内消火栓設備や無停電装置の設置が必要になり、多額の設備費用が必要になると考えております。

ただ、見積もりについては、利用計画ができていない状況で見積もりを取るというのはなかなか難しいので、今のところ、町は3階の改修計画について見積もりは取っていない状況でございます。以上です。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） そう申しますと、今のところ計画自体もないとお伺いしたと思うのですが、町長は以前、赤塩地区に50人子どもを増やすと申されたこともございました。そんな中で、いづなコネクト EAST の3階部分に関して、現状使用できる可能性があるのであれば、フリースクールですとか、サマーセミナーで使うというようなことも考えられるかと思うのですが、そういった使用目的になった場合、現在の3階の利用は可能なのでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。今の3階の状況ですけれども、3階には旧第二小学校のいろいろな資料が、きちんと整理されて展示と保管をしているというのはご存じかと思えます。今、3階のところに、例えばサマースクールとかフリースクール、サマーセミナー、そういった一時的なイベントに使ったらどうかというお話ですけれども、それは現実的には消防法の関係で難しいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） そうなりますと、3階部分に関しては一部展示、その他はがらんどいうような状況になろうかと思えます。しかし、いづなコネクト EAST の全体の雰囲気からすると、今、夜に車で通ったりするところこうと電気もついておりまして、活発な感じがするところではあるのですけれども、そういった電気料といった費用のコスト的なことを考えますと、やはり施設全体で回していたほうが効率もよろしいのではないかと考えています。

その点を町長にお伺いしたいと思うのですが、全体の利用の在り方について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、140年近く続いた地域の中心的な学校が統合されるというようなことで、その地域の、大きな意味では活性化のもとであったところが姿を変えたわけなので、何とか違った形でも地域の活性化の中心的存在でやはり居続けてほしいというのは、一番の大きな目的であります。そのために、企業誘致であり何でありというようなことをやってきました。

お尋ねの3階については、利用目的によっては本体の躯体そのものも補強しなくてはならないという、日本というのは何かやろうと思っても法律の制約が厳しいところだとつくづく、そんなところまでやらなくてはならないのかというようなところもございます。今、土屋課長が

申し上げたような状況にはありますけれども、この後の議員の質問にもございますからそのときにお答えをしますけれども、前の公園の整備、また、人が増えてくれば住宅の整備もしていかななくてはならない。そうした中で、3階についてはニーズの高まった方向へ考えていってもいいのではないかと。それは、まさしく次の世代のリーダーがしっかり考えていく一つの方針ではないかと思えます。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 町長から次の質問事項にも触れることが出ましたので、ここで質問したいと思えます。

いづなコネクT EAST グラウンド部分ですが、公園としての利用を踏まえ、前にも意見として出たかと思うのですが、グラウンドの芝生化と駐車場整備の計画について、現在どのようなお考えでおられるか、お伺いしたいと思えます。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、お答えいたします。まず、グラウンド部分の関係でございますが、町としては、公園の計画を今検討しているところでございます。今年度、町内4か所における公園整備の実現可能性についてということで検討いたしまして、公園整備の構想図の作成を進めているところでございます。

議員ご指摘のいづなコネクT EAST のグラウンドにつきましては、地域の皆さんの憩いの場所として、さらに町内外から人が集まるような公園整備を検討していきたいと考えているところでございます。

具体的には、まず、第一段階として、いづなコネクT EAST の事業や地域のイベントなど、多目的な利用ができるよう、グラウンド一面を芝生化する構想を持っております。昨年新設した大型遊具と相まって、若いファミリーなどが安心して楽しめるスペースをつくっていきたいと考えております。

一方、いづなコネクT EAST は、テナントの入居が順調に進んでおり、駐車場の慢性的な不

足という課題がございます。現在、地元の区のご理解により、赤東コミュニティー消防センター駐車場を区から借用するなどして、臨時的に対応しているところでございます。今後、さらなる社員やEAST利用者の増を予測しており、駐車場の整備は喫緊の課題だと考えているところでございます。

公園整備構想では、グラウンド内に40から50台程度の駐車場を整備して、駐車場からEAST施設内にベビーカーや車いすでも入りやすいようなバリアフリーの改修も考えているところでございます。

いずれにしても、整備には多額の費用が必要なことから、実施時期については未定で、国庫補助や有利な起債など、財源について研究をしているところでございます。

議員もご存じのとおり、飯綱町の三水地域が一部過疎の対象になる見込みで、これから町は過疎地域持続発展計画というものを策定してまいります。その計画の中に、こういった公園整備の構想についても入れてまいりまして、非常に有利な起債である過疎債、そういったものを使用しながら、具体的な研究を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、いづなコネクトEASTグラウンドの公園整備については、多くの交流を生み、地域のにぎわいを創出できるようなものを、地元の区の皆さんと調整しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 40台から50台の駐車場の計画があるということですがけれども、実際、災害が起きたときには避難所指定でグラウンドも避難所になるのではないかと思います。そういった中で、駐車場を整備することによって、避難所としての機能が損なわれるとか、そういうことの対策はちゃんと考えられておるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 防災という面では、最近では車での避難も、一つの大きな材料というか、方法になりました。場合によっては、駐車場にトイレ的な機能を持たせてやることによって、か

なり密を避けた避難所として大きな存在になると思っております。それは現状の駐車場だけでも、十分避難場所の確保という面では、私はメリットがあると思っております。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 質問趣旨からそれるかとは思いますが、今、企画課長から、公園として4か所構想しておるといってお話がありましたけれども、ほかの3か所についてはどちらになるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。残りの3か所でございますが、1か所目が栄町の牟礼駅前の佐軍神社周辺の箇所、2か所目が旧三水庁舎跡地、3か所目がいいづなコネクトWESTの場所でございます。以上です。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 住民の皆さんからも公園をつかってほしいという要望が多いわけです。そうしますと、EAST、WEST、元小学校を拠点にして、小さな拠点ということでもありましょけれども、そのほかに旧三水庁舎、栄町、牟礼駅近くの公園ということでございます。今後の計画に期待するところ大でありますので、ぜひ話を進めていただければと思います。

次の質問に移ってまいります。旧赤塩保育園の今後の活用についてお伺いしたいと思います。現在は、社会福祉法人 SUN と、地域おこし協力隊の富高隊員による陶芸スタジオのように利用されておりますけれども、当初は耐震の観点から壊すというか、なくすという話もあったわけですが、現在、どのような状況で進んでおるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かい点は課長から申し上げますけれども、私が理想として思っていたことは、今の第二小学校をいろいろな企業誘致、また、今、お菓子を作るような会社も入ってきたり、シールドを作ったり、そこへ勤める皆さんも30人、40人と増えてきてほしい。そして、

そこへいろいろなお客さんが県内外から来て、あそこで楽しんだり買い物をしたり、また、本当にメインであるりんご、米をPRしたいというような拠点になってほしい。

あそこに勤める人にとっても、今、長野市や中野市から通ってお勤めになっていて、ここに住みたいと思っているお客さんや従業員さんもいらっしゃる。飯綱町は全体としてそうですが、そういう人たちに提供する家がないんです。

従って、今の保育園の旧跡地などは、泉が丘と言われているような高台で、災害等々の心配もなく非常に景観的にもいい。そこに町営住宅のようなものを建設していきたい。これは、地元の皆さんともしっかり話し合いをしていかななくてはならないですけども、地域に合った、少し野菜が作れる農園が付いているような住宅、そういうものを建設して、人口増、定着を図っていければと計画として持っていますので、その方向で検討していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 今、町長から定住住宅というお話がございました。確かに、現在コネクトEASTに入居しておられます凸版印刷の社員の方に聞くと、どうも町外から通っておられるということでもあります。そんな中で、やはり地元で定住していただくということは交付税の基礎算定にもつながりますし、誠によろしいのではないかと思います。

さて、以前、赤塩保育所の周りにクライנגルテンをつくったらどうかという提案もしたことがあったと記憶しております。今、ほかの議員からも半農半X等の質問があったりいたします。そんな中で、ただ、定住住宅を造るのではなくて、クライングルテン的な住宅もいいのではないかと考えておりますけれども、町長はどのようにお考えですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 石川議員からそういう提案があったのは記憶しております。私も少し調べました。御代田町に非常にいい例がございました。まさしくクライングルテン、小さなおうちと野菜が作れるようなエリアがちゃんと確保されている。ただし、1年なり2年契約でメンバーチェンジ、変わっていただくというようなシステムでした。そして、その農園なり家の管理

を、一言で言えば、赤東何とか管理組合というようなところで皆さんにやっていただく。そういう皆さんと、入ってくる皆さんとの交流の場もあって、非常にそういう意味では学校の1つの教室などを交流の場として使っていけばいいのではないかと。庭などを夜のバーベキューのような場で使っていけばいいのではないかと。非常にいい都会と地方のコミュニケーションが取れるような一つの例だと思っていました。

建設、家を造るのにかなり費用がかかるという点と、もう一つは、クライנגルテンは四賀村が長野県ではかなり先進地として有名で、私も見に行きましたけれども、一定の年数がたってしまうと一つのブームが去るというニュアンスも今ございます。

従って、私はぜひ定着をしていただけるような、いわゆるオフ、週末なり、夏なり、何々に、少し来て楽しむという利用ではなくて、毎日そこを生活の場として使っていけるようなものであつて土地を利用していきたくと、今はそういうふうを考えております。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） これは赤東地区に限った課題ではないわけですが、今、農家の後継者不足の問題等があります。農水の関連では、そういった人たちに向けて住宅の貸与をしているケースもありますけれども、アパート形式の建築になりますと、なかなか農家をしたいという人の対象とはならないのではないかとと思うのですが、そういった意味合いで考えますと、戸建ての住宅がいいのではないかと思ったりするわけです。町長は、そういった点に関しては、現在どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ケース・バイ・ケースだと思います。例えば、福井団地に若者住宅を建築しましたが、いわゆる集合住宅で15～16世帯、アパートみたいなものを1棟と、戸建てのものを造りました。戸建てになれば、それなりに雪片付けもしてほしい、何もしてほしいと、いろいろなものがあったり、管理というものでは少し手がかかるかもしれません。集合住宅は集合住宅の良さがあると思います。

私も場所などを考えますと、理想的には、泉が丘には戸建てが似合うのではないかなというイメージはございます。投資の費用と回収の考え方のバランスを取って考えていきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 私の中では、まだコネクト EAST 周辺の付帯施設を含めて、計画自体が道半ばかと感じております。過疎新法適用対象地域になったということでもありますので、その使用を含めて、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは続きまして、県道牟礼永江線の道路改良の進捗状況についてお伺ひいたします。この県道ですけれども、旧三水村時代より、地元としては長年の悲願でありました。ここへ来て動きも加速しておるようですけれども、現在の状況について質問したいと思います。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。県道牟礼永江線の道路改良の推進につきましては、まず、現在施工されている箇所は下曾峯付近であります。今後は、山崎方面への工区、最も斑尾川が接近する右岸の工区、同左岸の道路部分の工区、それから、毛見集落の入口付近の工区の4工区を工事实施予定としております。県は、現在予定されている箇所について、令和5年度の完成を目指しております。

また、議員から質問のありました地域から長年ご要望いただいております新柳沢橋付近から中野市方面につきましては、ようやく地形図、現地調査に基づいた概略設計が着手されました。引き続き詳細な計画策定が行われ、いずれ、ルート等の計画案が示されることと思えます。

町としましては、主要交通網の起点から町へのアクセスの強化は、町、ならびに地域の活性化には欠かせないものであり、重要であると考えておりますことから、町の東の玄関口として需要が高まる県道牟礼永江線の改良を、これからも引き続き、特に新柳沢橋先線を重点的に県

へ要望し、早期完了の実現を目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） ここへ来て着々と工事も進んでおるようでありますので、安心したところ
であります。今回、議会のモニターアンケートの意見の中に、支障木が交通障害になっている
という意見も出ておりました。

確かに、柳沢橋以北はカーブも多いですし、狭いところも多く、大型車同士の交差ができな
い箇所も多数ございます。そんな中で、工事が完了するまでの間、県道の管理は県が行うのが
当然なのでしょうけれども、町として、普段パトロールされるかと思うのですが、どのような
対応でされていくのでしょうか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。道路パトロールは維持管理として、毎日では
ございませんが行っております。支障木の関係も、住民の方からの電話等で連絡があったりし
ますが、なるべく緊急的なものは私たち職員が処理しますし、もちろん県にもつなげておりま
すが、なかなか進まない部分もあります。緊急的なものは、早速にやって処理をしていきたく
と考えております。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 冬季は除雪の関係もありますので道幅も余計狭くなりますし、これから雪
解けが終わって、今度は穴が開いている箇所が多く見受けられると思うのですが、それは県道
牟礼永江線に限った話ではございません。春先の道路の仮設工事についてお伺いしたいと思
います。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。雪の終わった時期から既に路面の損傷が見ら
れます。町道は、簡単なものでありましたら職員の維持工事で行いますし、大きなものはパッ

チング、オーバーレイ等、早急に仕上げてまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 石川議員。

○7番（石川信雄） 損害賠償請求につながらないように、ぜひご尽力いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 石川信雄議員、ご苦労さまでした。

ただいまより休憩に入りたいと思います。再開は9時50分からにしたいと思います。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時50分

◇ 清 水 満

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号10番、清水満議員を指名いたします。清水満議員。

なお、清水満議員から演壇における資料等の提示許可願が提出されましたので、議長はこれを許可しました。

○10番（清水満） マスクを外させていただきます。10番、清水満でございます。通告に従いまして、町政に対する一般質問をいたします。

町の浄水場並びに水道管の老朽化対策についてお伺いいたします。この水道事業等につきましては、旧三水村の長年の懸案事項でございました。合併当初も2つの大きな課題がありましたが、1つはスキー場問題。これは立派に今、町長や担当の皆さんによりまして、いい方向に動いておるのではないかと考えております。水道関係につきましては、これから少し質問と提案をさせていただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

また、資料の中身等につきましては、担当課長や係長とも何回か電話、また直接お会いをいたしまして打ち合わせ等もさせていただいております。中身等につきましては、大体把握をしていただいておりますというふうに理解をしておりますけれども、最終の町長の判断をお願いした

いと思います。

また、初日の峯村町長のあいさつの中で、これはやっていきたいということも言われておりますので、私の考えの中では、やっていただけるということになると、もうそれ以上のことはないわけですが、再度、一部細かい点について、質問と提案をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、水道施設整備計画の策定についてでございます。併し15年が経過しましたが、合併協議会で水道施設整備計画等を策定し、各施設の整備、現在の給水区域の見直しを行い、効率的な事業運営と適正な料金設定を行うとあるが、この状況を町長はどうお考えか、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。まず、行政というのは取組みが非常に遅くて、ややもすると皆さんはじれたいと思うところがあると思います。しかし、一度スタートしたものは、私は今までの歴史の中で、ちゃんとやり遂げているというのが大きな特徴であると。基金条例まで制定をして着手をしたいということは、これは途中で投げ出すということはないということはまず、報告を申し上げたいと存じます。

まず、お尋ねの水道の基本計画ですが、この一番大きな問題は、水道会計を2つ持って、牟礼水道、三水水道の両会計でやってきたという点です。料金だけは統一をさせていただきましたけれども、もちろん水道の水も違います。そういう状況から、住民の皆さんのご理解をいただく中で、水道会計は一本化するとともに、両方の水道を供給できるような計画、準備体制を整えたいということでございます。

個々においては、三水地区については浄水場を中心にした改良計画等々が必要だろうし、また飯綱牟礼地区にしてみれば、配水管の老朽化が著しいというところが結構ございます。そういう点を重点に整備計画を立てていくと、このような順序になるかと思います。これは、令和3年度の来年度予算に一般会計から繰り出しをして計画を作るようにしているところでござい

ます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 再質問でございます。私は、町の大きな課題といたしまして、1つは人口の減少と、もう一つは、インフラの整備だと思っております。その中でも、一番に水道施設等の改修と思います。

水道施設は人目に付かない施設であり、確認が非常に難しいというものがございますけれども、先ほども町長から話がありましたように、確実に老朽化が進んでおります。それは、昨年9月の定例会で代表監査委員からも指摘されました、水道水の有収率が61.1%と非常に悪い。また、耐用年数を超えた施設もあります。

初日の町長のあいさつで、また今もありましたけれども、浄水場の運用開始を令和8年を目指して行うと言われております。私は、水道管の耐震化計画も含めて、一年でも早く計画を策定し、建設する必要があるのではないかと考えております。再度でございますけれども、こういう状況の中で、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 当然のことですが、いわゆる配水管等々、また配水池、深井戸の水源の確保を含めて、全体の整備計画を作る予定にしております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） それでは、2点目に移らせていただきたいと思います。危機管理への対応の徹底についてでございます。

施設の老朽化により事故が発生しやすい状況の中、水道施設等が適切に改修されているか。災害時でも飲料水を供給できる体制が備わっているか。水道施設等の安全性を数値で示すもの、また老朽化対策に関する指標、災害に対する指標が必要と思うが、そういう整理がされているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。施設の老朽化による事故が発生しないように、水道施設が適正に改修されているかという点でございます。各浄水場に関しては、随時、機械装置等の定期点検を実施しております。点検の結果から、故障する前の予防的な修繕、量販されていない交換部品、材料の備蓄も行っておるところでございます。

管路施設に関してですが、事故発生時の緊急的な対応と、老朽管は強度の弱い石綿管を中心に敷設替えを実施しておりますが、全ての敷設替えには至っていないのが現状でございます。

災害時でも水を供給できる体制が備わっているかという点でございますが、大規模な地震災害の発生時に、万全な体制が整っているとは言えない現状であります。漏水事故等の断水時には、非常用の大型タンクでの配水は可能ですが、災害時に被災する箇所が広範囲となった場合は、供給が難しくなります。三水地区の浄水場は耐震化がされておらず、どちらも被災した場合には、地区的に供給が停止することも考えられます。

水道施設の安全性を数値で示すもの、また老朽化対策に関する指標や災害対策に関する指標が整理されているかという点でございます。施設の安全性や老朽化を示す数値ではありませんが、固定資産の法定耐用年数を指標としております。ただし、必ずしも年数経過後に交換をしなければならないというものではありませんし、現在は材料費が高めですが、耐用年数が長い、耐震性のある管種で設計をし、敷設替えをしているところでございます。

また、災害対策に関しましても、指標となるものはありませんが、施設が被災した場合には水質の維持が特に必要であります。災害時、優先的に緊急の水質検査が可能な協定を、検査先と締結をしておるのが現状でございます。以上です。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） これは少し人事に関するところでございますので、町長にお願いをしたいと思います。私が日本水道協会の資料を見たところ、水道に関わる職員の数というのがありました。これは、人口1万5,000人以下は大体平均して4人体制でやっております。飯綱町の関係は3人だと思っておりますけれども、これから大きな事業をするということの中では、私は3人で

は大変ではないかと思っております。できれば充実させて、1人ぐらい増やしてでもしっかりやっただくように配慮願いたいと思っておりますが、町長のご意見を願いたいと思っております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そのために少しずつ準備をしていかなければと思っております。整備計画を作る段階程度でしたら、今のスタッフ体制でも何とか頑張れるかなという思いはございますけれども、役場庁舎を造るにも総務課に1人増員しているのはご存じだと思います。10億、15億の事業を3、4年の間に展開をすることになりますと、やはりご指摘のようなスタッフの補強みたいなものやっていってあげないと、現場は大変だろうという思いはしております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 次の項目に移らせていただきたいと思っております。3点目でございますけれども、水道水の安全性についてお伺いしたいと思っております。

住民の皆さんから、水道水が濁っている、おいしくない、安全か心配という声が聞こえます。よって、私は水を買っていますという方がおります。これがどうも年々増えておるようでございます。いろいろな統計も見ますと、飯綱町だけではなくて日本全国でございますけれども、かなりの量が買われております。そういう内容でございます。

三水浄水場は、鳥居川の表流水を浄化し、飲料水としております。鳥居川の水が汚染されると、浄水過程にいろいろな影響を及ぼします。私は、経済成長期以降の鳥居川の水は工場排水、農業排水、生活雑排水等で水質が良いとは思っておりません。

また、浄化方式は急速ろ過方式で、浮遊物を凝集剤で沈殿させて、そのところへ塩素を入れて殺菌するという方式でございます。この塩素の殺菌方法は、直接塩素は人体に影響はありませんけれども、使うことによって人体にもいろいろな反応が出まして、影響するといわれております。安全に対するこれらの認識等について、町長はどのようなお考えか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かい技術的なことは課長から申し上げますけれども、少なくとも水道水として供給をしている限りは、安全性に欠けている水をお配りしているということを私は答弁できるわけありません。それはもう確信を持って安全ですということは言えるのですが、ただ、議員ご指摘のとおり、実はあるとき、議員にサンプルの水をペットボトルに入れてお持ちいただきました。その水は茶色く少し濁り、下には沈殿物が溜まっておりました。およそ水道水から取った水が、そのような事態で出てきているということは、安全性は担保していても、あまりにも飲料水としては適していないと非常にショックを受けました。そのような意味でも、今の水源の問題、どこに水源を求めるか。そして、処理方法、急速がいいのか、膜を使ったものと近代的なスタイルの処理がいいのか。そして、その沈殿物は配水管の中から出てきてたまったのか。

いずれにしても、本当に水豊かな三水地区の毎日使う飲料水が濁っているというのでは、本当に申し訳ないようなお話だと思っています。安全性は、塩素がどうで、何がどうだということは課長から申し上げますけれども、ご指摘の趣旨は十分受け継いで対応をしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 大体分かりました。それでは再質問で、今の峯村町長から言われたようなことも、もう一度繰り返しになるかもしれませんが、水道水の水質検査、安全項目 51 項目がありますけれども、飯綱浄水場、三水浄水場共に、その安全基準数値はクリアをしていることは承知しております。

三水浄水場の飲料水の数値は、飯綱浄水場と比較して安全度が低い、三水のほうが悪いということでございます。それは、三水浄水場は鳥居川の表流水を取っておるということが一つ。また、飯綱浄水場の原水は伏流水と深井戸であるということが、大きく左右しているのではないかと私は思っております。

三水浄水場の水道水の中に、安全基準はクリアされておりますが、アルミニウムが原水より数値が高い。元のやつより、浄水場を通ったときにアルミニウムは高いという数字も出ております。このアルミニウムが高いとどういう影響があるかという、痴呆症、アルツハイマー病に関連されておるといものもございませす。また、発がん性や突然変異を起こすトリハロメタンは、三水浄水場の数値は一定して高いといものもございませす。これは、現在使っている急速ろ過方式では、こういうものが除去されないうし、かえって塩素によってトリハロメタンが増えるといものを少し調べてみませす。そういうことがございませすので、この方式はこれから考えていただきたいと思っております。

鳥居川の水質の悪さと耐用年数を越えた三水浄水場の機能が十分果たされているか、非常に心配でございませす。再度、大変恐縮ですが、町長に一言お願いしたいと思ひませす。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当にいいデータをお話しいただいてありがとうございます。私も正直言ってそこまで深いデータ分析はしておりませすでした。今、土橋に新たな水源といこともお話し申し上げませすましたが、それも令和3年度に予算計上をしてございませす。鳥居川の現状の表流水を主たる水源として利用することになれば、ろ過方式は、恐らく東京都や、昨日も日経新聞に燕市と弥彦村が共同で250億円をかけて浄水場を造ると書いてありませすけれども、そこも同じ膜を使った処理をすると書いてございませす。たぶん、現場もそういう方式のことを希望しているのだろうと推察してございませす。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） それでは4点目に移らせていただきたいと思ひませす。水道施設並びに水道管の老朽化について、同じようなことを言って大変恐縮でございませすけれども、お聞きいただければありがたいと思ひませす。

飯綱浄水場は、昭和37年2月16日に認可された古いもの、今は使っておりませすけれども、それが老朽化し、平成15年3月に現在の浄水場をその隣に造ったといことございませす。牟

礼地区の水道管は、昭和 37 年当初の古いときからの水道管が使われておるのだと私は理解をしております。すると、耐用年数が 40 年に対して、60 年を経過しているということになるわけでございます。

三水浄水場は、昭和 47 年 7 月に設置。浄水場の稼働年数は本年で 50 年、水道管も 50 年ということになるかと思っております。さらに鳥居川の水質の悪化で、安全な飲料水が作られているかが私は心配でしたが、これは先ほどお答えいただきましたのでそういうことでございます。

昨年の 11 月に、三水地区の正副区長さんと議員との懇談会を実施いたしました。初めてでございますけれども、浄水場を視察させていただきました。ほとんどの方が初めてという方でございますけれども、懇談の中で、早期に改修してほしいというつぶやきもありました。三水地区の区長さん方からの浄水場等の改修について、早期に改修を要望していただく予定でございましたけれども、今年はちょうど改選期ということでなかなかできませんでしたので、私と同僚議員の 2 人で 12 月中ごろに町長にお会いいたしまして、要請をした経過がございます。少し区長さん方もこういうふうにお考えしておりますので、もし何か感想なりご意見がありましたら、一言お伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 短めの答えにしたいと思います。今日は赤東の永野区長がお見えでございますが、区の総会にお呼ばれをして、区長のごあいさつで、浄水場を視察したけれども大変な浄水場だなど、決して褒められるものではないというごあいさつをいただきました。そのときに痛切に、やはり対応しなければいけない大きな事項だと感じて帰ってきました。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10 番（清水満） それでは 5 点目に移らせていただきたいと思います。浄水場の改修についてでございます。

これまでの水道施設は、将来の最大値に向けて整理されてきましたが、近年、日本はもとよ

り、飯綱町の人口も減少に転じ、水需要の伸びは見込めません。水道施設の更新を進めるに当たっては、従来の維持拡大路線から脱却し、さらには、公益事業者との連携による再構築が、私は必要ではないかと思っております。

また、改修に当たって、従来の処理方式は大変心配に思っておりますので、新しい方式に替えてほしいということがございます。これは先ほどお答えをいただきましたので、公益事業者との連携、再構築についてどのようなお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど新潟県の例を申し上げましたけれども、広域的な、いわゆる他の行政団体との共同利用等々でございますけれども、隣の長野市、そして信濃町辺りが、私どもとしては相手になる自治体だと思っております。先般申し上げましたとおり、浄水場まで共同のものにして水道の供給を受けるという広域的な連携は、時間もかかるし、非常に難しいだろうと。ただし、原水を頂くとか、場合によってはどこかの配水池から一部引水をして分けてもらうとか、そういうような連携というものは十分可能だと思っております。これもこれからの時代、やはりいろいろな面で検討していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 再質問でご提案をさせていただきたいと思っております。2点ほどございます。

まず1点は、町内はもとより、近隣市町村も人口が減少しております。水余り減少が起きておるとことでございます。町内には2つの浄水場と、町内の敷地にほかの市、町の井戸がございます。私どももその近くにありますが、私どもの水はあまり良くないのですが、その他の市と町のは非常に良いということがございます。それらの広域による安価で安全な飲料水の確保ができないかということ、1点お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的には土橋の水源のことをおっしゃっているのだろうと推察をいたし

ますけれども、実は、協議はしております。ただし、それならまだペットボトルの水を買ったほうが安いかなというような、なかなか折り合いがつかないという点がございます。

私は原水として頂いて、うちの浄水場で処理をしてやるようなスタイルで水を分けてもらえないかと。それは困る。それよりも、もう飲める水をお宅へ供給するならできると。では、本来の信濃町や中野市の人と同じ料金で分けてあげるということになれば、これはまた収支という面ではなかなか難しいという現状でございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 軒を貸して母屋が取られそうな感じの部分もございますので、ぜひ頑張って安く安全な水を供給できるようにお願いをしたいと思います。

2点目でございます。これもいろいろ調べてみましたけれども、東京の水道水がミネラルウォーターを越すというような状況になっております。「東京水飲み比べキャンペーン」というのをやりました。これは2017年に3万618人からアンケートを取り、水道の水がおいしい、どちらもおいしい、ミネラルウォーターがおいしいという3択でやったところ、水道水が39.1%、ミネラルウォーターが40.0%、どちらもおいしかったというのが19.8%で、これは、水道水とどちらも入れると約60%という数字になります。これは東京都が21年かけまして、これからまた申し上げます新しい処理方式を構築しました。利根川周辺に5つ造ってあります。

その処理方法の関係につきましては、今日お配りしました資料の一番裏の一番下のところでございます。これを見ていただければ分かりますので、もう細かいことは申し上げません。その点々の枠の中が多少違う。飯綱町はここへ塩素を入れて消毒をしておるということだけでございます。向こうはオゾン処理をしておるということで、臭いもない、しっかり殺菌もされておるという方式のものでございますので、また見ていただきたいと思っております。

町長もいろいろ検討するという事で大変恐縮でございますけれども、再度、この東京方式、高度浄水処理施設を考えていただきたいと思いますが、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 東京都は、利根川とか、正直言って私どもの鳥居川よりももっといろいろ心配な表流水を使っているの、これはまさしく膜ろ過方式による浄水をやっておられるとっております。たぶん表流水を鳥居川河川等に求める場合は、そのような方法がベターではないかと強く思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 6点目でございますけれども、水道管の修理について書いてございます。少し資料を見ていただきたいと思っておりますけれども、飯綱町の管路の総延長でございます。1番のところで、239キロ409メートル、東京に行くぐらいの距離があるということでございます。

その下には2番目、これは1年でと思ったのですが、6年間の平均を出してございます。平成27年から令和2年度まで、2年度はまだ数字は固定していませんと言われましたけれども、ほぼ動かないでしょうということでございました。6年間で、取扱金額が2億6,400万円余を使っております。これを1年間に平均いたしますと、4,400万円ほどという数字でございます。

その下が石綿管の関係で、旧牟礼と三水の1,350メートルと書いてございます。それから、40年を超えた管路等につきましては、39キロ227メートルでございます。

それと有収率は、上が牟礼で平成27年からのものを出してございます。27年には74.3%でございます。これは順調と言うと少し言い方が悪いのですが、右肩下がりです。61.1%。農業をやっている人が、秋になってお金をかけたりんごをトラックに100ケース積んできた。ところが、共撰所へ持って行く前に40ケースばかりどこかへ振りまいてしまったというような意味になろうかと思っております。

ぜひ、石綿管から早く替えて、このロス率の全国平均が、市が91%で、町村が89.幾つだったと思っております。それよりかなり低いということでございますので、水道管をぜひ直していただくようお願いしたいと思います。これはいいですか。それでは少し町長。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 老朽管の対策は本当に急務で、牟礼地区の4割が全部漏水しないとなれば、

三水地区の1年分の水道を供給できる量でございます。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） それでは、次に8点目でございます。改修費用の財政の見通しについてでございます。これも、裏のページの基本、この数字を当てはめて私が作り上げたものでございます。これは一部を変えると、本当にすごく変わってくる。高いほうで合わせると1年に10億円ぐらいの金額になっております。低いほうで行くと3億円から4億円ぐらいの金額になります。

それを変えるのは、(2)の固定資産の取得、これは一番後ろの敷設のところ、1メートル当たり12万1,673円というふうに書いてありますけれども、その下に参考資料としてアセットマネジメントから引用したものを載せてあります。こういう金額で、これをざっと平均すると6万円から7万円ぐらいの数字になります。私は12万円で計算してありますので、こちらでやると、この半分ぐらいになるのかなと思っております。

計算方式はいちいち申し上げませんが、単独で作りましたものですので、水道課長にまた見ていただいて、たぶん間違っていないと思うのですが、もし間違っているところがあったらご指摘いただければよいと思います。

(4)のところは管の延長、それから平成27年から令和2年度までの直した距離362メートル50センチ。それから③のところには、今のペースで最終完了年度を計算したところ、239キロメートル余でございますので、それを1年に362メートルずつやっていたら、660年ぐらいかかってしまいますという計算であります。日本水道協会の資料で行くと、130年ぐらいはかかるという数字も出ております。うちもこれでかなりやっていると、600年なんていうふうにできるわけがないと思っておりますが、こういう数字でございます。

それから、老朽管の更新費用については、数字はいちいち申し上げませんが、私の多いほうの試算でいきますと、1年当たり7億3,000万円余かかる。そこから1年かかって4,400万円を引くと、6億8,000万円余が上乗せになりますよという計算でございます。計算してあるかは分かりませんが、たぶん町はもっと低いのではないかと思っております。

私は、これは飯綱町だけではないと思っておりますけれども、低めにやって最後に追加とい

うのが非常に多い。学校も当初は 17 億円で、最終的には 30 億円近く。庁舎も、私の認識だと 10 億円前後と町長が言われたような記憶ではありますが、最終的には 15 億円近くかかるということでございます。企業は絶対にこういうことはない。多めに取っておいて低くやる。立派にやったと言われます。こういうのは、少し多めにやったほうがいいのではないかと考えております。

数字はともかく、町長のお考えだけ少しお聞かせ願えれば。時間もありませんので、お願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。これは非常に大切なお話でございます。今、管路の改修が、一つの試算ですけれども、年額 7 億円必要で 40 年、毎年 7 億円ずつ管路だけでという仮の計算でありますけれども、今年はコロナで 1 人に 10 万円ずつ申し上げた金額が 10 億円です。だから、40 年間 1 人に 7 万円ずつ配っていかなければ管路が維持できないという計算になってしまうと、水道事業そのものをやめるか、どうするか考えなくてはならないと私は思っています。

水道事業と下水道事業は、水道料金によって下水料を決めているのは皆さんもご存じだと思います。一緒に飛んでいっているのです。下水はまだ供用を開始して 20 年足らずです。この金額を先ほど試算をさせました。管路も含めて約 150 億円の投資をしてきて、今の下水ができております。水道の管路のほうがもっと長いですから、私は例えば 170 億ぐらいかかったとして、それをやはり 50 年、55 年、60 年の耐用年数で、今のアセットマネジメントでは 50～60 年の単位で見えておりますけれども、何とか 1 年の減価償却に当たるものが 3 億円台ぐらいの設備投資に抑えていかないと、水道事業自体どうにもならない。

これをどうやって償還というか、工面していくか。水道料自体は、牟礼地区は 1 億 3,000 万円、三水地区は 7,000 万円で、2 億円しか上がってこないですから、2 億円でもちろん 7 億円を出していけるわけがないし、2 億円で 3 億 5,000 万円程度のいわゆる減価償却をどう工面し

ていくか。従って、一般会計からいろいろな支援が出てくるだろうというのと、過疎債を使うことによって、設備投資の100億円のうち、70億円は国で面倒を見てくれるということになれば、財政的にはいろいろなケースが出てくるだろうなど。そこら辺を十分計算をさせて、これは議会にその都度、このような状況の試算が出たと、これはあまり独り歩きしないような方法で皆さんと協議をしていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○10番（清水満） 最後に1点ほど残ってしまいましたけれども、リスクコミュニケーションを、ぜひ町民の皆さんにも知らせていただくようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 清水議員、ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩に入りたいと思います。再開は、10時45分をお願いします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位8番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

○12番（渡邊千賀雄） 議席12番、渡邊千賀雄です。通告に従いまして、順次質問いたします。

最初に、新年度の予算編成についてお伺いいたします。町長は、今任期が最後に当たる予算編成に取り組まれた。そういう中で、われわれ当町議員団としても、予算並びに施策の要望も行ってきました。また、コロナ対応も求められております。そこで、新年度における予算編成方針等、重点施策を最初にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。初日のごあいさつの中で、かなりその点について

は強く触れたという意識がございますので、ここでは一通り簡単に申し上げます。庁舎の建設は、これで仕上がりでございますので、引き続きしっかり完成をさせたいという関係の費用。そしてコロナ対策においては、これから国の補正が出たものを、また、新年度の中で補正予算を組んで対応していきたいと思っています。例年以上に支援をしたのは、ご存じだと思いますが、飯綱病院への経営の健全化を図る意味で、去年は3億7,000万円計上いたしましたけれども、今年はプラス5,000万円を計上しております。また、議員から大変提案のありました難聴者に対する補聴器の支援。また、各課の課長からいろいろ福祉の面でも、細かく申し上げませんが、だいぶ支援の幅を広げたりしてございます。農業関係については、議員と非常に思いが同じ点多々あるのですが、飯綱町の場合、収入ばかりではなくて健康とか、健全な家族の成り立ちといいですか、そういう意味でも、家族経営の農業に対する支援ということで、思い切って今年はビニールハウスの支援を新しく設定いたしました。40万円ぐらいかけると、ちゃんとしたある程度のハウスが建築されるので、その半分を補助しようというものです。補助率といい、補助額といい、決して小さいものではございません。しかも一応、当初予算として10棟予定をしております。ぜひ、取り組んでいただいて、本当に10年後には100棟のハウスで、それぞれ、イタリアン野菜もあるだろうし、何野菜もあるだろうし、そしてそこに有機農業を絡めて、飯綱町の学校給食は有機野菜で全部賄っている。あの直売所には有機野菜コーナーがあって、通年で非常にいい野菜が提供されている。こういう産地づくりにもつなげて、農家収入の増額を図っていききたい。併せて、農業にいろいろ投資してきているのですが、住民税なりそういう形で、ぜひ税収のアップにも貢献していただくような農家がどんどん出てきてほしいというふうに思っているところでございます。

全体の財政規模としてはもう80億円を超えて、令和2年度の決算は110億円に迫ろうというような決算になると思いますけれども、令和3年度予算は、本来の形に持つていくためにある程度縮小をかけて、ごあいさつで申し上げましたけれども、大体近隣町村と同程度の額になるような70億円の前半ぐらいの予算規模に落ち着けていくような、そういう準備の年にもしてございます。方針としては、以上の点でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 既に表明された中にもありましたが、旧三水村地域が過疎法に基づく過疎地域に指定され、これは町民の皆さんもご存じのように、マスコミでも報道されました。町民にとっても、ある程度ショッキング的なことではあります。私は逆手に取って、地域の発展と充実を進めて、飯綱町らしさ、そして飯綱町ならではの施策を進めていくことで、チャンスに変えることができると思います。それで、落ち着いて住みやすく、そして働く職場へ通いやすいというようなまちづくりを進めていくのも考え方ではないかと思います。その点について、過疎法をいかに有効に使っていくかということが求められると思うのですが、その辺についての町長の考え方をお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は、国から電話で予定だというような話を聞きましたけれども、私は逆に、まさに神は助けの手を伸ばしてくれたと思いました。

いわゆる過疎の指定を受けようが、受けまいが、住民の生活には何ら影響するものではなくて、むしろ補助金がだいぶ増えました。今や過疎債の適用は、物を造ったり、そういう投資的な経費ばかりではなくて、子どもたちの定期の補助にまで使える。過疎債がソフト事業にまで使えるように使用の枠が広がっています。まさしくこれは合併特例債が底をついてきた今、天は本当に助けてくれたというふうにつくづく思います。逆手に取るどころか、最高のチャンスが来たというぐらいに思って、もう 10 年後の旧三水地域はもっと素晴らしい町になると確信しております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） それでは、各課における重点施策と方針をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 一課ずつですか。

○12 番（渡邊千賀雄） そうですね。重点的な要点をお願いします。

○議長（大川憲明） それでは総務課長からずっとやっていってください。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。総務課としましては、引き続き役場庁舎建設事業を重点事業としまして、令和3年度の完了を目指していくということで、来年度は5億円ほど計上させていただいております。

また、ふるさと納税事業につきましては、お礼の品の品質管理の徹底を図りまして、寄付額の維持、増額に努めてまいりたいということで、2億5,000万円計上させていただいております。

また、防災・減災の取組では、国土強靱化地域計画、強靱な地域をつくり上げるためのプランということで、これを来年度300万円ほどかけて計画を策定する予定でございます。防災・減災の一層の強化の取組を考えているところでございます。

○議長（大川憲明） 引き続き、企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 企画課でございます。まず、来年度は重要な計画の策定がございます。

1つ目は、第2期飯綱町総合戦略を包含した第2次飯綱町総合計画後期計画の策定でございます。2つ目は、先ほど過疎のお話もございましたが、飯綱町過疎地域持続的発展計画の策定でございます。これらの計画につきましては、SDGs及びソサエティ5.0の推進についても盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

2つ目は人口増についてでございます。現在、人口減少対策プロジェクトチームにより、飯綱町人口増推進計画を策定中でございます。計画に基づきまして、住環境の整備、移住支援策の拡充、移住情報の発信、移住相談、結婚及び子どもを産み育てやすい環境づくりなどを進めて、人口減少を抑制して、持続可能なまちづくりを目指していきたいと考えております。

3点目でございますが、いづなコネクトを拠点に、企業誘致、創業支援、健康づくり、都市交流などを進めております。特に、4年続けて実施をいたしました事業チャレンジについては、これまでのチャレンジ参加者の移住定住が進んでおります。また、新たなコミュニティが形成され、人口増や関係人口の増につながっているところでございます。人口増はもちろん

重要でございますが、移住者の数だけを求めるだけではなくて、本町のまちづくりに共感する人、地域に貢献できる人を増やす施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 続いて、高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 教育委員会の関係でございます。子育て支援の拠点、子育て世代支援施設の運営が始まりますので、子育て支援センター事業、ワークセンター事業、一部母子保健事業の充実を図ってまいります。また、子育て応援祝金の誕生祝金の拡充を図り、一律、1子20万円の支給を行ってまいります。

学校関係では、本年度に1人1台端末の整備と高速通信ネットワークの整備が完了しましたので、学習ソフトの整備や教職員のスキルアップを図り、これらの活用を図ってまいります。

また、生涯学習関係では、歴史ふれあい館におきまして、例年どおり特別展を開催する予定でありますが、その特別展をふれあい館の展示物のリニューアルに生かす工夫を行いまして、5年をかけ館内展示物等のリニューアルを図っていく計画を立てております。来年度はそのスタートの年にしたいと考えております。

○議長（大川憲明） 引き続きまして、永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇〕

○税務会計課長（永野光昭） 税務会計課です。町税の賦課については適正かつ公平な課税業務を行うことでございます。

収納関係については、新規滞納者の発生防止と、徴収困難者に対し、長野県地方税滞納整理機構と連携し、滞納処分取組に努め、収納率向上を図ってまいります。

会計については、適正な公金管理に努めてまいります。

○議長（大川憲明） 引き続き、梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 住民環境課の関係でございます。役場庁舎も新しくなったというようなことから、窓口が利用しやすいような環境整備に努めてまいりたいと思っております。

マイナンバーの交付の関係ですが、お勤めの方等で、どうしても昼間に取りに来られない方が結構いらっしゃるという話を聞きましたので、2月からやっているのですが、今のところ月に一度、夜間8時まで、マイナンバーの関係だけですが窓口を受け取りに来られるようにということ始めております。

国保年金係の関係ですが、国保とか各種の保険制度は難解な点が多々ありますので、分かりやすい説明とか、その対応に努めてまいる所存でございます。

生活環境係は、これはもうずっと言っている話ですが、可燃ごみの減量化を進めております。生ごみの処理容器等、補助制度の周知についても、引き続き努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 保健福祉課です。保健福祉課としましては、まず、重層的支援体制の整備を予定しております。今までの高齢者、障がい者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、属性ごとに区切られた支援体制では対応が困難であった複合課題のはざまのニーズの対応としまして、総合相談の窓口を設けまして、支援を強化していきたいと考えております。

また、もう一つとしましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございます。こちらは生活習慣病対策、フレイル対策としての保健事業と介護予防を制度ごとに実施してきたものが法改正されたことから、一体的な実施としまして、壮年期世代から連続した健康管理や、さらに年齢を重ねて疾病が重症化したり、要介護状態になった場合の介護保険の接続など、地域包括ケアと連動して一体的に取り組んでいきたいという形でございます。

また、今回策定しました第4期地域福祉計画及び第8期の介護保険事業計画による事業の推進を図ってまいります。

また、今回の予算には計上されておませんが、これから専決の案件とお願いする予算でございますが、新型コロナウイルスワクチンの予防接種、これが一番大きな課題として捉えております。

また、昨年、コロナ禍において実施できませんでした特定健診及び集団健診の実施もスムーズにできますよう、計画しているところでございます。

○議長（大川憲明） 引き続き、平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 産業観光課の関係でございます。農業振興費では、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、小規模農業ハウス施設の設置補助金を創設し、農業経営の付加価値化に対する支援策のため 200 万円を計上し、併せて、小規模農家等を対象とする持続可能な農業経営に向けた減農薬、有機栽培等の指導、栽培支援の取組を通じ、収益が見込めるような支援、育成を図っていきます。また、地域おこし協力隊や集落支援員の制度の活用をさらに拡充し、農業振興活動、特産品開発、果樹振興、りんご学校運営の支援などのため、3,256 万 4,000 円を計上し、さらに推進するとともに、先月から試行的に稼働しております飯綱町三本松農産物加工施設でのジュース、ドライフルーツ、コンポートなどの加工品の品質の安定化や、生産コスト把握による受託料の設定を行い、新年度早期に農家からの受託が開始できるよう進めていきたいと考えています。加えて、新たな地方創生推進交付金を活用し、農産業活性化と持続可能な農産業基盤の確立を目指し、マーケティング戦略の構築、販売力強化、加工事業推進、地産地消に向けた多角的な事業を展開し、稼ぐ力の強化と、農産業全体の底上げを推進するため、7,477 万 4,000 円を計上しています。

商工振興費では、令和 2 年度にコロナ対策により、地方創生臨時交付金で飲食店応援チケットや商品券配布事業を追加で実施したため、令和 3 年度も今年度同様に住宅リフォーム支援事業を実施するための補助金として 500 万円を含め、商工振興対策事業として 2,434 万 1,000 円を計上しております。

農地費関係では、県営事業については農道整備事業の北信五岳道路が最終年度を迎えます。防災・減災事業の川上高坂地区も同様に最終年度を迎えております。令和 2 年度に新規採択を受けた防災・減災事業三水地区では、令和 8 年度までの全体事業費 2 億 8,000 万円で採択を受けております。かんがい排水事業芋川地区では、全体事業費 5 億 5,800 万円で事業を現在実施

しております。4地区を合わせました総事業費2億4,600万円の町負担金5,846万円を計上しています。団体営事業につきましては、継続事業である農地耕作条件改善事業古町北堰地区の水路改修工事、事業費880万円を含め、維持管理適正化事業の新規地区として、倉井普光寺用水管理道路の改修工事を令和7年度に実施する予定で採択をされ、令和3年度からその積み立てを開始することになりました。200万円ほどを5年間積み立てていく予定で、それらの費用を含め1,287万円を計上し、農業施設等の整備により、維持管理労力の軽減を図ってまいります。

○議長（大川憲明） 最後になりますけれども、土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。建設水道課ですが、建設関係では橋梁の修繕事業と東黒川原田地区の若者住宅建設であります。

本年度から橋梁の修繕工事を実施しているところですが、鳥居新橋の2期工事分、平出もどり橋の修繕工事、また橋梁法定点検の2巡目の実施を予定しております。

東黒川地区の若者住宅建設は、今年度まで3棟6戸を建設し、来年度は2棟4戸を継続して建設をするところです。人口増対策として、特に子育て世帯の移住定住の促進は重要かつ効果的であり、問い合わせや入居希望も多くいただいているところであります。

上水道関係では、給水有収率の回復と新たな水源の確保であります。牟礼地区の有収率の低下に伴う対応としまして、老朽管の存在する地域を限定して敷設替えの実施をする予定であります。三水地区では、課題の水源確保に向けて土橋水源付近でのさく井、深井戸掘削工事を実施し、今後の三水地区の浄水、配水の在り方を検討していきたいと考えております。また、2地区を統合した飯綱町水道事業計画を策定してまいります。

下水道関係でございますが、実地に向けた下水道事業の統廃合計画の策定であります。牟礼地区に続き、三水地区の処理区の現実的な農業集落排水事業の統合に向けた統廃合計画の変更、認可申請を実施していくところです。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 今、それぞれ各課長から、来年度の予算編成等、実施計画についていろいろと述べられました。庁舎建設の問題も触れられまして、庁舎が出来上がりまして、また 8 月にはさらに第 2 庁舎も出来上がり、一体化して、さらに住民サービスが向上するのではないかと思うわけであります。

そういう点で、今日述べられた課長を含めて、有言実行で、大いに町民の期待に応えて、新年度に取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業支援策についてお伺いいたします。町の基幹産業と位置付けております町農業を支えるために、12 月議会での質問に対して、町長は、家族農業である小規模農家に対しての支援を考えて発表するといったことが表明されておりました。これは先ほども触れられ、また町長の開会当日のあいさつでもありましたが、改めてこの検討結果の支援策をお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。先ほども答弁で申し上げさせていただきましたが、小規模農家等への新たな支援策として、新年度から小規模農業ハウス施設の設置に対する補助金の創設を予定しております。補助率は 2 分の 1、上限 20 万円、予定棟数は 10 棟でございます。これは、農産物の通年出荷や出荷時期の調整による付加価値化を図ることを目的に、補助対象者に制限は設けず、実施したいと考えております。

また、信州大学の教授を講師に迎え、小規模農家等を対象に、持続可能な農業経営に向けた減農薬、有機栽培等の指導、栽培支援の取組のほか、小規模経営でも収益が見込めるような飯綱町に適した農産物の試験栽培等も実施し、こうした学びの機会を通じて、まさしく持続可能な農業経営に向けた下支えと、農業に携わる方の裾野を広げていける多角的な取組を展開していく予定でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 今回、この農業ハウスを推奨しながら、町長も懸案でありました農家所

得の向上を目指す。また、直売所の商品を間に合わせるといったこともありますし、遊休荒地も生まないようにする。そして、ある程度高齢の方でもそういう栽培ができる。非常に私はこの農業ハウスの施策はいいと思います。

この間も見てみますと、小川村でもこういったことを提案しながら、町農業に対しての支援策をやっているようであります。今、提案されましたいちごとか、可能性のある作物というのは大いに開発しながら、増やして取り組んでいくことが非常に有効であったり、また農家にとっても大事なことだと思います。そして、認定農家に限らず、小規模農家・家族農業を支えていくという面でも、非常に評価できると思いますので、大いに進めてもらいたいと思います。

次に、町では農業者等の支援補助一覧を作成しています。この間、私も提案したのですが、非常に評判が良くて、他町村でも割と評判になっているようです。ですから、ここに今回のビニールハウス栽培の提案を入れて作成し、一覧表に加えながら周知して大いに制度の利用促進を図っていくことが非常に重要ではないかと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。補助制度につきましては、一覧表に加えて周知してまいります。

また、新年度から予定しています持続可能な農業経営に向けた多様な学び、実践の取組等については、直売所の出荷者等を中心に周知し、積極的に取り組んでいただくよう推進してまいります。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 町ではこの農業支援策を、奨励作物支援制度とか、いろいろな面で支援策を出しています。そういったことを大いに町民に知らせながら、そしてまたこの間、常任委員会で雪中キャベツの視察にも行ってきました。そういう点で言いますと、地の利を生かした雪下キャベツとか、ほかの野菜もできるようなことも聞かされていますが、そういったことに

も支援とか栽培を広げて、農家所得の向上と、また直売所の品揃えのためにも、大いに実施をしていくことが大事ではないかと思しますので、取組の拡大と充実を図っていただきたいと思っています。

次に、道路の改良についてお伺いいたします。町内にはいろいろと道路改良の計画があると思うのですが、お聞きしたいと思います。

今回取り上げる町道は、町道K1-4号線であります。具体的には、鳥居川の橋を渡って、栄町の三河屋さんの角の交差点から、ニチアスセラテック株式会社のほうへ行く町道であります。これが町道K1-4号線に当たるそうです。この路線は生活道路であると同時に、産業道路の一面があるのではないかと思います。大型トラック等の通行で道路が狭くて危険であることに加えて、損傷も激しいために改良要望が出ていると思えます。そういう点で、拡幅等も含めて、この町道の計画と対応をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思えます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。本路線は町内でも最も重要な路線の一つであると認識しております。地域からの修繕や改良の要望もいただき、町では舗装・補修や側溝修繕等の維持工事を実施しているところです。

ただし、大型車両の日常的な通行を考えると、現状の道路幅員が十分とは言えず、危険な状況であることは承知をしておりますが、改良が必要な箇所は住宅が密集していることから、仮に改良事業を実施するとなると、多額の事業費と地域との調整など多くの時間が必要となってまいります。また、部分的な改良では事業の効果が表れる場所ではないため、事業計画をするとなれば、広い範囲での計画をし、車両や人の流れを考慮する必要があるものと思われまます。

以上のことから、重要な路線ではありますが、事業化が非常に厳しい難しい箇所であり、現在のところ改良などに着手する予定はございません。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、改良の計画がないと課長は言われましたけれども、この件につきま

して、年に1、2度、ニチアス株式会社と住民との定期協議会が持たれています。この場でも、道路改良についての要望や意見なども出されているそうです。また、住民の調査では、大型トラックが1日に71台も通過するという話も聞かされました。ですから、やはり生活道路であると同時に、産業道路という面もあると思います。そういう点を考えますと、いろいろ町の中には町道の改良計画、そして都市計画に準ずるような計画があると思うのですが、そういった中で、地元の協力も得て、改良を進めていくべきではないかと思います。

課長は改良計画がないと申されましたが、長期計画なり、計画に入れていくべきではないかと思いますが、町長はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長、お願いします。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 栄町からニチアスさんのほうへ向かう道路は、通学路でもあったりして、PTAの皆さんからもお話を聞いた覚えもございます。確かに、今の幅員は3メートルぐらいのもので、両側に家が立ち並んでいるところを、全部協力をいただいていくということになると、今、課長が申し上げたとおり、相当な費用を必要とする工事になってしまいます。

今は何とか一方通行みたいな対応をして、一つは朝日屋さんのほうに下りてくる手前の道路もあるのですが、一般の人はあちらをなるべく使うとか、そういうようなことで危険を防止したらどうかという考えと、課長は当面、取り組む予定もないということで、実際そうですが、今の道を拡幅するよりも、思い切ってすぐ近くにバイパスを開けて、栄町の公民館の後ろを通っていく道のほうが、かえって安くできるかもしれないというような話も出ております。

内部としては、すぐ設計に入るところまではもちろん行っていませんが、ご指摘のとおり協議をして、ペーパー設計ぐらいの、どのぐらいの費用がかかるかの試算をしてもいいかとは思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 例の三河屋さんの角までは、県道の拡幅工事でたぶん近々開通するような計画になっています。あの先となりますと、非常にまた問題も出てくると思います。そして、

今の一方通行、また迂回路というような話も、地元の考え方の中にもいろいろあるようでございます。ぜひ、そういう方向で、やはり交通渋滞や危険のないような道路改良に向けて取り組んでいただきたいということを申し上げて、以上で私の質問は終わります。

○議長（大川憲明） 渡邊千賀雄議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程は終了いたしました。

これより休憩とし、再開は午後 1 時ちょうどいたします。

休憩 午前 1 時 2 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位 9 番、議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次お聞きをしてみたいです。

まず、第 8 期の介護保険計画の保険料についてお聞きをしてみたいです。先の 12 月の定例会の質問に、町長は、自らも担当とともに保険料徴収を多段階にするか、保険料を引き下げるかを検討したいと、大変前向きな答弁をされました。しかし、初日のごあいさつで、今期も保険料は据え置きとの表明がありました。コロナ禍のもと、多くの町民が将来への不安を抱えて暮らしています。弱い立場の方々に寄り添った町政に努めてきた町長の見解をお聞きしてみたいです。

先の議会全員協議会において、保険料徴収は多段階にせず、現状の 10 段階でとの説明がありました。その理由は何かをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かな点は課長から申し上げますけれども、その前に、私は保険料とか、こういうものについて値下げというのは言った覚えがなかったのですが、もし、表現が少し間違っていたらお許しを願いたいと思います。なるべくアップするのを抑えていきたいという気持ちはもちろんございます。

今、お尋ねの階層の段階ですけれども、国は9段階で設定をしてくれておまして、私たち飯綱町は、それより1つ増やした10階層で保険料をお願いしてございます。今のところ、国は階層を増やすとか減らすという動きがない点等を考慮し、また、何といたっても今後、どのぐらいお金が必要になるのかという給付を試算した中で、少なくとも8期は特段大きな動きはないだろうと。ただし、9期以降についての備えのようなものは必要だろうと思っています。そんな点から、現状維持で行こうと判断をいたしました。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。町長が申しましたように、現在、町では10段階を採用してございます。それで、国の今回の改正につきまして、段階的なものを見直すという予定ではないということがまず一つあります。また、現在、第1段階から第3段階の低所得者層に対しまして、介護保険料の軽減を行っております。第8期の計画でも、前期計画に引き続きまして、消費税を財源とした公費の投入による第1段階から第3段階までの介護保険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を行うことを勘案して、第8期計画の介護保険料所得段階、また保険料率につきましては、前期計画と同じ設定といたしました。

また、区分に伴いまして、飯綱町の場合ですと第5段階層に集中して多い状況ですので、それをまた細かくしても特段変化が見られないということも町の情勢としてあります。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 変化が見られないということは何を意味するのかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） つい先日、長野市の介護保険料のことが新聞に出ておりました。

長野市も基準額は変わらないのですが、高所得者層、段階の上の方について上がってきているという状況です。ただ、飯綱町におきましては、基準値から上段階の方につきましては、さほど多くの方がいらっしゃるわけではございません。基準額のところに皆さんが集中している段階ですので、多段階にしたことによって、介護保険料の区分において段階の低い方に対する料金に伴う改正というものの効果が見られないかというお話でございます。

○議長（大川憲明） 伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） 私が多段階にさせていただきたいと申し上げた理由は、被保険者の所得に即した保険料徴収が実現できるという点がやはり一番大きいと思います。もし多段階にすれば、保険料が、総額が下がる可能性も出てくるとは思います。特に5段階に集中していて、それをまた分けるとなればということもあるかとは思いますが、町民の皆さんから聞こえてくる声は、介護保険料が高い、何とかならないかという声であります。そういう中では、こういうような形での試算をしてみたいということも、私は町民の皆さんへ、いい方向でご説明ができるのではないかと考えましたので提案をさせていただきました。

そしてもう一つは、前にも言いましたけれども、介護準備基金の残高が2億3,000万円を超えているという町の現状であります。今年の保険料額は昨年よりも増えまして、2億5,300万円と予算書には出ておりました。それに比べても遜色のないような基金がある。町長は、先の12月においても、どのぐらいの基金残額があればいいのかはなかなか見いだせないと答弁をされておりましたが、去年も確か予算では取り崩しで計上されましたが、取り崩すということとはなかったと思います。どのぐらいずつでも必ず積み上がって、これだけの金額が生まれてきている。今年の予算での取崩し繰入額は1,248万円を予定しているということでもあります。

お聞きをしたいことは、第8期は、7期とは算定根拠はまず違ってきているはずであります。その内容について、私は議会の説明が不可欠であったと思いますが、それはありませんでした。保険料額が同じであっても、算定根拠が違ってはいるはずですので、内容自体はやはり説明すべきであると思っています。この8期の中で、基金はどのぐらい取り崩していく予定で試算をさ

れたのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 説明させていただきます。準備基金は令和元年度末残高で約2億6,000万円を予定しています。今回の計画では、準備基金の取崩額として約1億5,400万円程度を3年間で見込んでおります。基金活用によりまして、保険料の上昇を抑制することといたしました。

また、第7期では基準保険料の水準が県内でも低い層、下から5番目でございます。基準保険料を引き下げるまで行かないまでも、基金の活用をもって第7期と同じ設定といたしました。今後の介護給付費の伸びも介護予防に左右されると推察されますので、介護予防事業、地域支援事業を重点に進め、保険料の上昇抑制につなげたいという考えでおります。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 1億5,400万円ほどを3年間で繰り入れていくという予定でいるということですが、割と順調に介護予防なども推移して、私はそれなりの効果が出てきていると思っています。

福井団地、メーラプラザのパワーリハビリも大変盛況で、なかなか新しい方も入れないような状況も生まれていると。そこで、来年度は赤東地区へパワーリハビリの機器が入るという予定になっています。高岡地区にもぜひ欲しいという声は、西小学校の跡地利用のところでも住民の皆さんからは寄せられておりましたが、ジムでという形になりました。

やはり、サロンを運営されている方々の声の中で、男性の参加をもっと活発に、たくさんの方に出てきてもらいたいという中においては、東黒川や栄町のように、盛んに参加をされてくるようなものをつくっていくことが大事です。パワーリハビリへの男性の参加も大変多く、それもまた介護予防の効果が大変あるということは数値的にも実証されています。ここを上手に使って、地域の活性化にもつなげていくということが必要になってくると思いますが、この点についてどのように取り組んでいくかをお聞かせいただけますか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。パワーリハビリは大変盛況でございまして、福井団地を皮切りに、メーラプラザ、今月中にはコネクト EAST に設置して、そちらの運営についても、これから構築して広げていきたいと考えております。

また、高岡地区の運動機器につきましては私の管轄ではございませんので、そちらはいきいきサロンであったり、また、別の介護予防という形で使わせていただけたらと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 次に、介護保険料についてお聞きをしております。介護保険料の引き下げは、私が今期議員として出馬するに当たっての公約でもありました。ずっと取り組んできたものでありますが、全く引き下げず、これは2期連続して据え置きということになってくると思います。1億5,400万円取り崩すということになれば、確かに厳しい状況ではあるかなとは思いますが、はっきり申し上げて、給付費が伸びるのを国は手をこまねいて見ていることはあり得ないということです。当然、給付費が伸びれば国の持ち出し分も増えてくるわけですので、社会保障費をいかに抑えるかということを考えている国にとってみれば、ただただ手をこまねいて見ていることはまずあり得ない。改悪という形で、利用者負担なりを増やす、利用する人を制限してくるといような形のものが入ってくる可能性が大変に大きい。私たちは、そこを十分に注意していかなければいけないと思っております。そういう中で、あまりに準備基金が減ることばかりを心配し過ぎることは、私はあまりよくないのではないかと思います。はっきり申し上げて、コロナ禍において住民の皆さんの負担も大変大きくなってきていますので、収入も減っているという形の中において見れば、たとえ10円でも20円でも引き下げのような試算はなぜできなかったのか。このような試算というものはやられたのかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議会や全協等々でもう少し早めに話をというご希望は、またぜひそのよう

な方向に、介護保険に限らず国民健康保険税等々、水道料もそうですけれども、公共料金的なものについてはお話しをしていかなければいけなかったと思っております。

私は、担当課からの幾つかの試案をもちろん見ました。当然、4,850 円を 5,000 円以上に上げていただかなくてはならないという試算もございました。その中から、結論的に言いますと、約 1 億 5,000 万円をこの 3 年間で使って、何とか据え置きで、階層も同じで行けとしたわけですが、たとえ 10 円でもというお気持ちは分かります。

何でもそうですけれども、国保でも安いと言っている人はおりません。ならばゼロに近いほうがいいので、介護保険もしかり、何もしかりです。しかし、私は行政を預かる身として、少なくとも自分の任期中は十分下げていける、それはそれでいいというならば、いくらでも下げることは可能です。しかし、2025 年に団塊の世代が 75 歳を超えるのがもうすぐそこに来ている中において、当然ある程度の給付費のアップというものを考えないで介護保険計画を作っていくというのは、一体何を考えて作っているのかと言われても返答に困るような点があると思っています。その点では、議員の希望となかなか一致しなかったかもしれませんが、何とか現状で、所得が下がったら下の層に行くのですから、その分の保険料は下がるはずですので、何とか住民の皆さんにご理解をいただきたいというのが現状の心境でございます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 昨日、風間議員からも質問がございましたが、次に、介護者慰労金の対象者の拡大ということでお聞きをしてみたいです。

昨年 3 月の定例会での質問に、町長は、認定する機関を設け、なるべく多くの方が認定される方向で対象者を拡大していく時代かと感じると答えられました。課長は研究したいとお答えになりました。昨日、検討はしたが実施は見送ったとのことでしたが、どのような検討をされたのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。介護者慰労金の対象拡大については、継続し

て現段階では研究しているところです。方向性としましては、要介護者認定者に関わります税制上の障害者控除対象者認定の事務処理規程というものがございしますが、こちらの中身と、介護者慰労金の対象者の要綱につきまして、合わせて調整するような形で、現在、研究してございます。

また、今回、新年度予算におきまして、家族介護支援事業におむつ費用の助成事業というものを新たに設けさせていただきました。こういった中で、支援の在り方というものを少し精査して考えていきたいということで、現在、取り組んでいるところです。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 先は少し明るくなってきたかと受け止めます。ただ、認知症のある方は介護度が軽く出てくるということもありますので、今、検討中のものをしっかりとやっていただいて、そこが実現されていくことに大きく期待をいたします。

次に、認知症保険加入補助の早期実現をということでお聞きしてまいります。これも昨年3月の定例会で質問をいたしました。課長は研究したいという答えでした。コロナ禍で、外出自粛が求められて自宅にすることが多くなり、さまざまな人と対話をするのが減ったご高齢の方々、マスターズの皆さんは、認知症が進んでいるというようなことも伝えられています。

私の質問の後、認知症の家族をご自宅で介護されている方から、今は何とかなっているけれども、これから先がとても不安だ。町に認知症保険への助成制度ができれば本当に安心だという声をお聞きしました。また、私の家の近くの方でも、県道で何度も車を止めてしまうという方がおられて、ご近所の方々はとても気に掛けながら見守っているわけですが、みんな本当に心配をしているという状況の方もおられます。ご家族がいつも付いているというわけにもなかなかいかないという状況の中で、不測の事態に備えるということに関しては、万全とはいかなくとも、少しは精神的な負担が軽減されるのではないかと思います。

どのように検討されたのか、結論はどうなっているのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。全国の要綱を設置している自治体とか、いろいろ検討を加えまして、新年度より実施するという方向で予算計上してございます。予算につきましては、介護保険事業の地域支援事業費、認知症総合支援事業費に予算計上いたしました。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 安心いたしました。あとは周知を本当にしっかりやっていただいて、利用される方が安心して利用していただけるような形をしっかりと取っていただきたいと思っています。この事業の発展に期待をします。

次に、4つ目の質問に入らせていただきます。災害時の備蓄食料は万全かということでお聞きしてまいります。東日本大震災の余震とされる大きな地震があり、当町でも震度2を観測しました。過日の同僚議員の質問に、当面の備蓄は大丈夫であるということはお聞きしておりますが、アレルギーなどを持った方たちなどへの食料の備蓄というのはどうなっているかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。アレルギー対応の備蓄品につきましては、厚生労働省が定めます特定原材料等27品目を含まないアルファ米、またはレトルト食品といったものを備蓄しております。

備蓄量としましては、アルファ米は水とかお湯を入れて食べるという形になりますけれども、これが3,450食。レトルトにつきましては、これはそのまま食べられるようなもので、こちらが300食。合計で3,750食を今、備蓄をしているところでございます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 当面このぐらいあればいいということになるかと思えます。病気等で普通食では対応できない方もおられると思えます。糖尿でありますとか、腎臓の関係の病気をお持ちの方とか、そういう方たちへの対応はどうなっておられますか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。食料品の備蓄に関しましては住民の皆さまにもお願いをしているところでございまして、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から、最低でも3日間、可能な限り1週間、自らの備蓄で賄うということを地域防災計画上もお願いをするようなことになっておりまして、そんな対応をさせていただいているところでございます。

各家庭での食料品の備蓄についての重要性を周知するとともに、各ご家庭に応じた食料品を備蓄していただく啓発をさせていただいて、特別なご事情があるお宅は、できるだけ各ご家庭でもそういった備蓄は進めていただくような啓発を、今後また進めてまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 確かに、命に即関わるというところにはなっていないと思いますが、長期化した場合等々もありますので、やはり、この辺についての対応も検討していただければと思います。

私の任期も町長と同じでありますので、あと2回しか質問が残されていないわけですが、また、安全安心なまちづくりのために、町長と議論をさせていただきたいと思っております。これにて終わります。ありがとうございます。

○議長（大川憲明） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入りたいと思っております。再開は1時40分としたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時40分

◇ 樋 口 功

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位10番、議席番号11番、樋口功議員を指名いたします。樋口功議員。

○11 番（樋口功） 議席番号 11 番、樋口功です。通告に従いまして、質問させていただきます。

昨年 12 月 12 日、深夜にフジテレビ系のテレビ局で、「せんせい」というのは議員のことですけれども、「“せんせい” 目指しませんか？～定数割れの町から～」との題名で、山形県の庄内町議会における議会改革の内容が放映されました。深夜放送でしたので、ご覧になられた方も少なかつたと思いますが、内容は平成 28 年に行われた前回の町議会議員選挙で定員割れ、無投票となり、このままではまずいということで、町民代表を含んだ特別委員会が設置されまして、さまざまな検討がされました。

放映の中で、ほかの自治体の議会の様子として、飯綱町議会が行っている政策サポーター会議が取り上げられ、この会議の模様と、2 人の同僚議員のコメントが放映されました。庄内町議会特別委員会での発言の中で、1 人の委員から、「飯綱町の場合は自分たち、これは政策サポーターのことですが、自分たちの出した提言に町当局が真摯に対応し、実現に向かっているから、自分たちがやっていることに十分効果があるという達成感を感じて、議会議員のなり手につながっている。」とのコメントがありました。

話は変わりますが、前回の第 4 次飯綱町サポーター会議では、「日本一住みたいまちづくり 20 年後のために今なすべきこと」への提起について検討しまして、その一つに、ふるさとの原風景と称される現存の自然環境の保全のため、環境条例の制定を提言しました。もちろん町の総合計画においても、ふるさとの景観を守るため景観条例を制定する旨がありましたが、このたび、町から飯綱町景観計画素案が示されました。

内容には、太陽光発電設備の設置に関わること。例えば、設置の周辺の緑化等についても示されています。飯綱町での太陽光発電設備の設置に対する町の姿勢がここにしっかりと示され、大変良い条例ができあがるのではないかと期待しているところです。

町当局が、町民や議会などの提言に真摯に向かい合っていていただいていると感じております。この点につきまして、町長から感想等ありましたらお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。ありがとうございます。皆さんからいただいた提案等については、課長会において各課で共有したものにするとともに、それに対する対応のお答えを出してございます。また、代表監査委員がいらっしゃいますけれども、監査報告で指摘を受けたことについてもお答えを全部出しております。その中で、どうしてこれをやらなくてはならないかというやりとりがあるわけです。その積み重ねが、そのように評価をされたとうれしく思っております。

景観条例につきましては、非常に懸案事項であったものを、よく担当課でここまで実りあるものにしてくれたと。恐らく9月に条例化の提案がされるのではないかと期待をしておりますけれども、10年来の希望であったものをこなしたのは、私どもの姿勢もそうですけれども、やはり担当した課、また、担当者の熱意と能力が高いものであったのではないかと評価したいと思っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） ありがとうございます。

さて、先ほどの景観につきましては、それを構成するものに、森林、山林、農地、それから集落などがありまして、景観を守るということは、その構成物の一つ一つが保存、あるいは整備により、現状を後退させないということになります。

これから、その一つである山林、森林に関しまして質問をします。ご存じのように飯綱町の山林、森林は3,971ヘクタールで、町の面積の53%を占めています。そのうち民有林は3,605ヘクタールで91%、さらに人工林が1,700ヘクタールで47%ということです。そうすると、町の面積の42%が人工林になります。町にとって山林、森林の果たす役割は、産業としての林業のほか、水源かん養、山地災害防止、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保存などさまざまあり、そうすると山林、森林を守るということは、町の景観のみならず町を守ることに繋がります。

このような観点から、過去においても同僚議員が、山林、あるいは森林に関する質問をしておりますが、その後、新しい法律の制定などがありましたので、改めて、町が飯綱町森林整備

計画に沿って進められている森林の整備状況の現状と、今後の方向について質問をさせていただきます。

まず、整備状況ですが、計画書では地域ごとの目指すべき森林の姿から、7か所を重点として森林整備を推進するとしています。以下、それぞれの整備について進捗状況を質問します。簡潔にお答えいただければありがたいです。

袖之山地区ですが、ここはスギやカラマツなどの人工林が成熟しつつあり、これを活用するため整備するとしていますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。袖之山地区を核としたエリアでは、平成27年と28年に約4.5ヘクタールの植栽と、平成28年度から令和2年度にかけて約41ヘクタールの森林整備を行っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 次に、東高原地区は、景観の維持向上を図るための整備をするとしていますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。東高原地区においては、森林（もり）の里親事業で桂山をふれあいの場として提供し、モミジなどの広葉樹の植栽や、高岡別荘地東側のノルディックウォーキングのコースとなる遊歩道の整備を、町有林と一部民有林を含めて行っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 次に、川上・柳里地区は、間伐の推進と同時に、景観の維持・造成を図り、森林とのふれあいの場を提供するとともに、自然環境及び水源かん養を重視した整備をするとしていますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。川上・柳里地区におきましては、平成29年度と30年度に約13ヘクタールの森林整備を行いました。また、別荘地内の間伐を行い、来年度以降にはノルディックウォーキングコースの延長を、町有林と民有林も含めて延ばす計画がございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 次に、高坂・上村地区は、山地災害防止のための森林施業と間伐を進められていますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。高坂・上村地区におきましては、平成27年度に約5ヘクタール、令和2年度に約6ヘクタールの森林整備を行いました。また、伐採した木材については、新庁舎、子育て支援センターの内装材として使用しております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 次に、牟礼・豊野地区は、残された里山林を保全し、地域住民の憩いの場として整備、及び山地災害防止のため、広葉樹の育成を図る森林施業を進められていますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。牟礼・豊野地区におきましては、平成29年度から令和2年度に約4ヘクタールの森林整備を行っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 芋川北部などの地域は、成熟しつつあるスギ・カラマツ人工林の間伐を進めるとともに、水源かん養機能と山地災害防止に努めることを基本に整備を進めることとしてい

ますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。芋川北部等地域ですが、芋川地区全域として、平成 27 年度から令和 2 年度に約 11.5 ヘクタールの森林整備を行っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 芋川北部等以外の旧三水地域は、典型的な里山地帯であり、景観の保全や生活環境の保全に配慮しつつ、水源かん養と災害の防止に努め森林づくりを進めるとしてありますが、いかがですか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。芋川北部以外の旧三水地域ですが、平成 27 年度から令和 2 年度に約 16 ヘクタールの森林整備を行っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 町全体として、美しい里山風景と水源かん養や洪水防止など、多面的機能を有する森林保持のために間伐等の森林整備を推進し、目標は 387 ヘクタールのようです。また、地域新エネルギービジョンに基づき、木質バイオマスエネルギー活用の検討を行うとしていますが、これらの点についてはいかがですか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。町全体として、間伐等の森林整備の目標値 387 ヘクタールに対しまして、平成 27 年度から令和 2 年度の 6 年間で、約 210 ヘクタールの森林整備を行ってまいりました。全体としては 54.26%の進捗率で、22 ヘクタールほど遅れている状況でございます。

なお、伐採で用材に適したものは北信木材センターへ搬入し、用材に適さないものはチップ

材に加工するため、ほぼ全てをいづなお山の発電所へ搬入しております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） これまで、課長には整備を進めていく状況のみを説明していただきました。計画の全体としての整備の状況をどう捉えていますか。また、これまで整備を進めてきたところで、問題点等がありましたらどのようなことでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。総体的に見て、牟礼地区においては、森林整備はおおむね順調に進んでいるということですが、三水地区におきましては、境界がはっきりしていない森林や、所有者情報が古い森林が多く存在しておりまして、森林整備が進まない一つの要因となっております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 森林整備の現状や、整備を進めていく上での問題点を幾つかお答えいただきましたところで、次の質問に移ります。

戦後、燃料や住宅用として、国がスギやヒノキなど人工林の植林を推奨しました。しかし、その後、安い輸入材に押され、木材の市場価格は、例えばスギはピーク時、1980年ごろらしいのですが、このときの3分の1、ヒノキは4分の1と大幅に下落してしまいました。当然のことですけれども、良質の木材を出荷するには定期的な植林、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、そして伐採というような作業が必要ですが、所有者の高齢化、後継者の減少なども重なって、植えて、育て、伐採するという循環がなくなってしまいました。そのため、日の光が地面に届かなくなり、根が張らず、育った木も年輪が詰まっていないなど強度の足りない木になりまして、山には倒木が目立ち、所有者すら自分の山に容易に入れない。その結果、自分の所有する山の位置や境界すら分からない、植えた木の種類が分からない、樹齢が何年か分からない、そういうことが常態化してしまっていると思います。所有者において林業として成り立たなくなれば、このようなことが起きるのは仕方がないのかもしれませんが。所有者だけの責任

で、伐採、間伐などの作業を行うことなど不可能に近い山林が増えてしまったと思います。

国は、このような状況を踏まえ、これまでさまざまな森林法の改正などで対応してきました。岡山県の北東部にある西栗倉村は、面積の約95%が山林、そのうちの85%をスギやヒノキなどの人工林が占めております。人口は1,500人。平成の大合併にも参加しませんでした。この小さな村が、林業を軸とした地域再生の成功モデルとして注目されていることは、林業に携わる人にとってはよく知られ、「百年の森林に囲まれた快適で人が輝く自然と交流の村」と称し、さまざまな取組を行っている村です。その一つの取組が、いわゆる森林バンクです。村が所有者から森林を預かり、道路の整備、木の伐採などの管理を行い、切り出した木材は建材、家具などの消費に加工します。木材自体もブランド化により高く売れるようになりました。もちろん、間伐材も販売ルートに乗るようになりました。これにより、村の管理する森林面積は8年で5倍に増え、人工林の半分を占めるようになったそうです。そして、木を使ったさまざまなベンチャーが生まれ、移住者が130名を超え、ベンチャーの数は30を超えているようです。

2018年、平成30年5月に森林経営管理法という法律が成立しまして、翌年、平成31年4月1日に施行されました。森林経営管理制度がスタートしたわけですね。この法律のモデルが、今お話ししました森林バンクを実践している西栗倉村の取組と言われております。

この法律は、所有者に伐採や植林など、自らが森林管理する責務があることを明記しております。その上で、所有者自らが管理できない場合、市町村に管理を委託し、市町村はそれを森林バンクとして集約化するということです。

しかしながら、市町村が管理するといっても容易ではありません。先ほど挙げられたことも含めまして当町の問題点を整理してみますと、町は適切に管理されていない森林の特定、所有者の意向の把握、集積のための計画の立案など、さまざまな対応をしていく必要があります。さらに、管理しても利益の出ない森林は、町が自ら管理することになります。町に森林担当者がいない場合は、担当者の育成が急務です。また、作業を請けてくれる事業者、委託先の確保も急務です。先ほどもお話にありました森林の所有者の特定と、境界を明確にすることも必要となります。

所有者の放棄、あるいは相続に関わる登記がされていないなどにより、全国では25.7%の林地が所有者不明といわれています。山の中では赤線も見分けが付かない。このような中で、地籍調査などに基づく林地台帳の作成もしなければなりません。

木を売って利益を出さなければなりません、現在、木材価格は低迷ないし横ばいの状況であり、木材そのものの取引のほか、加工製品としての商品化を検討することも必要でしょう。さらには、寄付を受け入れる公的な管理の強化もしていかなければいけない。さまざまな課題があります。

この法律の財源は、2019年、平成31年に森林環境税が創設されました。令和6年から課税され、町には森林環境譲与税として交付され、本格的に事業を展開していくことになります。そこで質問します。現在、森林の整備に当たっては、その業務を森林組合などに委託していると思いますけれども、町の森林はどのくらいの方が所有者となっていますか。また、森林組合加入率はどのような状況か、もしお分かりになりましたら教えてください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。森林所有者の人数ですが、固定資産税の台帳より3,959人でございます。森林組合の加入者数でございますが、578名でございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） ありがとうございます。3,959人も所有者がいるのですね。1人当たりの面積というのは非常に狭い。昔の話で、俺は1町歩持っている。いやいや100町歩持っている。200百町歩持っているという時代ではなくなっているのですね。これを全部集積するとなると、この人数の方を名寄せするなりして所在を確認しなければいけない。大変な作業になると思います。今まで、整備を森林組合に委託されてきたと思うけれども、この方の話でも、効率的な整備作業を行うには対象の森林を集積する必要があり、非組合員の所有者の参加はもう欠かせない。この参加確認が容易ではないと、実態としてそうおっしゃっておりました。このことは、今後の整備事業に当たっても同じ悩みが発生すると予想されるわけでありまして、対

応を急ぐ必要があろうかと思えます。

森林整備の観点について、少し変えて提案したいと思えます。森林整備計画では、町のみならず住民参加による里山保全、再生の推進を進めています。先に議会報モニターの皆さんからのアンケート結果に、矢筒山の公園構想の提案がありました。山に遊歩道を造り、ところどころにあずまや、周辺には四季折々の草木、そんな環境の中での飯綱病院の患者さんのリハビリは最高のものであると。飯綱町は、まちづくりは町と住民の共動をモットーにしているのですから、所有者のほか、地元の住民参加による整備を推進することもよいかと思えます。

2月7日に行われましたいづな事業チャレンジの内容が、『いづな通信』3月号で紹介されています。今回、大賞を受賞された方の「あの山、この山、プロジェクト」は、林業の成り立ちを念頭に、整備に困っている地主から山林を預かり、山林を使いたい人へ貸し出し、整備を進めていく仕組みの提案でした。このような意欲を持っている若い人がいらっしゃるのですね。この人たちを大切に、何とか一緒にやってもらうような方法も一つかと思えます。

三重県大台町、大台ヶ原の大台町です。ここでは、高齢者などの町民が、軽トラの後ろにチェーンソーを積んで山に入って行きます。何だろうと思ったら、山の中に放置の間伐材があるので、これを一定の長さに切り、決められた集積場所に運ぶと手間賃が得られるという仕組みになっているようです。林地の残材の搬出量を増やす森林の再生に一役買っているということです。

町民の力を利用した森林整備というのは、先進地は岐阜県恵那市とか愛知県豊田市のように。県内でも、南箕輪村など多くの自治体で行われています。森林整備全体から見れば小さな量かもしれませんが、このように町民の力で森林整備を行うことも積極的に導入していったらどうでしょうか。

以上の観点から、先ほど申しました令和6年から本格的に実施されます森林環境譲与税を手当とした施策の関連を含めまして、当町では今後、森林整備についてどのように対処していかれるのか。今、おおよそこういう形だということ結構でございますので、教えていただければと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。令和元年度から森林環境譲与税が前倒しをされまして、令和元年度につきましては、19号台風による倒木等の処理を含めた森林整備を行っております。令和2年度には、森林の現況把握により生産林か保全林かを分けたプランニングマップを作成し、併せて中学校南側の森林整備を実施しております。令和3年度は、作成したプランニングマップにより、森林所有者に対し森林経営管理法によるアンケート、意向調査を実施し、調査に基づき森林整備を進めていく計画でございます。

これまでは、森林整備計画にのっとり、ほぼ計画どおりの整備を行ってきましたが、今後は間伐等を含む森林造成事業、それに加えて、森林環境譲与税を活用した森林整備を計画的に実施することで、森林整備計画の施策目標を上回る整備が可能になるかと考えております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 参考までに、令和6年の森林環境譲与税が、おおよそどのぐらいの額になると聞いておりますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 令和6年の森林環境譲与税の額は、予定ですが450万円ほどです。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） これは計算方法がありまして、人工林の面積、林業従事者の数、人口、これを5・2・3の割合でやるのです。今、一番多いのは人口割の部分の3割だけでも、この間、議会から国に対しての意見書の提出が行われました。今、飯綱町は450万円とおっしゃいましたが、横浜市は4億7,000万円と試算されているようです。これは山の整備をするので、考えられるのは木造住宅を造ったら補助金を出すというのものもあるのかもしれませんが、やはりこちらの山のほうへもう少しお金を落とすようなことをしてほしいということで、議員提案

による意見書の提出があったということでございます。

飯綱町は農業の町だからというのもあるだろうけれども、やはり環境を守るためということになると、林業として申告をなさっている方は、私は、今、数字が分かっているけれども、個人情報保持の観点から言えませんが、それほどの方しかいないわけです。その人たちはどうでもいいというわけではなくて、本当に容易ではないけれども森林整備を進めていかないと、環境にも影響してくると考えられるわけです。

最後になりますが、昨年6月定例議会で、人口増対策に関して、某出版社が毎年企画している住みたい田舎ランキングに町の参加を提案しましたところ、この提案を受け入れてくださり、その結果が2021年2月号に、「第9回住みたい田舎ベストランキング」として掲載されました。この本です。1年ぶりです。飯綱町はどんな状況になっていましたか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、「住みたい田舎ベストランキング」でございますが、全国の約4割、645の自治体が回答をしております。これにつきましては、272の設問のほか、若者世代、子育て世代、シニア世代の世代ごとの移住者数等により点数化され、ランキングされるものでございます。

それで、町部門では240の自治体の回答があったわけでございますが、飯綱町は総合部門では36位、若者世代では23位、子育て世代が住みたい田舎部門で第9位、シニア世代が住みたい田舎部門で第17位という結果になっております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） ありがとうございます。村部門、町部門、小さな市部門、それから大きな市部門と4つの部門で645の自治体を分けまして、飯綱町は町部門になるわけですがけれども、250近い町の中での今の順番でございます。

問題は、出版社からのアンケートの中身です。例えば、今日、私がお話ししました、自然の豊かさとしての里山の保全に力を入れているか、棚田の保全に力を入れているか、清流がある

か、このようなことは、よく見ますと今回の景観計画素案に組み込まれたことです。ほかに、施策としての飯綱町の受け入れ実績、移住者歓迎度、定住促進の広報活動、都市市民との交流、住宅支援、日常生活、交通、医療など、実に 272 の項目に及ぶものです。私は、こんなに大変なアンケート作りをしなくてはいけないのかと思って、今、勧めたことをその部分では反省をしています。とんでもない数の項目を調査して報告しているということです。

この評価は、第三者の公平な調査結果として、そのまま受け入れてもいいのではないかと私は思っております。本当は、この辺の話は町当局からしてもらいたいのですが、自分の部分を自分で良いと言えないので、私のほうでフォローさせていただきます。この結果は、峯村町長が町の 10 年後を見据えた第 2 次総合計画を、各種の施策を通じて的確に実行してきた結果として捉えていいのではないかと思うわけです。もちろん、この企画に参加したことは、移住者を増やすための手段であって目的ではありません。議会初日の町長あいさつで、県内に移住してくる人が転出を上回っているが、町は転出者の多い状況が続いている。成果という面では満足のいく状況ではないとの反省を述べられましたが、一人でも転出者数を移住者数が上回るよう、引き続き町政をリードしていただけるものと思っております。何かご感想があればよろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。確かに、もろもろの事業を実施してきたのが、ポディーブローが効いてきたように、恐らく実を付け始めれば次から次へと実がなっていくような段階になってきたのかという実感的なものは受けております。もう一つインパクトの強い政策が、人口増については必要かと思っております。

議員からご指摘の里山の景観の関係ですけれども、私は朝、三本松地籍を通過して、帰りもそこを通過して家へ帰っていくのですが、44 年間その景観に育てられたという随想を 1 月の『信州自治』に寄稿しました。あそこに立って見ると、遠くに北信五岳がしっかり見えて、その手前に高坂、北川、小玉、そして普光寺、倉井という里山がつながり、その下に田園地帯が広がる

という、まさしくこの景観、空間というものの価値が素晴らしい場所に飯綱町は存在している
ということを書いたつもりです。ぜひ、これを守り、そして育てるということも極めて大事な
ことですが、それを基調にして、今後も頑張っていきたいと思います。

○議長（大川憲明） 樋口委員。

○11 番（樋口功） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 樋口功議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。明日 3 月 8 日から 3 月 18 日までの 11 日間、本会議を休会
したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、8 日から 18 日までの本会議を休会することに決定しまし
た。3 月 19 日の本会議は会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 3 時間繰り下げて、
午後 1 時に開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、3 月 19 日の本会議は午後 1 時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 17 分

令和3年3月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和3年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和3年3月19日（金曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第3号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 常任委員会審査報告
(1) 予算決算常任委員会
(2) 総務産業常任委員会
(3) 福祉文教常任委員会
- 日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 4 議案第17号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第18号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第19号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第20号 令和2年度飯綱町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第21号 令和2年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第34号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第36号 飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第37号 飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 議案第 3 8 号 飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 3 9 号 副町長の選任について

日程第 1 5 議案第 4 0 号 固定資産評価員の選任について

日程第 1 6 発議第 1 号 飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則案

日程第 1 7 発議第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案

日程第 1 8 議員派遣の件

日程第 1 9 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	清 水 均	2 番	風 間 行 男
3 番	中 島 和 子	4 番	目 須 田 修
5 番	瀧 野 良 枝	6 番	原 田 幸 長
7 番	石 川 信 雄	8 番	荒 川 詔 夫
9 番	伊 藤 まゆみ	1 0 番	清 水 満
1 1 番	樋 口 功	1 2 番	渡 邊 千賀雄
1 3 番	原 田 重 美	1 4 番	青 山 弘
1 5 番	大 川 憲 明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	教育長	馬島敦子
監査委員	山本孝利	農業委員会長	高橋明彦
選挙管理委員長	三ツ井吉次	総務課長	徳永裕二
企画課長	土屋龍彦	税務会計課長	永野光昭
住民環境課長	梨本克裕	保健福祉課長	山浦克彦
産業観光課長	平井喜一朗	建設水道課長	土倉正和
教育次長	高橋秀一	飯綱病院事務長	大川和彦
総務課課長補佐	清水純一		

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） みなさん、ご苦労様です。これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第1「諸般の報告」を行います。

報告第3号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので御覧を頂きたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第2 常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長よりお手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会審査報告を会議規則第77条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。事件番号、件名、審査結果の順番に申し上げます。

議案第 1 号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、可決。

議案第 5 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、可決。

議案第 6 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 7 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 10 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 13 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算、可決。

議案第 28 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算、可決。

議案第 29 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算、可決。

議案第 31 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算、可決。

議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について赤字のみ報告します。

議案第 1 号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 5 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

質疑②、家族所有の車は借入れの支払いの対象になるのか。

回答②、適用を受けようとする者と生計を一にする親族を除くということになっている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 6 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑③、予算としては何人該当して、どの程度増となるか。

回答③、行政職では、課長 10 名、参事 1 名、課長補佐 2 名、その他再任用、任期付職員で 5 級以上の職員に支給されている。今回、上限の引上げは行いが、全員に 15%を適用するかという事は規則制定の際に検討する。仮に課長が 15%に上がった場合は、一人当たり約 2 万円の増となる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 7 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例。

質疑、町長があいさつの中で「飯綱町水道施設整備基金」について、10 年で 8 億円という目標を示した。それ以上積み立てるという将来の事業設計はあるのか。

回答、今のところ令和 3 年度で 2,500 万円計上している。その後 8,000 万円の 10 年間ということに進んでいる。それ以上のことはその時に判断することになる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 10 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例。

質疑③、トレーニングジムの利用料はいくらか。

回答③、民間事業者は収入を安定させるため月額制を採用すると思われ、月額 4,000～5,000 円程度の利用料になるのではないかと。

質疑④、民間に店舗として貸出した場合、利用料の徴収は誰がするのか。

回答④、貸店舗の賃料は指定管理者が徴収し、指定管理者の収入になる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例。

質疑、消費税転嫁対策特別措置法とはどのようなものか。

回答、消費税が 8%から 10%に引上げされた際に、引上げ分を消費税とせず、引上げ前の価格に据え置き、原価を減額する行為を禁ずるための特別措置法であり、商品価格と消費税額を

表示することが必要であった。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 13 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例。

質疑、使用料収入の箇所に「計測装置使用料」とあるがどのようなものか。

回答、自家水（井戸、簡易水道等）を下水道に排出する場合で、町が貸与したメーターの使用料のことである。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 28 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算。

質疑、歳出で予備費を計上するとはどういうことか。

回答、歳入に対して、充当する歳出科目がないことから予備費としており、最終的に全て売却した後に、一般会計に繰出しをすることとなる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 29 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算。

質疑①、牟礼上水道事業と三水上水道事業の一本化はいつから実施するのか。

回答①、令和 3 年度に牟礼地区と三水地区を併せた飯綱町全体の水道事業基本計画の策定業務を行い、令和 4 年度にそれを基に飯綱町上水道としての認可申請を行う予定でいる。国・県の許可後にすみやかに実施したい。

質疑③、基本計画の策定にあたり、水道審議会との兼ね合いはどうするか。

回答③、水道事業運営審議会に諮っていく。

質疑⑦、昨年度と比べ給水戸数と給水収益は増加しているが、給水水量は減少しているのはなぜか。

回答⑦、水道料金については、飯綱町では口径別の基本料金に水量料金を加えて算出している。現在、コロナ禍で水の動きを予想することは難しいが、昨年度と比べ給水戸数の増加に伴う各料金を想定し、また基本水量内の動きと節水意識の高まりを考慮して給水水量を減少とした。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 31 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、サッカー場について、長野パルセイロと連携協定を結んでいると思うが、その位置付けはパルセイロと町なのか、パルセイロとカンマッセなのか、それとも三者なのか。

回答①、町は、長野パルセイロと「まちづくり包括連携協定」を結んでおり、この協定は、サッカー場に限ったものではなく、町全体でスポーツの振興、地域の活性化、健康増進に関することなどを連携して行い、活力あるまちづくりを目指すものである。

質疑②、サッカー場の人工芝の張替えに係る費用はどこが支払うのか。

回答②、人工芝の耐用年数は 10 年程と言われている。常時、スポーツトラクターなどでサッカー場を整備しているが、人工芝の張替えなど大規模な修繕については、町が支出する。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。

説明者、長野地区労働組合総連合 事務局長 成田隼 氏。

質疑②、意見書では、中小企業ではなく、農林漁業を含めた中小企業としてもよいか。陳情趣旨は変わらないと思う。

回答②、構わない。

質疑⑤、最低賃金の 1,500 円は固持するのか。

回答⑤、1,500 円は求めていく。

討論なし。採決の結果、賛成多数で採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 5ページ上段の議案第28号に対する質疑の回答で「最終的に全て売却した後」とあるが、何年度を目安にしているかという質問はありませんでしたか。

○議長（大川憲明） 風間委員長。

○総務産業常任委員長（風間行男） ありませんでした。

○議長（大川憲明） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め質疑を終了します。風間委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告を会議規則第77条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。事件番号、件名、審査結果の順に報告します。

議案第8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、可決。

議案第9号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、可決。

議案第11号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例、可決。

議案第24号 令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算、可決。

議案第25号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算、可決。

議案第26号 令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算、可決。

議案第27号 令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計予算、可決。

議案第 30 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計予算、可決。

議案第 32 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定について、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について赤字のみ報告します。

議案第 8 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑、今回改正となる計算方法は自治体によって変わるのか。

回答、全国一律である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 9 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 11 号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例。

質疑①、子育て応援祝金を 20 万円とする根拠と子育て応援会議のメンバーの年代層は。

回答①、町長から 20 万円位でどうか子育て応援会議に意見を聞いて欲しいという指示があった。会議では、他の自治体の祝金よりも比較的高額であり、とてもありがたいとの意見があった。出産費用に係る助成という性質ではなく、あくまでも町を挙げてお祝いするための祝金で、今以上に健やかな成長を応援するもの。子育て応援会議のメンバーはほぼ 30 代から 40 代前半。

質疑②、3 年間居住しないと支給しない根拠は何か。

回答②、生まれる前に転入して、出産後 1 年以内に転出したケースがあったため、4 年前に施行規則を改正した。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 24 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算。

質疑①、来年度の事業収入が増えているのは、利用が増えるという見込みによるものか。

回答①、今年度利用者が増加した。コロナ禍で入院中面会ができず在宅を希望される方、また最期を自宅で迎えたい方が増えてきている。

質疑②、毎年、基金繰入金を予算に計上しているが使わず済んでいる。基金を使う予定はあるのか。

回答②、事業所の建物などについては要検討と考えているが、現時点で具体的な予定はない。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 25 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算。

住民環境課。

質疑②、一般会計からも繰入金があるが、基金の積立てがある中で、繰入れは必要なのか。

国保特別会計の中だけでやりくりするという方式にはならないのか。どういった場合、国保の基金を取り崩すのか。

回答②、平成 30 年度から国保財政の運営主体が県に移行されたが、それまでは市町村がそれぞれの国保会計の中で対応していたため、高額な治療を受ける方が出るなどの急な支出に対応するため、基金を積んで予備的な予算を持っている必要があった。県が国保財政の運営主体となった現在は、急な医療費の増加に対する心配はなくなったが、増加した医療費が納付金の算定に反映されるため、その都度税率をあげて対応せずに済むよう基金を充てて対応していくことを考えている。令和 3 年度は所得割額の減少が見込まれるため、基金への積立ては行わず、3,000 万円を繰越金とすることで対応することとした。一般会計からの繰入金は、国保税の軽減制度に対する国や県の負担金など一般会計を通して国保会計に繰り入れているもの。今後の急な財源不足は基金取崩しで対応していく予定。

質疑⑤、歳出の予備費は何に使う予定か。

回答⑤、繰越金 3,000 万円の一部を納付金へ充てる予定で予算編成しているが、国保税の所得割額がコロナの影響で減収となれば、予備費も納付金の支払いに充てる予定。

質疑⑥、令和 2 年度は検診が受けられない状況が続いているが、特定検診の受診率低下による令和 3 年度の県支援金の分配への影響はあるか。

回答⑥、特定検診の受診率は保険者努力支援制度の補助金に影響するが、令和 3 年度にはまだ反映しない。今後どのような影響が出てくるかについては、まだ県からはっきりした通知はない。コロナの影響以外に、検診車が出ないことも受診率低下につながっていることがあり、補助金にも影響することなので、健康管理センターの検診担当と今後受診率を高めるため相談

していきたい。

保健福祉課。

質疑①、特定健康診査等事業費の特定財源である特定健診等負担金とは、特定健診以外も含まれているのか。

回答①、特定健診と特定保健指導が対象である。

質疑②、総合健診について、毎年受診できるようにならないか。

回答②、総合健診委託先である飯綱病院との協議が必要となる。委託先の受入数等が課題であり、現状どおりとしたい。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 26 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 27 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算。

質疑①、介護保険料は変わらないが、保険給付費は昨年に比べ下がっている。サービスの低下と思うがどうか。

回答①、予算では必要サービス量を過去の実績により推計して計上している。サービスの内容に変更はない。

質疑④、保険料収入が増えるので、保険料を上げないということか。

回答④、保険料については、介護サービスの事業量や給付費の見込み、地域支援事業の見込みを踏まえ、3年間の事業費総額を算定し、1号被保険者の人数により負担相当を見込み、調整交付金や準備基金の取崩し活用を経て、必要保険料を見込んでいる。そして、基準月額に対して、所得段階に応じた負担割合をそれぞれの人数を考慮し見込んでいる。保険料は若干増える見込みで、準備基金については見込額が昨年に比べ減少している。給付費が伸びる場合には、計画の範囲内で基金の活用により補い、必要保険料分を確保していく。

質疑⑨、介護保険の報酬改定について、若干上乘せとの情報があるが予算に反映されているか。

回答⑨、報酬改定については、予算編成時期の12月を過ぎてから通知が届いたため、当初予算には反映されていない。引上げ分については、実情に応じて補正予算で対応する予定。引上げは、基本報酬のプラス0.7%であり、内容は自立支援や重度化防止、ICTの活用などの加算、新型コロナウイルス対策の上乗せなどである。

質疑⑩、介護保険支払準備基金の取崩しが予定されているが、基金の保有高についての見通しは。

回答⑩、基金保有残高については、どのくらいの水準が妥当なのかという考えの根拠は持っていない。次期の計画でも、3か年で1億5,000万円位の取崩しを見込んだ。単年で5,000万円程度を見込み、給付費の不足が生じた際に活用をするという考え方である。ただし、過去の計画期間では、基金の取崩しはほとんどしていないのが実情。現在の基金残高は、決算前であるが2億7,000万円程度。介護予防に努めながら、給付費の抑制につなげたい。

質疑⑮、予算の事項別明細で特例とつく項目があるが、特例の意味と地域未着型の意味は。

回答⑮、特例は、要介護認定区分が決定される前に、緊急に介護サービスを受けた場合に給付する場合のことであり、通常の給付とは区分している。地域密着型は、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように創設された介護サービスであり、町で指定した事業者がサービスを行う。町民が対象で、事業者にはニチイケアセンター、みつえ、りんごパーク、さんばが該当する。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第30号 令和3年度飯綱町病院事業会計予算。

質疑②、飯綱病院の長期的な経営状況の見通しについて、病院のあり方を検討する時期では。

回答②、長野県地域医療構想を踏まえ、求められる地域医療の提供のため、体制を検討していく。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第32号 第4期飯綱町地域福祉計画の策定について。

質疑②、「ボランティアアドバイザー養成します。」と記載しているが、ボランティアの捉え

方が人それぞれで違っており、ボランティアと認識せずに活動していることがあると思う。継続して取り組んでくれる人材をどう発掘していくかが課題である。ボランティア協議会がとてもよい活動をしているため、啓発の徹底を。もう少し気軽に参加できるような仕組み作りが必要ではないか。

回答②、ボランティア活動に参加したいという人が相談窓口を訪れ、具体的な活動へと繋がるには、活動の種類や内容、活動方法を知っている人がいろいろな場所に多数いる状態が必要のため、ボランティア連絡会などから新たなアドバイザーの育成を図る必要がある。社協と連携して意識の醸成を図る体制を構築していきたい。

質疑④、令和元年度の行方不明者情報のメール配信サービス登録者は 630 人いる。登録者の増加を促すことも地域で支える取組みになると思うので周知活動を推進したらどうか。

回答④、防災部門と連携してPRしていきたい。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終結します。伊藤委員長、ご苦勞様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第1号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第1号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第5号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第5号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第6号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第6号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第7号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第7号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第9号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第9号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第10号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、案第10号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 11 号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 13 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 16 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）を議題としま

す。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 22 号 令和 3 年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。議案第 22 号 令和 3 年度飯綱町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

令和 3 年度一般会計予算は 81 億 8,000 万円、前年度に比べ 3 億 2,000 万円、3.8%の減となっています。町長の政治姿勢として、憲法第 9 条を守り、核廃絶を願い、地方自治の柱として子育て、福祉の増進を図るなど、町民の権利と生活を守り、庁舎建設や直売所開設等、活力あ

る町づくりにあたっています。峯村町政2期目の最後の予算編成でありました。従来からの人口減少課題、地域の農業振興、健康福祉増進事業に取り組んできた経緯の上に、地方創生に向けてのソフト事業も積極的に取り組んでいく内容となっていると思います。評価できる主な施策として、地域医療の拠点として飯綱病院の運営、子育て・福祉医療の充実、公共交通・アイバス運行、防犯灯の設置管理、奨学金や教育環境条件整備、中山間地域等直接支払事業等の農業支援策、住宅リフォーム助成、就職斡旋相談窓口業務、新たに補聴器・エアコン購入補助、農業用ビニールハウス設置補助など、新規事業含めて評価し、今後の継続取組みを願うところです。なお、町民の命と暮らしを守るのが地方自治体の仕事です。国の制度改悪の下で、介護保険の内容と介護の充実、格差と貧困、弱者対応策の充実、深刻な新型コロナウイルス対策と地域経済不況対策等が求められています。過疎債を積極的に有効に使い、住みたくなる、住んでいて良かったと実感のできる町、活力ある町づくりを求め、町民は期待しています。

以上、意見を付して賛成の討論とします。

○議長（大川憲明） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第22号 令和3年度飯綱町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開は2時とします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 24 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 25 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 26 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 27 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告の

とおりの可決されました。

○議長（大川憲明） 議案 28 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 29 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 30 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 31 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 32 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。原田幸長議員。

〔6 番 原田幸長 登壇・討論〕

○6 番（原田幸長） 議席番号 6 番、原田幸長です。この陳情に反対の立場で討論します。

国の最低賃金の考え方は「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「より早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指すとの方針を堅持する」としています。これまで国から最低賃金に関しても、引上げ額を掲示していましたが、今年度は、新型コロナの影響も企業において大きく、現行水準を維持することが適当としています。長野管内のハローワークの賃金情報ですが、企業側の下限平均額が、求職者希望賃金額より上回っている職業が多く、実際の求職者の希望賃金より企業側は、高い賃金を支払う努力が見て取れます。コロナ禍において多くの企業が、経営の危機を感じている状況下で、最低賃金を 1,500 円とすることにより企業の倒産も考えられ、これでは本末転倒です。

以上のことからこの陳情に対し、反対をします。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇・討論〕

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。今般の提出された当該陳情書について、賛成の立場で討論をします。

昨年来から新型コロナ感染禍が全世界に及び日本全土にも蔓延し、1都3県で継続されている非常事態宣言は解除されますが、今後を見据えるとリバウンドが心配です。現在、飲食事業者・観光宿泊業者・運輸交通関係業者等々をはじめ、その余波は農業分野にも及び、不況と不安な日々の生活感と思います。なお、コロナ禍による事業者の倒産発生件数も多く、そのしわ寄せは非正規労働者等を中心に失業による深刻な生活苦のため自殺者も多く、社会問題化されています。併せて、経済のグローバル化の進展に伴う格差社会が形成され、貧富の差が益々拡大の一途をたどり今日に及んでいます。

今、政治に求めることは、全労働者の4割を占める令和元年度では2,165万人の非正規労働者等々の賃金実態は年収200万円未満のため、最賃引上げと雇用の安定を図ることが喫緊の課題と私は捉えています。何故なら、当町にも就職氷河期時代に遭遇したこれらの労働者等の存在も無視できなく、このような状態が続く限り、将来、下流老人になることは明々白々であります。このため、最低賃金を陳情書のとおり全国一律に1,500円以上に引上げは、格差社会の是正に繋がり、国内経済好循環をもたらし、このことによる内需拡大は、一例として、私たち農業者の農産物の消費拡大と価格アップにタイムラグはありますが、必ずや跳ね返ると思います。また、最賃引上げによる代替措置としては陳情書のとおり、中小・零細企業のほか、新たに農林漁業者等を付け加え、幅広い業態への支援拡大を国へ働きかけることは理にかなっていません。

おって、憲法第25条には、全ての国民は健康で文化的な生活が営むことができるよう明文化されています。格差を是正することこそが政治の役割と考え、賛成の一端を申し上げた次第です。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。風間議員。

〔2番 風間行男 登壇・討論〕

○2番（風間行男） 議席番号2番、風間行男です。「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充と求める意見書」の採択を求める陳情に反対討論をいたします。

昨年の意見書の時から農業経営に対する施策がないので詳細な支援策を入れるべきと要求しましたが反映されていません。一部議員から請願書に農林漁業を入れて拡充を求めれば十分との意見ですが、何を求めているのか不明点があります。時間当たりの支援金の根拠がなく、漠然とした拡充を求めていること。飯綱町の基幹産業である農家へ、これ以上の負担増は農業経営が成り立たなくなることが危惧されます。説明者にお聞きしましたが回答が得られませんでした。この意見書は労働者のわがままな要求であるとともに、このコロナ蔓延で失業者、アルバイト先がないことから、今優先的に考えなければいけないのが就職先探しではないかと考えます。コロナで飲食業者は営業ができず、倒産が多く出ているこの時期を鑑みると、時給全国一律1,500円要求に反対いたします。

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情の採択に賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、女性でパートやアルバイトをしていて仕事半分以下に減り、休業手当が支給されない実質失業者が90万人にも上っている状況が生まれています。これは、男性の倍以上と報告されています。貯蓄が少ない中でそれを取り崩して生活する中で食事を削らざるを得ない世帯も増えているとされており、日本国憲法第25条に規定された、健康的で文化的な最低限の生活が営めない状況が生まれています。経済が動き出し職につけた時でも正規雇用を得ることは大変厳しい状況中で、最低賃金の全国一律への是正と抜本的引き上げは大きな課題となっている貧困問題解決の一助になります。また、命と暮らしを支える介護や福祉などの充実にもつながります。国の責任において最低賃金を全国一律に是正

すること、抜本的に引き上げが行われ、中小企業などへの支援を拡充することは急務であると
考えます。

議員各位の賛同を期待して、討論とします。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔11 番 樋口功 登壇・討論〕

○11 番（樋口功） 議席番号 11 番、樋口功です。陳情に対して反対の立場から意見を申し上げます。

陳情は全国一律の最低賃金を求めています。現在、日本では地域別最低賃金を考慮しています。これは地域により物価や労働者の賃金が異なることから、地域ごとの実情を踏まえて決定されるということです。陳情では最低賃金 1,500 円を求めています。最低賃金の決定要素はいくつかありますが、日本では事業主の支払い能力もその一つです。現在、最低賃金が 1,000 円にも満たない状況において、1,500 円はとても無理な話であり、この要求は実現不可能なものです。国による中小企業に対する支援も求めています。まずは支払能力がある状態にして、その後に要求をすべきであろうと。このままの要求であるならば、1,500 円としたならば、倒産する事業者が多く出て、本末転倒と言わざるを得ません。よく OECD との比較をし、日本が最低の場所にあると言われますが、国民負担率を比較して、いわゆる可処分所得がどの程度かの比較もきっちりやっていくべきだと思います。そういう意味で今回のこの陳情に対しては反対します。以上です。

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4 番 目須田修 登壇・討論〕

○4 番（目須田修） 議席番号 4 番、目須田修です。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書に賛成の立場で意見を申し上げます。

社会が目指す方向として、特に女性の自立・社会進出の応援が第一。そのためには、賃金での支援が大きいと考えます。政府の応援を求め、賛成の意見とします。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。原田重美議員。

〔13 番 原田重美 登壇・討論〕

○13 番（原田重美） 議席番号 13 番、原田重美です。最低賃金の改善を要望する意見書に賛成の立場で意見を申し上げます。

すでに皆さんが色々な角度から発言しておられるわけですが、現況の新型コロナウイルス感染症に伴う、雇用環境の悪化は深刻であります。これまでも、私は庶民の消費生活安定のために最低賃金の改善が必要と考えてきました。今回、1,500 円以上の一律アップという要望、これは現実的にはなかなか厳しいことと考えますが、生活の安定のためには、関係審議の中において努力をしてもらうことが必要であろうと考えています。また、中小企業の負担軽減に併せて、経済基盤が比較的弱い農業への配慮も必要であると考え、委員会では私も農業支援の文言を追加して意見書を提出することに賛成をしたわけでございます。残念ながら我が委員会では、委員長さんが反対の立場で討論されたのが悲しいのですが、議員各位におかれましては賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。清水均議員。

〔1 番 清水均 登壇・討論〕

○1 番（清水均） 議席番号 1 番、清水均です。陳情第 1 号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、賛成意見を述べます。

このことについて、中小企業支援策としても大変意味のあることであります。しかし、最低賃金を改善しないと低所得で生活が厳しいひとり親、特に非正規雇用が多い母子世帯では、休業や失業で県内でも苦境を深めている実態が浮き彫りになり、半数近くが月収 10 万円に満たないことが、県のアンケート調査でわかりました。ひとり親世帯の月収 10 万円未満の世帯は、23%から 48%に増え、非正規雇用世帯に限ると 6 割に達したとのことであります。日本は、子供の

7人に一人は貧困に陥っているとのことであります。コロナ禍によって貧困に直面しているのは、一人親だけでなく、両親がいても職を失ったり、収入が大幅な減収となり、一気に貧困に瀕した家庭も少なくないです。非正規の世帯も多い子育ての実情に目を向けてやらなければ、日本は少子化から抜け出すことはできません。SDGsにもあるように住民の暮らしを守ることは、日本の責務でもあります。日本の未来の社会発展の向上を願って賛成意見とします。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に賛成の討論をいたします。

非正規雇用や中小零細企業で働く多くの方は、最低賃金水準での賃金を余儀なくされ、また最低賃金の地域間格差による弊害も指摘されています。そして、今コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためにもGDPの6割を占めると言われる国民の消費購買力を高める必要があります。そのためにも最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。地域間格差が、地方から労働力が都市部に流失したり、地方の人口減少を加速させ高齢化と地域経済の疲弊を招いています。そこで中小零細企業や農林漁業など含めて、最低賃金の引上げへの対応ができるような支援策と経済対策を行うことを国・政府に求めている内容であります。

ちなみに隣の信濃町議会でも採択されており、地域間で足並みをそろえることも大事なことですし、当飯綱町議会でも昨年6月議会で同趣旨の陳情を採択しています。なぞ、この陳情審査の中で、農林漁業者が最低賃金引上げされても経営が維持できるよう支援策を拡充するよう、その項目を意見書に入れることにしています。以上、賛成討論とします。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、採択とすることに決定しました

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第17号 令和2年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号 令和 2 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 18 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 19 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 20 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 21 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 34 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 34 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 34 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。追加の議案書並びに議案の提案説明書 1 ページ上段をご覧ください。

改正理由及び主な改正内容をご説明いたします。本条例は、飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例及び飯綱町国民健康保険条例を同じ理由により一括で改正するものになります。それぞれの条例の附則に、新型コロナウイルス感染症の定義の規定がありますが、ここで新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政令の条項を引用し、新型コロナウイルス感染症を定義しています。今回、この法律及び政令の引用している条項が改正されたことに伴い、引用することができなくなったことから明文化するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第 10、議案第 35 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関

する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 35 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 35 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 1 ページ中段、並びに議案の新旧対照表をご覧ください。

改正理由ですが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の省令が改正されたことに伴い一部改正するものです。

主な改正内容ですが、新旧対照表で説明します。3 ページをお願いします。（1）感染症や災害への対応力の強化につきまして、第 22 条の 2（業務継続計画の策定等）、また 4 ページ、第 24 条の 2（感染症予防及びまん延の防止のための措置）が追加となります。（2）の高齢者虐待の防止推進につきましては、1 ページ第 4 条（基本方針）の 5 項と 6 項、3 ページ第 21 条 6 号（運営規程）、また、4 ページ第 30 条の 2（虐待の防止）が義務づけられました。（3）の介護現場のハラスメント防止・職場環境の改善の取組みにつきましては、3 ページ第 22 条（勤務体制の確保）に、4 項として職場におけるハラスメントの防止のための措置を講ずることが義務づけられるなど、勤務体制の確保と職場環境の改善への取組み規程の追加がなされました。

（4）制度の安定性・持続可能性の確保につきましては、第 22 条の 2（業務継続計画の策定等）で、感染症や災害時の業務継続計画の策定、感染症の予防・まん延の防止のための措置を講ずることが義務づけられました。（5）記録の保存等に係る見直しにつきましては、5 ページ第 34 条（電磁的記録等）で、各種の記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとされ、その範囲を明確化するよう改正となっています。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 11、議案第 36 号 飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 36 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 36 号 飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 1 ページ下段、並びに議案の新旧対照表をご覧ください。

改正理由ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令が改正されたことに伴い一部改正とするものです。

主な改正内容ですが、提案説明書の（１）から（５）につきましては、先ほどの 35 号と同様で関係する各条例の見直しです。先ほどと違います（６）会議や職種連携での ICT の活用ですが、新旧対照表で説明いたします。3 ページの第 33 条（衛生費等）の「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。」という条文です。4 ページ第 39 条（地域との連携等）以後の関係条文についても同様に、テレビ電話装置等の活用が記載となります。（７）ユニット型施設定員設備基準の見直しでございますが、26 ページ第 180 条（設備）のところですが、ユニット、居室のところの（イ）、「原則として、おおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。」など、現行のおおむね 10 人以下から見直す改正となっております。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号 飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 12、議案第 37 号 飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 37 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 37 号 飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 2 ページ中段、並びに議案の新旧対照表をご覧ください。

改正理由ですが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令が改正されたことに伴い一部改正するものです。

主な改正内容ですが、議案 35、36 号と同様ですが、（1）から（5）につきましては関係の条例の見直しを行ったものです。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号 飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 13、議案第 38 号 飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 38 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 38 号 飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 2 ページ下段、並びに議案の新旧対照表をご覧ください。

改正理由ですが、指定地域密着介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令が改正されたことに伴い一部を改正するものです。

主な改正内容ですが、前の議案と同様ですが、(1)から(6)につきまして、関係する各条例の見直しをするものです。

施行期日は、令和3年4月1日となります。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます

○議長(大川憲明) これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大川憲明) 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(大川憲明) 起立多数です。

したがって、議案第38号 飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで資料配布のため、暫時休憩とします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

◎議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第 14、議案第 39 号 副町長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇・説明〕（議案第 39 号）

○町長（峯村勝盛） 議案書をお願いします。議案第 39 号 副町長の選任について、下記の者を飯綱町副町長に選任したいから、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記。住所 長野市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名 池内武久、昭和〇年〇月〇日生。令和 3 年 3 月 19 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

提案説明を申し上げます。彼の職歴等につきましては、先般、全員協議会の中において、お話を申し上げましたので省略させていただきます。なお、ご決定をいただいた上での任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年でございます。この後、本人から思いを述べたいということで待機をしておりますので、お聞きしていただいた上でご同意をいただきますよう切にお願いを申し上げて、提案説明といたします。

○議長（大川憲明） それでは、所信表明を行っていただくため、これより暫時休憩とします。

休憩 午後 3 時 1 4 分

再開 午後 3 時 2 3 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を再開します。

提案理由に対する、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号 副町長の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 15、議案第 40 号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 40 号）

○税務会計課長（永野光昭） それでは、議案第 40 号 固定資産評価員の選任についてをお願いいたします。議案書及び議案の提案説明書 1 ページ下段をお願いいたします。

議案第 40 号 固定資産評価員の選任について、下記の者を飯綱町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第 404 条の規定により議会の同意を求める。

住所 長野市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名 池内武久、昭和〇年〇月〇日生まれ。令和 3 年 3 月 19 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

続きまして、提案説明書の 1 ページ下段をお願いしたいと思います。

提案理由でございますけれども、固定資産の評価及び価格の決定を補助するため、固定資産評価員を選任するものでございます。

提案内容としましては、先ほど議案第 39 号で同意されました、池内武久氏に固定資産評価員をお願いするものです。

地方税法第 404 条では、選任にあたっては議会の同意を得て選任することになっていること

から、今回議案としてお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 提案理由に対する、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号 固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 16、発議第 1 号 飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 10 番、清水満議員。

〔10 番 清水満 登壇・説明〕（発議第 1 号）

○10 番（清水満） 議席番号 10 番、清水満。発議書を朗読いたします。

発議第 1 号、令和 3 年 3 月 19 日、飯綱町議会議長 大川憲明 殿。

提出者、飯綱町議会議員 清水満。

賛成者、飯綱町議会議員 風間行男、伊藤まゆみ、青山弘

飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。一部改正の詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

提案理由をご説明申し上げます。一部改正をする箇所につきましては、飯綱町議会会議規則第2条「欠席の届出」、第1項及び第2項の一部を改正するもの、第89条「請願者の記載事項等」第1項の一部を改正するものです。

改正内容でございますが、第2条第1項について、飯綱町議会会議規則は欠席の理由を「疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産、災害、その他やむを得ない事由」に明文化しておりますが、今回標準町村議会会議規則の改正により標準町村議会会議規則で明文化されたことからそれを準用し、「公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」という表現に改めるものです。第2条第2項については、「議員」の表現を「前項の規定にかかわらず、議員」に、また「日数を定めて」を標準町村議会会議規則の改正で具体的な数字が示されましたので「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものであります。第89条第1項については、請願者の利便性の向上を図り、押印の義務付けを見直す観点から「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、また「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改めるものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。清水満議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第1号 飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第17、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号12番、渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第2号）

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。発議書を朗読いたします。

発議第2号、令和3年3月19日、飯綱町議会議長 大川憲明 殿。

提出者、飯綱町議会議員 渡邊千賀雄。

賛成者、飯綱町議会議員 清水均、中島和子、目須田修、荒川詔夫、伊藤まゆみ、原田重美。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロ

ナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、長野県では849円、最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万～150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で164円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連や長野県労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求める。記。

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。

2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、農林漁業を含めた中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長あて。

先ほど陳情の討論で申し上げたのですが、3つ目ところに「農林漁業を含めた」ということを入れまして、陳情審査の中での意見を反映させて、そのことも併せて国に求めるという内容となっていますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。渡邊千賀雄議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第 18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 121 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第 19、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会 3 月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

先ず今議会にご提案いたしました総ての議案につき、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度一般会計予算は、81 億 8 千万円と前年度と比較しますと 3 億 2 千万円の減額ではありますが、他町村と比較しますと決して少ない額ではありません。予算の執行に当たりましては、費用対効果、効率的で適正な、そして時を得た予算執行を行うなど、十分配慮してまいります。

副町長の選任につきましては、同意を頂き感謝申し上げます。デジタル化社会における、新たな行政の進め方が課題となっております。県職員としての経験や知識、ご自身の人望や友人、知人などを生かし、大きな戦力として飯綱町の発展に寄与して頂けるものと期待しております。

先日 2 年ぶりに小学校の卒業式に出席してまいりました。コロナ禍にあって開催されたものであり、式は縮小されたものでありましたが、胸に熱いものを感じる素晴らしい卒業式でありました。いろいろな行事については、コロナを理由として安易に中止を決めるのではなく、できる限りの工夫や思いやりの中で判断していくことが大切であると感じました。また、28 名の子供たちの巣立ちを見ていて、飯綱町として、この子供たちをサポートし、支援していくことが行政の大きな仕事である、と改めて感じました。そしてその思いを子供達に伝えました。一方中学校の卒業式は、未定という状況ではありますが、今年の卒業生は、平成 17 年に誕生した子供達であります。飯綱町が誕生した年でもあります。先月の 2 月、町は 15 周年の記念式典を開催しました。一つの区切りとして、意義のある式典であったと思っております。中学校でも、何とか卒業式が開催され、子供たちの心に、大きな感動と思い出を残してほしいと願っております。

結びに、新年度が間もなくスタートいたします。コロナ対策や人口増対策、将来を見据えた水道事業計画の樹立など課題も多くございますが、議会との強い連携の中、飯綱町が大きくス

テップアップする。そんな年になるよう、しっかり取り組んでいきたいと思っております。議員各位には従来にも増して、一層のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつと致します。いろいろ有難うございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和3年3月飯綱町議会定例会を閉会します。
ご苦労様でした。

閉会 午後 3時46分

予算決算常任委員会審査報告書

令和3年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡 邊 千賀雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第16号	令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第9号）	可 決
議案第22号	令和3年度飯綱町一般会計予算	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第16号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第9号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第22号 令和3年度飯綱町一般会計予算

3月3日の本会議において、議長より上記議案について審査の付託を受けた。

予算決算常任委員会では、2小委員会で分割審査し、3月16日開催の委員会において、各小委員長より詳細な報告を受けた。

総務産業小委員会の風間小委員長より報告があり、終了後に質疑を行った。

質 疑：長野市には優良な賃貸物件が多く、転出が進む要因の一つと考えられる。その対処には賃貸物件を増やすことが必要不可欠との回答がある。対処と理由が対応していない。優良な賃貸物件とはどのようなものかという質問はなかったか。

回 答：なかった。

福祉文教小委員会の伊藤小委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和3年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第1号	長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について	可 決
議案第5号	飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	可 決
議案第6号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第7号	飯綱町基金条例の一部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第12号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第13号	飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第14号	飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	可 決
議案第15号	飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第23号	令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第28号	令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決

議案第 29 号	令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第 31 号	令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
議案第 33 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 1 号 長野市及び飯綱町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 5 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

質疑①：選挙運動用自動車に関して、自家用車を使用した場合、燃料代や運転手の雇用は公費負担という理解でよいか。

回答①：お見込みのとおり。

質疑②：家族所有の車は借入れの支払いの対象になるのか。

回答②：適用を受けようとする者と生計を一にする親族を除くということになっている。

質疑③：金額に違反するようなことはあり得るのか。

回答③：上限なので、それ以上かかる場合は自己負担ということになる。公費負担できるのはこれが上限となる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 6 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：管理職手当の月額の上限が 100 分の 15 ということだが、管理職手当は一律ということだよいか。

回答①：現状は管理職手当を一律支給している。6級の課長であると最高号俸の410,200円の10%が一律で支給されている。

質疑②：課長もそれぞれ号俸が違うと思うが、級の最高月額100分の15ということか。

回答②：現状は級の最高月額100分の10を全員に支給している。今後は100分の15を上限に、職責や経験年数等により支給するよう、規則の制定を検討していく。

質疑③：予算としては何人該当して、どの程度増となるか。

回答③：行政職では、課長10名、参事1名、課長補佐2名、その他再任用、任期付職員で5級以上の職員に支給されている。今回、上限の引上げは行おうが、全員に15%を適用するかということは規則制定の際に検討する。仮に課長が15%に上がった場合は、一人当たり約2万円の増となる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第7号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

質 疑：町長があいさつの中で「飯綱町水道施設整備基金」について、10年で8億円という目標を示した。それ以上積み立てるという将来の事業設計はあるのか。

回 答：今のところ令和3年度で2,500万円計上している。その後8,000万円の10年間ということとで進んでいる。それ以上のことはその時に判断することになる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第10号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

質疑①：貸店舗についてメーラプラザで行っているパワーリハビリテーションとは違うのか。

回答①：いいづなコネクトWEST（旧西小）の貸店舗の用途は、筋力トレーニングを行うジムの運営である。

質疑②：駐車場は1台につき1か月500円となっているが、たまに利用する者はどうしたらよいか。

回答②：条例の駐車場の使用料とは、テナント社用車の駐車場代金である。いいづなコネクトの一般利用者の駐車場利用料は無料である。

質疑③：トレーニングジムの利用料はいくらか。

回答③：民間事業者は収入を安定させるため月額制を採用すると思われ、月額4,000～5,000円程度の利用料になるのではないかと。

質疑④：民間に店舗として貸出した場合、利用料の徴収は誰がするのか。

回答④：貸店舗の賃料は指定管理者が徴収し、指定管理者の収入になる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 12 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

質 疑：消費税転嫁対策特別措置法とはどのようなものか。

回 答：消費税が 8%から 10%に引上げされた際に、引上げ分を消費税とせず、引上げ前の価格に据え置き、原価を減額する行為を禁ずるための特別措置法であり、商品価格と消費税額を表示することが必要であった。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 13 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 14 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

質 疑：使用料収入の箇所に「計測装置使用料」とあるがどのようなものか。

回 答：自家水（井戸、簡易水道等）を下水道に排出する場合で、町が貸与したメーターの使用料のことである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 15 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 23 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 28 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質 疑：歳出で予備費を計上するとはどういうことか。

回 答：歳入に対して、充当する歳出科目がないことから予備費としており、最終的に全て売却した後に、一般会計に繰出しをすることとなる。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

○議案第 29 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：牟礼上水道事業と三水上水道事業の一本化はいつから実施するのか。

回答①：令和 3 年度に牟礼地区と三水地区を併せた飯綱町全体の水道事業基本計画の策定業務を行い、令和 4 年度にそれを基に飯綱町上水道としての認可申請を行う予定でいる。国・県の許可後にすみやかに実施したい。

質疑②：土橋水源のさく井により、ある程度の水量が出た場合はどのように進めるか。

回答②：三水地区においては、潤沢な水量が確保できれば深井戸水源の割合を増やすことができ、また、今後更新を予定する三水浄水場の規模を縮小することも考えられる。土橋地区の水源は現在 1 基しかないため、予備的水源としても期待ができる。

質疑③：基本計画の策定にあたり、水道審議会との兼ね合いはどうするか。

回答③：水道事業運営審議会に諮っていく。

質疑④：令和 3 年度の基本計画策定業務は指名競争入札となるのか。その際の指名業者は何社くらいになりそうか。

回答④：指名競争入札となる。詳細はこれから検討していく。

質疑⑤：長野市の水道事業は企業局が運営しているが、一本化した後の飯綱町の運営方法はどのように考えているか。

回答⑤：今のところ現状通り建設水道課が運営していく予定。今後の事業拡大に伴い、職員体制も検討していきたい。

質疑⑥：柿原地区の今後の水道事業はどのようになるか。

回答⑥：柿原地区については、民間の別荘分譲地で町給水区域外である。ただし、現在の実情を勘案し、牟礼地区・三水地区の統合基本計画の策定に併せて、計画給水区域とするための認可変更等を検討していきたい。県との協議等も必要となるため、現在は未定である。

質疑⑦：昨年度と比べ給水戸数と給水収益は増加しているが、給水水量は減少しているのはなぜか。

回答⑦：水道料金については、飯綱町では口径別の基本料金に水量料金を加えて算出している。現在、コロナ禍で水の動きを予想することは難しいが、昨年度と比べ給水戸数の増加に伴う各料金を想定し、また基本水量内の動きと節水意識の高まりを考慮して給水水量を減少とした。

意見①：旧牟礼村と旧三水村との合併協議の際に、互いの水道の在り方について大きな議論となった。今後、両水道事業の一本化を実施していくにあたり、課題を洗い出し、解決できるような基本計画の策定を目指してほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 31 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：サッカー場について、長野パルセイロと連携協定を結んでいると思うが、その位置付けはパルセイロと町なのか、パルセイロとカンマッセなのか、それとも三者なのか。

回答①：町は、長野パルセイロと「まちづくり包括連携協定」を結んでおり、この協定は、サッカー場に限ったものではなく、町全体でスポーツの振興、地域の活性化、健康増進に関することなどを連携して行い、活力あるまちづくりを目指すものである。

質疑②：サッカー場の人工芝の張替えに係る費用はどこが支払うのか。

回答②：人工芝の耐用年数は 10 年程と言われている。常時、スポーツトラクターなどでサッカー場を整備しているが、人口芝の張替えなど大規模な修繕については、町が支出する。

質疑③：サッカー場の人工芝の修繕について、修繕費用がいくらかかった場合に指定管理者ではなく町の支払いとなるのか。

回答③：協定により、経年劣化による 30 万円以上の修繕費については、町が支払う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を 求める陳情

説明者：長野地区労働組合総連合 事務局長 成田 隼 氏

質疑①：資料 2 で、海外の賃上げ率と日本の賃上げ率を比較しているが、日本円で最低賃金の比較をしてほしい。

回答①：検討していきたい。

質疑②：意見書では、中小企業ではなく、農林漁業を含めた中小企業としてもよいか。陳情趣旨は変わらないと思う。

回答②：構わない。

質疑③：この陳情は、長野県全自治体に対して行っているか。

回答③：6 月末までに行う予定。

質疑④：運動論として、企業だけでなく幅広く運動する考えは。

回答④：様々な実態を調査していきたい。

質疑⑤：最低賃金の1,500円は固持するのか。

回答⑤：1,500円は求めていく。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和3年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第8号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決
議案第9号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第11号	飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例	可決
議案第24号	令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第25号	令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第26号	令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第27号	令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第30号	令和3年度飯綱町病院事業会計予算	可決
議案第32号	第4期飯綱町地域福祉計画の策定について	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑：今回改正となる計算方法は自治体によって変わるのか。

回 答：全国一律である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 9 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 11 号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例

質疑①：子育て応援祝金を 20 万円とする根拠と子育て応援会議のメンバーの年代層は。

回答①：町長から 20 万円位でどうか子育て応援会議に意見を聞いて欲しいという指示があった。

会議では、他の自治体の祝金よりも比較的高額であり、とてもありがたいとの意見があった。出産費用に係る助成という性質ではなく、あくまでも町を挙げてお祝いするための祝金で、今以上に健やかな成長を応援するもの。子育て応援会議のメンバーはほぼ 30 代から 40 代前半。

質疑②：3 年間居住しないと支給しない根拠は何か。

回答②：生まれる前に転入して、出産後 1 年以内に転出したケースがあったため、4 年前に施行規則を改正した。

質疑③：地方交付税の人口算定の基準は何か。

回答③：国勢調査の人口数である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 24 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：来年度の事業収入が増えているのは、利用者が増えるという見込みによるものか。

回答①：今年度利用者が増加した。コロナ禍で入院中面会ができず在宅を希望される方、また最期を自宅で迎えたい方が増えてきている。

質疑②：毎年、基金繰入金を予算に計上しているが使わず済んでいる。基金を使う予定はあるのか。

回答②：事業所の建物などについては要検討と考えているが、現時点で具体的な予定はない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 25 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質疑①：国民健康保険特別会計の基金積立てについて、令和元年度 3,000 万円の積立てを行っており、現在残高 1 億 4,000 万ほどとのことだが、どのように何のために積み立てをして

いるのか。令和2年度も積立てを行うのか。

回答①：令和3年度は繰越金を3,000万円ほど予定しているが、令和3年度に県へ支払う納付金の財源とする予定。基金の積立ては行わない。来年度の所得割額がどのくらいになるかまだ不明だが、世の中の情勢の影響により所得割額が減額となり国保税が減収となった場合、繰越金で不足するようであれば、基金の取崩しを行うことも考えている。

質疑②：一般会計からも繰入金があるが、基金の積立てがある中で、繰入れは必要なのか。国保特別会計の中だけでやりくりするという方式にはならないのか。どういった場合、国保の基金を取り崩すのか。

回答②：平成30年度から国保財政の運営主体が県に移行されたが、それまでは市町村がそれぞれの国保会計の中で対応していたため、高額な治療を受ける方が出るなどの急な支出に対応するため、基金を積んで予備的な予算を持っている必要があった。県が国保財政の運営主体となった現在は、急な医療費の増加に対する心配はなくなったが、増加した医療費が納付金の算定に反映されるため、その都度税率をあげて対応せずに済むよう基金を充てて対応していくことを考えている。令和3年度は所得割額の減少が見込まれるため、基金への積立ては行わず、3,000万円を繰越金とすることで対応することとした。一般会計からの繰入金は、国保税の軽減制度に対する国や県の負担金など一般会計を通して国保会計に繰り入れているもの。今後の急な財源不足は基金取崩しで対応していく予定。

質疑③：出産育児一時金は町独自の制度か。

回答③：市町村ごとに定める制度だが、出産育児一時金は県内全市町村実施している。葬祭費は県内76市町村が実施（未実施1市町村）しており、市町村によって支給金額が違う。

質疑④：国保税歳入の滞納繰越分については、必ず納めてもらうものとしての収入見込みでよいのか。

回答④：滞納整理については、税務会計課収納係で主に対応しているが、滞納している方の財産調査・分納誓約・差し押さえなどを行い、徴収に努めている。国保年金係としては、短期証（1カ月証、3カ月証、6カ月証）を発行することで納付・納税相談の機会を設けて対応している。

質疑⑤：歳出の予備費は何に使う予定か。

回答⑤：繰越金3,000万円の一部を納付金へ充てる予定で予算編成しているが、国保税の所得割額がコロナの影響で減収となれば、予備費も納付金の支払いに充てる予定。

質疑⑥：令和2年度は検診が受けられない状況が続いているが、特定検診の受診率低下による令和3年度の県支援金の分配への影響はあるか。

回答⑥：特定検診の受診率は保険者努力支援制度の補助金に影響するが、令和3年度にはまだ反映しない。今後どのような影響が出てくるかについては、まだ県からはっきりした通知はない。コロナの影響以外に、検診車が出ないことも受診率低下につながっていることがあり、補助金にも影響することなので、健康管理センターの検診担当と今後受診率を高めるため相談していきたい。

□保健福祉課

質疑①：特定健康診査等事業費の特定財源である特定健診等負担金とは、特定健診以外にも含んでいるのか。

回答①：特定健診と特定保健指導が対象である。

質疑②：総合健診について、毎年受診できるようにならないか。

回答②：総合健診委託先である飯綱病院との協議が必要となる。委託先の受入数等が課題であり、現状どおりとしたい。

質疑③：通院の際に行った血液検査等のデータを流用して、特定健診に活用できないか。

回答③：特定健診にはいくつかの必須項目があり、その内の一部のデータだけの提供を受けても特定健診を実施したことにはならない。通院時に必須項目すべての検査を行い、そのデータ提供があった場合は特定健診として取り扱う。

質疑④：町民全体の受診率を把握できないか。

回答④：社会保険や共済等の保険者ごとのデータを把握することが現状ではできないため、受診率の算定はできない。

意見①：医療費の縮減の観点から、複数の医療機関にかかっている場合、処方される薬が重複しないようにするなど、一元的な管理、指導をお願いしたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 26 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 27 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑①：介護保険料は変わらないが、保険給付費は昨年と比べて下がっている。サービスの低下と思うがどうか。

回答①：予算では必要サービス量を過去の実績により推計して計上している。サービスの内容に変更はない。

質疑②：歳入部分で、国庫支出金などの財源が前年に比べて減少しているが。

回答②：保険給付費、地域支援事業は、それぞれ補助事業を活用して実施している。保険給付費については、国 25%、県 12.5%、町 12.5%、1号保険料約 23%、給付費交付金 27%という財源構成であり、それに応じて予算を見込んでいる。保険給付費と地域支援事業では財源構成が異なっているが、同じような仕組みである。

質疑③：保険給付費が減少している理由は。

回答③：給付費は、過去の実績をベースに 12 か月相当分を見込んで積算している。サービス利用についてはコロナウイルスの影響は若干であり、大きな影響はないものと考えている。

質疑④：保険料収入が増えるので、保険料を上げないということか。

回答④：保険料については、介護サービスの事業量や給付費の見込み、地域支援事業の見込みを踏まえ、3年間の事業費総額を算定し、1号被保険者の人数により負担相当を見込み、調整交付金や準備基金の取崩し活用を経て、必要保険料を見込んでいる。そして、基準月額に対して、所得段階に応じた負担割合をそれぞれの人数を考慮し見込んでいる。保険料は若干増える見込みで、準備基金については見込額が昨年に比べ減少している。給付費が伸びる場合には、計画の範囲内で基金の活用により補い、必要保険料分を確保していく。

質疑⑤：保険料は現状維持か。

回答⑤：7期と同様である。

質疑⑥：昨年度は、実質収支が60万円位であったと思う。予算に基金積立金を計上していないが。

回答⑥：基金の積立は予定していない。当初予算では科目存置で1,000円の計上である。国庫補助などを活用しているが、実績に応じて翌年度に精算交付金が交付される場合があり、剰余金として介護報酬支払準備基金へ積むようにしている。基金は保険料上昇を抑えるために活用しており、全体的に影響する基準保険料の上昇に繋がらないように考えている。

質疑⑦：歳入で保険者努力支援交付金とあるが、いつからあるのか。

回答⑦：令和2年度の途中からである。

質疑⑧：令和2年度は、当初予算に計上することができなかったということか。

回答⑧：新たに創設された交付金である。

意見①：町全体の予算規模が大きくなっている。一般会計では、保健福祉分野が総務費に次いで多い。今後の社会情勢を察すると予算規模は増加すると考えられるため、財政見直しについての計画的なものがあると予算審議の参考となるのでお願いしたい。

質疑⑨：介護保険の報酬改定について、若干上乘せとの情報があるが予算に反映されているか。

回答⑨：報酬改定については、予算編成時期の12月を過ぎてから通知が届いたため、当初予算には反映されていない。引上げ分については、実情に応じて補正予算で対応する予定。引上げは、基本報酬のプラス0.7%であり、内容は自立支援や重度化防止、ICTの活用などの加算、新型コロナウイルス対策の上乗せなどである。

質疑⑩：介護保険支払準備基金の取崩しが予定されているが、基金の保有高についての見通しは。

回答⑩：基金保有残高については、どのくらいの水準が妥当なのかという考えの根拠は持っていない。次期の計画でも、3か年で1億5,000万円位の取崩しを見込んだ。単年で5,000万円程度を見込み、給付費の不足が生じた際に活用をするという考え方である。ただし、過去の計画期間では、基金の取崩しはほとんどしていないのが実情。現在の基金残高は、決算前であるが2億7,000万円程度。介護予防に努めながら、給付費の抑制につなげたい。

質疑⑪：認知症の方の賠償保険の話があったが、今年度、行方不明になった認知症の方はいたか。

回答⑪：2人いた。

質疑⑫：認知症の方が行方不明になった場合の捜索手段として考えられることは。

回答⑫：GPS機器導入に対する補助があるが、まだ利用はない。また、GPS発信機ではなく、

衣類にQRコードのタグを付けるなどの方法もあるため、今後、研究したい。

質疑⑬：認知症になる方は増えているか。

回答⑬：認知症に対する意識変化により、主治医に早めに相談するようになったためか、地域包括支援センターへの相談は減ってきている。

質疑⑭：認知症サポーター養成講座、オレンジリングはまだやっているのか。

回答⑭：町や社協で行っている。

質疑⑮：予算の事項別明細で特例とつく項目があるが、特例の意味と地域未着型の意味は。

回答⑮：特例は、要介護認定区分が決定される前に、緊急に介護サービスを受けた場合に給付する場合のことであり、通常の給付とは区分している。地域密着型は、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように創設された介護サービスであり、町で指定した事業者がサービスを行う。町民が対象で、事業者にはニチイケアセンター、みつえ、りんごパーク、さんばが該当する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 30 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：飯綱病院のコロナウイルスワクチンの接種に向けた準備状況は。

回答①：現在保健福祉課と協議しているが、当該事業は保健福祉課が所管のため、詳細は所管課に。

質疑②：飯綱病院の長期的な経営状況の見通しについて、病院のあり方を検討する時期では。

回答②：長野県地域医療構想を踏まえ、求められる地域医療の提供のため、体制を検討していく。

意見①：地域医療が弱体化すると住民が離れ、人口減少の加速につながる。医療の確保を推進してほしい。

質疑③：飯綱病院ホームページは見やすく制作されているが、近隣病院等と協力があつたのか。

回答③：直接の協力はなかったが、県内自治体病院がホームページの改善を集中して行った時期があつた。

質疑④：SNSによる発信はどうか。

回答④：内容に負うべき責任が大きすぎると思われ、行っていない。

質疑⑤：ネット上で病院の評価を見ることができるが、飯綱病院の評価はどうか。

回答⑤：いくつか見たところ、あまり悪い評価はみられなかった。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 32 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定について

質疑①：つながり隊の構成について、区長や組長が委員になっているケースが多く、委員の任期が終わると交代になってしまい、つながり隊自体が繋がっていないという課題がある。継続したコーディネート体制の確立に対する取組みは。

回答①：つながり隊は、社協の組織である。基本的に専任として依頼していると聞いているが、

区や組の事情により区長や組長が兼務という地区が多い状況。社協に課題を伝え検討するよう促す。

質疑②：「ボランティアアドバイザー養成します。」と記載しているが、ボランティアの捉え方が人それぞれで違っており、ボランティアと認識せずに活動していることがあると思う。継続して取り組んでくれる人材をどう発掘していくかが課題である。ボランティア協議会がとてもよい活動をしているため、啓発の徹底を。もう少し気軽に参加できるような仕組み作りが必要ではないか。

回答②：ボランティア活動に参加したいという人が相談窓口を訪れ、具体的な活動へと繋がるには、活動の種類や内容、活動方法を知っている人がいろいろな場所に多数いる状態が必要なため、ボランティア連絡会などから新たなアドバイザーの育成を図る必要がある。社協と連携して意識の醸成を図る体制を構築していきたい。

質疑③：若い人がボランティア活動に参加できるような仕組み作りなど、施策の展開を図るべきではないか。

回答③：社協のボランティアコーディネーターや今後育成を予定しているアドバイザーからの情報発信を進めたい。

質疑④：令和元年度の行方不明者情報のメール配信サービス登録者は 630 人いる。登録者の増加を促すことも地域で支える取組みになると思うので周知活動を推進したらどうか。

回答④：防災部門と連携してPRしていきたい。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

3 番

4 番

5 番